

第百六十九回国
参議院
総務委員会
會議録
第八号

平成二十年四月八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

丸川 珠代君

補欠選任

泉 信也君

出席者は左のとおり。

委員長

高嶋 良充君

理事

加藤 敏幸君

那谷屋正義君

内藤 正光君

河合 常則君

末松 信介君

委員

梅村 聡君

加賀谷 健君

行田 邦子君

樺葉賀津也君

武内 則男君

外山 斎君

長谷川憲正君

吉川 沙織君

磯崎 陽輔君

世耕 弘成君

二之湯 智君

溝手 顕正君

吉村剛太郎君

魚住裕一郎君

弘友 和夫君

山下 芳生君

又市 征治君

国務大臣

総務大臣

増田 寛也君

副大臣

総務副大臣

谷口 隆義君

事務局側

常任委員会専門員

高山 達郎君

政府参考人

内閣府政策統括官

藤岡 文七君

内閣府政策統括官

齋藤 潤君

内閣府地方分権改革推進委員会事務局次長

松田 敏明君

総務省自治行政局長

岡本 保君

総務省自治行政局長

久保 信保君

総務省自治税務局長

河野 栄君

消防庁長官

荒木 慶司君

財務大臣官房審議官

川北 力君

資源エネルギー庁資源・燃料部長

北川 慎介君

国土交通大臣官房審議官

菊川 滋君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査(平成二十年度地方財政計画に関する件)

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法特別等に関する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

提出、衆議院送付)

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(高嶋良充君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、丸川珠代君が委員を辞任され、その補欠として泉信也君が選任されました。

○委員長(高嶋良充君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方税法等の一部を改正する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府政策統括官藤岡文七君外九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高嶋良充君) 行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題といたします。

平成二十年度地方財政計画について政府から説明を聴取いたします。増田総務大臣。

○国務大臣(増田寛也君) 平成二十年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、基本方針二〇〇六及び基本方針二〇〇七に沿って、歳出全般にわたって見直しを行い、その抑制に努めております。一方、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的、主体的な地域活性化施策の充実等に要する財源を確保するため、歳出の特別枠である地方再生対策費を活用して、歳出の特別枠である地方再生対策費を創設するとともに、地方団体の

安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を増額して確保することを基本としております。

また、引き続き生じる財源不足については、適切な補てん措置を講ずることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしております。

以上の方針の下に、平成二十年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十三兆四千四百億円となり、前年度に比べ二千七百五十三億円の増となっております。

以上が、平成二十年度地方財政計画の概要であります。

○委員長(高嶋良充君) 次に、補足説明を聴取いたします。谷口総務副大臣。

○副大臣(谷口隆義君) 平成二十年度の地方財政計画につきましては、ただいま総務大臣から御説明をいたしましたとおりであります。なお若干の点につきまして補足して御説明いたします。

地方財政計画の規模は、八十三兆四千四百億円となっております。

まず、その主な歳入について御説明いたします。

地方税の収入見込額は、四十兆四千七百三億円で、前年度に対し九百七十五億円、〇・二％の増加となっております。

また、地方譲与税の収入見込額は、総額七千二百十七億円で、前年度に対し六十四億円、〇・九％の減少となっております。

次に、地方特例交付金等につきましては、減収補てん特例交付金の創設等により、総額四千七百三十五億円で、前年度に対し一千六百十五億円、五一・八％の増加となっております。

地方交付税につきましては、平成二十年度の所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ法定割合の額の合計額十四兆七千五百二十七

億円から、平成十八年度決算等に係る精算額二千八百七十億円を減額し、一般会計からの加算額六千七百四十四億円を加算した額十五兆一千四百一億円で、地方交付税法の定めるところにより、平成十九年度からの繰越額五千八百六十九億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る利子充当分五千七百一十一億円を減算する等の措置を講じることにより、総額十五兆四千六百一十一億円を計上いたしました結果、前年度に対し二千三百四十四億円、一・三%の増加となっております。

国庫支出金は、総額十兆八百三十一億円で、前年度に対し九百八十八億円、〇・九%の減少となっております。

次に、地方債につきましては、臨時財政対策債二兆八千三百三十二億円を含め、総額九兆六千五百五十五億円、前年度に対し四百七十四億円、〇・五%の減少となっております。

次に、主な歳出について御説明いたします。まず、給与関係経費についてであります。五年間で五・七%の純減目標に基づく定員純減を各年度均等に行うこととした上で、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、全体として二万八千三百九十九人の純減を行うとともに、地域民間給与の適切な反映等と内容とする給与構造改革等を見込むことにより、総額二十二兆二千七百一十一億円、前年度に対し三千四十億円、一・四%の減少となっております。

次に、一般行政経費につきましては、総額二十六兆五千四百六十四億円、前年度に対し三千六百五十三億円、一・四%の増加となっております。このうち、国庫補助負担金等を伴うものは、社会保障関係経費の増等により、十一兆五千六百六十億円、前年度に対し三千三百六十億円、三%の増加となっております。

また、国庫補助負担金を伴わないものにつきましては、十三兆八千四百十億円、前年度に対し一千百億円、〇・八%の減少となっております。さらに、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費につきましては、平成二十年四月から長

寿医療制度が施行されること等に伴い、総額一兆一千三百九十四億円、前年度に対し一千三百九十三億円、一・三・九%の増加となっております。

地方再生対策費は、先ほど大臣から御説明申し上げましたとおり、地方団体が自主的、主体的に取り組む地域活性化施策に必要な経費について、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して歳出の特別枠として創設するものであり、総額四千億円となっております。

公債費は、総額十三兆三千七百九十六億円で、前年度に対し二千三百億円、一・七%の増加となっております。

投資的経費は、総額十四兆八千五百一十一億円で、前年度に対し四千七百七十七億円、二・七%の減少となっております。このうち、直轄事業負担金につきましては、一兆一千五百五十二億円で、前年度に対し二百九十九億円、一・九%の減少、補助事業につきましては、五兆三千六百九十二億円で、前年度に対し一千三百八十一億円、二・五%の減少となっております。

また、地方単独事業につきましては、八兆三千三百七十七億円で、前年度に対し二千五百七十七億円、三%の減少となっております。

公営企業繰出金につきましては、地方公営企業の経営基盤の強化、上下水道、交通、病院等生活関連社会資本の整備の推進等に配慮することとし、総額二兆六千三百五十二億円で、前年度に対し八百九十七億円、三・三%の減少となっております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(高嶋良充君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長(高嶋良充君) 地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。増田政府から順次趣旨説明を聴取いたします。

総務大臣。(増田寛也君) 地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の改正を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、個人住民税の改正であります。寄附金税制における控除対象寄附金を拡大する等の措置を講ずるとともに、地方団体に対する寄附金税制を見直すこととしております。また、上場株式等の配当等に係る都道府県民税配当割及び上場株式等の譲渡所得等に係る都道府県民税株式等譲渡所得割等の軽減税率を廃止し、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の仕組みを導入するほか、公的年金からの特別徴収制度を創設することとしております。

その二は、自動車取得税及び軽油引取税の改正であります。税率の特例措置を平成三十年三月三十一日まで延長することとしております。

その三は、公益法人制度改革に対応した所要の改正であります。従来の民法三十四条法人に対する非課税措置を公益社団法人及び公益財団法人等に対する非課税措置に改組するなど所要の改正を行うこととしております。

その他、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、地方法人特別税等に関する暫定措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に對して譲与するために必要な事項を定める必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、法人の事業税の税率の引下げに関する事項であります。

法人の事業税につきましては、資本金一億円以下の普通法人等に係る年八百万円を超える所得及び清算所得に適用される税率を五・三%に引き下げる等の措置を講ずることとしております。

その二は、地方法人特別税の創設に関する事項であります。

地方法人特別税は、法人の事業税の納税義務者に対して課する国税とし、法人の事業税額を課税標準とすることとしております。税率は、資本金一億円以下の普通法人等について八一%とする等としております。また申告及び納付、賦課徴収等については、法人の事業税と併せて行うこととしております。

その三は、地方法人特別譲与税に関する事項であります。

地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額を、使途を限定しない一般財源として人口及び従業者数の基準等により都道府県に對して譲与することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御

説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成二十年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に、平成十九年度からの繰越額、法定加算額及び交付税特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額を控除した額十五兆四千六十一億円とすることとしております。

次に、平成二十年度及び平成二十一年度に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金償還を平成二十六年度以降に繰り延べるとともに、平成二十一年度から平成三十五年度までの間における国の一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例等を改正することとしております。

また、地方再生に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として地方再生対策費を設けるとともに、平成二十年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとしております。

あわせて、住宅借入金等特別税額控除を行うことによる地方公共団体の減収額を埋めるため、減収補てん特例交付金を創設することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(高嶋良充君) 次に、地方法人特別税等に関する暫定措置法案について補足説明を聴取いたします。谷口総務副大臣。

○副大臣(谷口隆義君) ただいま説明されました

地方法人特別税等に関する暫定措置法案の主な内容につきまして、補足して御説明申し上げます。

まず、総則であります。

第一条は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に對して譲与するため、必要な事項を定めるというこの法律の趣旨を規定するものであります。

次は、法人の事業税の税率の特例であります。

第二条は、平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)が一億円を超える普通法人の所得割の標準税率については、所得のうち年四百万円以下の金額は百分の一・五(現行百分の三・八)、所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額は百分の二・二(現行百分の五・五)、所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得は百分の二・九(現行百分の七・二)、資本金が一億円以下の普通法人等の所得割の標準税率については、所得のうち年四百万円以下の金額は百分の二・七(現行百分の五)、所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額は百分の四(現行百分の七・三)、所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得は百分の五・三(現行百分の九・六)、特別法人の所得割の標準税率については、所得のうち年四百万円以下の金額は百分の二・七(現行百分の五)、所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得は百分の三・六(現行百分の六・六)、収入金額課税法人の収入割の標準税率については、百分の〇・七(現行百分の一・三)にするものであります。

次は、地方法人特別税の創設であります。

第三条は、基準法人所得割額とは、地方税法の規定(課税免除及び不均一課税、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除、

租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額の控除並びに法人の事業税の減免に関する規定を除き、税率については、標準税率によるものとする。基準法人収入割額において同じ。)によって計算した所得割額とし、基準法人収入割額とは、地方税法の規定によって計算した収入割額とする用語の定義を定めるものであります。

第五条は、法人は、地方法人特別税を納める義務があることとするものであります。

第六条は、法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額には、国が地方法人特別税を課することとするものであります。

第八条は、地方法人特別税の課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額とするものであります。

第九条は、地方法人特別税の額は、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人については、基準法人所得割額に百分の百四十八の税率を乗じて得た金額、所得割額によって法人の事業税を課される法人(付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人を除く。)については、基準法人所得割額に百分の八十一の税率を乗じて得た金額、収入割額によって法人の事業税を課される法人については、基準法人収入割額に百分の八十一の税率を乗じて得た金額とするものであります。

第十条は、地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行うこととするものであります。

第十一条は、地方法人特別税の申告は、当該都道府県の法人の事業税の申告の例により、当該都道府県の法人の事業税の申告と併せて、当該都道府県知事に対して行わなければならないとするものであります。

第十二条は、地方法人特別税の納税義務者は、地方法人特別税を当該都道府県の法人の事業税の納付の例により、当該都道府県の法人の事業税の

納付と併せて当該都道府県に納付しなければならないとするものであります。また、都道府県は、地方法人特別税の納付があった場合には、当該納付があった月の翌々月の末日までに、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むこととするものであります。

第十三条は、都道府県は、地方税法の規定により法人の事業税の所得割又は収入割の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、当該都道府県の法人の事業税の還付の例により、当該法人の事業税の所得割又は収入割と併せて納付された地方法人特別税の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならないとするものであります。

第十六条は、地方法人特別税に係る充当の特例について定めるものであります。

第二十条は、地方法人特別税の賦課徴収又は申告納付について、都道府県知事は、総務大臣に対し、地方法人特別税の申告の件数、地方法人特別税額、地方法人特別税に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。総務大臣は、必要があると認める場合には、都道府県知事に対し、当該都道府県に係る地方法人特別税の賦課徴収又は申告納付に関する事項の報告を求めることができる。総務大臣が都道府県知事に対し、地方法人特別税及び法人の事業税の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを求めた場合には、都道府県知事は、関係書類を総務大臣又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させることを定めるものであります。

第二十四条から第三十一条までは、地方法人特別税に係る罰則について定めるものであります。次は、地方法人特別譲与税の創設であります。

第三十二条は、地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額に相当する額とし、都道府県に對して譲与するものであります。

第三十三条は、毎年度、各都道府県に對して譲与する地方法人特別譲与税の額は、地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府

県の人口で案分した額及び地方人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数で案分した額の合算額（財源超過額調整団体にあつては、当該合算額に個別財源超過額調整額を加えた額）とするものであります。

第三十四条は、地方人特別譲与税は、毎年度、五月、八月、十一月及び二月に、それぞれ、五月にあつては二月から四月までの間に収納した地方人特別税の収入額に相当する額、八月にあつては五月から七月までの間に収納した同税の収入額に相当する額、十一月にあつては八月から十月までの間に収納した同税の収入額に相当する額、二月にあつては十一月から一月までの間に収納した同税の収入額に相当する額を譲与するものであります。また、各譲与時期ごとに各都道府県に對して譲与する地方人特別譲与税の額は、各譲与時期ごとに譲与すべき額から財源超過額調整額の四分の一に相当する額を控除した額（以下「各譲与時期ごとの地方人特別譲与税基本額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口で案分した額及び各譲与時期ごとの地方人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数で案分した額の合算額（財源超過額調整団体にあつては、当該合算額に個別財源超過額調整額の四分の一に相当する額を加えた額）とするものであります。

第三十七条は、国は、地方人特別譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないとするものであります。このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上でございます。

○委員長（高嶋良充君） 以上で趣旨説明及び補足の聴取は終わりました。

なお、地方税法等の一部を改正する法律案の補足説明につきましては、理事会において、本日の会議録の末尾に掲載することといたしました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加藤敏幸君 おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の加藤敏幸でございます。本日は地方税関連三法案に関する質問ということで、ややざつくりとした関連の質問から入っていきたいというふうに思います。

まず最初に、今日的な状況の中で、特に暫定税率の期限切れに關しましていろいろ意見等が寄せられておりますので、このことについて伺いをしたいというふうに思います。

福田総理大臣は、三月三十一日の記者会見におきまして、暫定税率を廃止すれば消費税一％分に相当する二・六兆円の財源を失い、将来にツケを回すことになる、政治のツケを国民に回すことになり、暫定税率を維持できずに混乱を招いたことをおわびすると、このように述べられておりました。おわびをするということでございますが、それがどのような被害、迷惑を被っているのかという問題になると思います。

各都道府県等、都道府県の知事の皆さん方があらゆる場面を使って、地方として予定された事業が実行できないとか税収の問題等を含めていろいろと声を発しておられますし、私どもに對しても不満を表明されている場面が多々あったというふうに思います。

もちろん、地方財政計画から始まった一連の業務のフローの中で国会が最終段階にその議論を持っていると、こういう時系列的な流れの中でなかなか難しい面もあったわけでありましてけれども、率直にテレビ、マスコミ、新聞等を通じてこのような御意見が現に都道府県の首長さんから出ているということでございますので、総務大臣、地方行政について職掌される立場だということでございますので、これらの御指摘等について今どのように受け止められておられるのか、まず御見解を述べられたいと思います。

○国務大臣（増田寛也君） まず、お答え申し上げます。

今回の暫定税率が四月一日に失効するという点によりまして、各公共団体、特に六団体の方からその懸念の声が私の方にも届いてきております。

そこで、私どもの方で、四月一日現在で四十七都道府県の予算執行上の対応について緊急調査ということで調査を行いました。

その内容をかいつまんで申し上げますと、四十七都道府県のうち、予算執行について対応方針を決定している団体が四十三、それから現在検討中の団体が四というところになっております。そして、その対応方針を決定している団体四十三の中で事業予算の執行保留というところをいうふうな回答したものが三十六団体、全体の大体四分の三ほどでございます。

その事業予算の執行保留を行うという内訳でございますが、道路関係事業予算を執行保留するというのが三十六のうちの二十五、それから道路関係を含む普通建設事業予算を執行保留するものが四、それから普通建設事業予算以外の経常的経費を含め執行保留としたものが七、足し合わせて三十六ということでございます。そのほか、当面特段の措置は講じないとしたものが四、それからその他という欄に回答してきたものが三、合わせまして三十六ということでございます。

こうした緊急調査の概要を見ますと、全都道府県のうちの、もう一度繰り返しになりますが、三十六の団体が何らかの事業の執行を保留するという対応を取っているということと、それから、このことが道路の暫定税率切れということに伴うものではあるんですが、十一団体は道路関係事業以外の事業も含めて今執行を見合わせていると、こういう状況が明らかになりました。

いずれにしても、地方財政への影響というのは最小限にしなければいけないというふうに思っておりますし、そういう意味で、今後も各公共団体の執行がどのようになるか、私どもも随時情報を取りたいというふうに思っているところでございますが、円滑な地方財政運営ということからいいますと、是非法案の一日も早い成立をお願いする立場でございます。是非御理解をお願いいたします。

したいというのが私どもの考えでございます。

○加藤敏幸君 大臣のお立場で今日段階における御答弁はそういう内容であると。ただ、各都道府県の皆さん方がある種そういうふうな対応を取らざるを得なかったというこの現実には現実として私どもも受け止めているわけでありましてけれども、しかし、そのような原因とこの由来、そういうようなことも今日段階で私は議論しておく必要もあるというふうに思います。

その前に、ツケを回すというこの問題につきまして、私なりにいろいろ考えてみたわけでありまして、けれども、暫定税率の打ち切りによる税収減が次世代にツケを回す、あるいは地方の迷惑、混乱になると、こういうふうには言われまして、ただそれを直ちにそのとおりだとかなかなか受け入れ難いこれは理屈もあるということでもあります。

まず、税収減になったとしても、道路整備事業そのものを縮小されるということであれば、負担という意味でのツケが次世代に回るといふことではないと。ただし、国や地方が暫定税率を維持した予算のとおりに執行し、その財源不足を国債増発等借金で賄うということであれば、その借金の償還のために次世代、これは負担が増える。そういうような意味ではツケをそういう形で回すという理屈になるかも知れません。

二つ目は、国民の皆さん方に対してツケを回したということ、これは、暫定税率の廃止というのは、これは家計からいって、実質的な減税効果をもたらすということになるわけですから、そういう意味でツケという言葉は必ずしも穏当ではないなど。むしろ自動車の主たる移動手段となつて地方の在住者にとってはある意味で朗報ではないかと。しかし、道路整備のうち、拡幅工事やバイパス建設などによる渋滞解消、通学のための歩道整備、生活道路の舗装工事などを待ちわびる住民から、その事業が止まるということになれば、これは困ったことだと。

私は、整理をしてみれば、そういうふうな個々、立場立場によってこのツケが回るといふこ

加えて、自治体の首長さん方が言っておられるように、事業計画が狂つてくるといふ自治体側の事情は、これはまあ確かにあるといふことでありますけれども、しかし、今回の問題提起といふのが問題点というのは、道路整備が行政サービスの最大課題であつて、道路整備が遅れば住民が最も大きな被害を受けると、そういうことなのか、

そういうような意味で、私どもは、私どもも議会の一員として真剣に考えるべきことは、何年か、一回このような事態が起こり得る、起こつてしまつた。そのときに、地財計画から始まつて、三月三十一日には国の予算も含めてすべてのことと

の信託を受けて、お互いの主義主張がぶつかつて、そのことはもう既に去年の段階から明らかなわけですから、そう簡単に今の国会の議席の配分からいってきちつとまとまるといふことについての確率もそう高くないと。

年毎年ということについては、私は、そのことは私どもも知恵を出して、物事の決める順番、計画の順番等については工夫を重ねるにやいかぬと思いますけれども、しかし、やっぱりこのような事態の中で、そういうふうなことに對しての全責任を議論をやっている立場の者どもに、議會に投げ付けるとするのは、やや少し私は問題があるのではないかと。私どもも責任を十分自覚する中で、さらに現下の状況についての冷静な分析と今後のためになる対応というふうなことを考えるべきではないか、こういうふうなことで更に大臣の考えをいただきたいと、このように思います。

ておりますし、それから、なおさら立法府の状況もよく判断をしながら、各政党の考え等も判断をしながら、一番いいものを国民の皆様方、特に立法府にお示しをしなければならぬ、こういうことで努力をしているつもりでございます。

これは事実そういうふうになっております。ごく一部の団体は暫定税率が維持されるかどうかが不明であるということで、その部分は削った予算を提出している自治体も、ごく一部でございそうですがあるということで、ここはそれぞれ独立した自治

それで事業実施に至ろうとしているものが大変多いものですから、そういう経過を踏まえて予算を計上しているという自治体が多いのではないかと、こういうふうに思っております。

いずれにしても、私どもの方から申し上げられることは、現実になんという自治体が大変多い中で、総理の方も三月二十七日に大変踏み込んだ提案をして、何とか与野党協議をしていただきました、そしてその上での真摯な協議の上での合意事項が出ればそれに従うということで踏み込んで提案をしたわけでございますので、そういう今の我々の内閣で出しております法案は、これはこう

ことで、今総理の方からも談話という形で、自治体の皆さん方に迷惑を掛けているとおわびの談話を申し上げたわけですが、それを踏まえて、自治体の心配を払拭するような、そういうことに向けていければと、このように考えているところでござ

減収分を、地方には迷惑を、一〇〇％迷惑を掛け
ないということが私はなかなか言い切れないかも知
り分かりませんが、やっぱり迷惑を掛けない
ということでの議員提案等を含めて内部ではいろ
いろ検討していると、こういうふうなことではご

は、閣僚の皆さん方含めまして、胃に穴が空くかも分かんない。何でこんな苦勞しなきゃならないという思いがあるかも分かりませんけれども、しかし細川政権時代にやっぱり行われた議会運営を過去の事例として見てみますと、一にも二にも十にも、相当にやっぱり国会における勢力比を頭に入れた、そういう対応というふうなことが私は本當に必要であるということであり、これから先も大変御苦勞されるかも分かりませんが、お互いに国民のために努力をするという意味ではなすべきことをなしていくと、こういうことが必要ではないかと思います。

二十年度につきましては、この地方法人特別議与税については実質的に臨時財政対策債で対応すると、こういうふうなことで、具体的影響というふうなものは発生しないと、このように判断して穴が空くということになると思います。

だろうということで臨時財政対策債の活用を考えているわけですが、今申し上げました十月一日としているというところで、その間六か月ほど、今から考えましても期間がございいますが、実務面におきましては、特に各企業において納税手続面での

第二部 総務委員会会議録第八号 平成二十年四月八日【参議院】

るといふことでございますので、確かに四月一日からすぐ課税するといふことでの混乱といふことはございませんが、周知をさせる、それから実際にシステムの改修といふ物理的な作業が伴うといふことでございますので、私どもの立場では、そうしたスケジュールも併せて加味していただければ、お考えいただければといふふうに思っております。

新法の早期の成立を図っていただけますと、その分準備にも時間を十分取れるといふことでございますので、是非この点についても御理解を賜りたいと、このように考えております。

○加藤敏幸君 この件についてはまた後ほど議論をしたいといふふうに思います。

地方分権改革推進法が昨年の四月一日に施行されました。これに伴い、内閣府に設置された地方分権改革推進委員会が地方分権政策について精力的な審議を続け、昨年十一月十六日には中間的な取りまとめを出され、今後委員会は順次勧告を打ち出していく方針であると、このようにされていきます。

そこで、この地方分権推進法と今回の地方税三法案の関係について質問をしたいといふふうに思います。

地方分権改革推進法第六条は財政上の措置の在り方の検討という条文ではありますが、国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、前条第一項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとすると規定しております。

政府は、この地方分権改革推進委員会での結論に基づき平成二十二年春に地方分権一括法案を提出するといふ方針、このように伺っておりますが、今回の中間報告を見る限り、財政的な措置に関する本格的な議論は今後にゆだねられているよ

うであると、このように思っております。

地方財政の在り方は地方分権政策の根幹を成すと、このように私どもも受け取ります。かなりの議論時間を要するものと考えました。恐らく、政府部内においてもそう簡単に結論を出せるということではなく、様々な調整等を含めた相当なエネルギーを要すると、このように推察されますが、このテーマに関する今後の検討スケジュールについて、まず委員会担当部局より説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(松田敏明君) 地方分権改革推進法におきましては、先生御指摘のとおり、国と自治体の役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、役割分担の見直し等に関する措置、これに応じまして財政上の措置の在り方の検討を行うこととされております。

このため、地方分権改革推進委員会におきましては、当面は、まずは国と地方の役割分担の見直し、権限移譲の推進、地方自治体に対する事務の義務付けや国の関与の見直し、国の出先機関の見直し等につきまして重点的に審議を行いまして、その上で地方交付税、補助金、税源配分等についての一体的な検討を進めていくこととしております。

当面のスケジュールといったしましては、昨年の中間的な取りまとめに盛り込みました個別の事務事業の見直しにつきまして五月下旬から六月にかけて第一次勧告を行い、年末にかけて国の法令による義務付け、枠付けや関与の見直し、あるいは国の出先機関の見直しについて二次勧告を行う予定でございます。

財政上の措置の在り方につきましては、これらの審議を踏まえまして来年の年明けから本格的な審議を行っていくこととなるものと見込まれております。

以上でございます。

○加藤敏幸君 確認をいたしたいんですけれども、財政に関する項目については来年の年明けだと、こういうことですか、議論は。

○政府参考人(松田敏明君) 税財政改革その他につきまして、年内、いろいろ審議のために必要な税財政関係のデータの整理でありますとか、そういったものも事務的な準備はやりまして、また、この年内に必要なに際しまして委員会としての何か意見を発しますとか、そういう、何もしないといふことではございませんで、来年の本格的な審議に向けて所要の準備、これは当然あるうかと存じます。

以上でございます。

○加藤敏幸君 私が伺いたいのは、本日提起されている政府の提案について、委員会においては何か役に立つような、考え方の基本になるようなそういう知見が委員会において議論されていきますか、材料はあるんですかと、こういうふう聞いておるわけですか。意味分かりますか。

○政府参考人(松田敏明君) 先生まさにおっしゃいましたように、中間取りまとめでは今後の税財政改革の在り方につきまして根本的な検討課題等を記述するにとどまっております。まさに本格的な審議と、これは役割分担等の審議を踏まえてその後にいうこととございまして、そういう意味で、今、委員会として税財政について突っ込んだ審議をやっている状態ではございませんので、その意味で法案審議に云々という話ではなかなかなかろうかと存じ上げます。

○加藤敏幸君 今言われました中間報告における税財政の項目についての記述は、一、地方税財源に占める地方税の割合を引き上げることが不可欠である。二、国と地方の税源配分は五対五が現実の選択肢である。三、地域間の財政力格差縮小の観点から、地方交付税の制度改革も検討すべし。四、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の一体的改革と税源の偏在是正は一体不可分であり、地方税源の充実については、応益性を有し、広く薄く負担を分かち合うこと、さらに地域的な偏在性が少なく、税収が安定したものであることが望ましいと報告されている。この

内容だといふことです。

○政府参考人(松田敏明君) 中間的取りまとめと申します昨年十一月十六日に取りまとめました委員会のこの取りまとめは、いわゆる勧告に向けましての検討の方向性を示す羅針盤といふことで、これを、この取りまとめを基に政府として検討の本格的な組上りをするといふものでございまして、委員会としてまず問題意識をここで取りまとめたいものでございまして、これからどういふふう具体的に政府としてやっていくべきである、そういう委員会としての明確な姿勢は勧告という形で示されるということ、まず羅針盤ということ、取りまとめはそういう性格だということ、御理解いただきたいと存じ上げます。

○加藤敏幸君 方向性が示された、羅針盤としてどこまで役に立つかどうかは今後の課題であると、こういうふうな受け止めをお願いします。

そこで、総務大臣にお伺いしたいのは、今回の地方税関連法案で打ち出された法人事業税を使つた偏在是正措置、このこととあります。法案に書かれていふように、今回の措置は税制の抜本的改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置、つまり暫定措置として実施されることになっていふと、こういうふうな承っております。

地方分権改革推進委員会がいずれ結論を出して、この結論に基づく地方税制の抜本的改革に関する法案を出すまでの間の暫定措置として位置付けられておりますけれども、このように確認していいの。今回の中間報告の内容からすると、かなりの抜本的改革が期待されるわけでありまして、けれども、改革案によつては逆にこの法人事業税による再配分といふ今回の法案の枠組みが本場にその場限りで消えてしまふといふことになるのか、あるいは継承されるということもあり得るのか。この辺のところは、羅針盤だけがあつて中身はないといふ状況で、しかし措置はしなきゃならぬ、その措置を考える基本は何なんだと、その物の考え方のベースは一体何なんだと、ここが私は

議論だと思ふんですね。何もないけれども取りあえずということにはいかぬわけですから。そのところで、この考え方について、大臣自身のお考え、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) 分権改革推進委員会が昨年の中間報告で、本日に今お話ありましたとおり、羅針盤としての骨格の考え方が出ています。いづれにしても、地方税については安定的な財源、それから偏在性の小さい、そうした財源で構成すると、こういうことが出されております。

これからの地方税の改革の方向というものは、私どももそうした方向に沿って構築していくかなければならない。今の、現行の地方税体系がそういう意味では必ずしも十分そうした方向に沿っているわけではありませんので、今回改正を提案しているわけでございますが、いづれにしても、今回のものは暫定的な措置であって、そのための昨年暮れのいろいろな議論で、税制抜本改革時までの地方税の本格的な構築を言わば待たされているような形になっておりますので、それまでの暫定措置として今とり得る最善の方策を今回御提案しているつもりでございますが、いづれにしても、抜本改革時には、分権改革推進委員会で先ほど羅針盤として示された方向に沿って具体的な改革を現実のものにしていかなければならない、こういうふうにご考えております。

○加藤敏幸君 今大臣は、現時点においてはベクトルである、今回の暫定的な提案がと、こういうふうに言われましたけれども、しかし、ケースによつては今回提案したこの仕組みが恒久的の方法として先々提起される可能性についてはどうなんですか。

○国務大臣(増田寛也君) 今回のこの方法は私どもはあくまでも暫定的な措置ということで、これは今回の法律の中にも、第一条に「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」と、このように明記をいたしました。したがって、早急に消費税を含む税体系の抜本改革をしていかなければならない

と、こういうふうにご認識をしております。その際には地方消費税を中心とした税体系というものを構築することが今後の方向性に沿うものというふうにご思っておりますので、その際には、今回のこの措置を改めて、そういう地方消費税の充実、それから地方法人課税の在り方を見直す、そういう改革に取り組みたいというふうにご思っております。

それまでの間は今回提案している措置でつないでいくと、こういう考え方でいるわけですが、この考え方は、先ほど御披露が分権委員会の事務局からございました分権委員会の方の考え方にも沿っているものと、こういうふうにご考えております。

○加藤敏幸君 暫定というのは、しばらくと。しばらくお待ちくださいと、こう言われると大体十分ぐらいだということなんですけれども、しばらくぶりだ、となると、人によつては一年であったり、場合によると十年とか、時と場合によつては三十年とか、これはいろいろあるというふうに思います。

私は、しつこく質問、お伺いしているのは、やはり地方分権、これはもう正直言つて私どもも長年の、この国のために何を考えるか、やつぱり地方分権を本気でやらにいかぬと、こういうことなんです。その地方分権の一番の魂というのか心臓は税財源、これをどうするか、こういうふうなことに尽きると。

したがって、はっきり言つて三年間の時間の中でやりましょう、議論をしましょう、抜本的なことをやりましょう、その中には消費税も入っていますねという流れの中で、ただ、今回、間に合いませんから取りあえずこの方法が、まさにこの短いタイムスパン、状況を非常にミクロに絞った中でこれが最適解だということで速やかに議論をし結論出してほしいと、こう要請をされておるわけですから、これが単なる暫定のまま暫定を通り越してしまふという危険性について、私は老婆心ながら、別に総務大臣の応援団でも何でもない

んですけれども、それを申し上げているということであつて、やつぱり国会でそういう議論をしておかないと、この国はもう油断をすると暫定球がそのまますつと十八ホールまで行っちゃうという、こういうふうなことになるんじゃないかと。

さて、今回の地方税収の偏在を是正する措置、具体的には法人事業税の一部を分離して国税化し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設する措置と、こういうふうなことでありますけれども、これまた昨年十一月十六日の地方財政審議会の意見書との関係について少し質問をしたいというふうに思います。

この地方財政審議会の意見書では、地方税収の偏在は是正の在り方について、一、偏在度の小さい地方税体系の構築は地方消費税の充実を基軸にすべきである。二、法人所得課税については国、地方の税源配分の在り方を検討するべきだ。三、早急に是正する場合は国の消費税の一部を地方消費税にし地方法人二税の一部を同額国税化する、すなわち税源交換を基本に検討する。四、そして地方税収の偏在は是正に際し、地方法人二税の税収を地方公共団体間で水平的に配分するとの考え方、これは受益と負担の関係を完全に分断する等、税理論上成立し得ないと。このように地方財政審議会の意見書の中では記述されておると、こういうふうなことでございます。

こういうことでよろしいんでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 地方財政審議会の昨年の意見の中では、今まさにお話ございましたとおりの形になっておりますし、私どもも、この地方財政審議会の意見というものは大変、今の地方財政の状況を踏まえた適切な御意見をいただいたと、こういうふうにご思っております。そういう考え方というのを今後の地方財政の充実の方向に据えなければいけないと、こういうふうにご思っているところでございます。

○加藤敏幸君 そういうふうなお話を受けまして、この地方財政審議会の意見書には、いみじくも今少しお触れになりましたけれども、総務省の

意見が大きく私は反映されていると、このように思っております。税収、歳入にかかわる事項であるため、これは財務省との調整、これは当然のことではありますが、この二省庁間の調整は本当にうまくいくのか、本当に妥協の妥協の妥協という形の分らないものになってしまひやしないのかと、こういうふうな懸念を持っておるわけであり

ます。

今回の地方財政の偏在は是正措置に関しては、今回提案された内容については二省庁間の妥協の産物のようなものだ、このように思いますけれども、よく考えてみると、基本的には財務省の主張がより多く通つたと、こういうふうにご私どもは受け止めております。言ってみると、今回の提案について見ると、先ほどの地方財政審議会のお考え等を踏まえるならば、少し総務省の皆さん方、後手を取つたのではないかと、このような印象を受けております。

大臣、今回の税制改正において財務省との間にどのような調整が行われたのか、その経過等についてお話しをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(増田寛也君) 地方財政審議会、先ほど先生からお話ございましたとおりの内容とする御意見いただきました。具体的に私どもはそれを基軸に据えまして、やはり偏在性が小さく税収が安定した地方消費税が地方税の中心になってくるであろうと、そして、現在は偏在性が大きいし、それから景気の動向に左右されやすい地方法人二税がございまして、これをお互いに税源交換するような形にすれば一番いいのではないかと、こういうことで、このいわゆる税源交換論というものを総務省の案というものにして、それで政府部内いろいろな検討に入ったわけでございます。

ところが、この地方消費税、これは当然消費税が基になるわけでございますが、こうした消費税についての議論というのは、この地方財政の分野だけではございまして、御承知のとおり、年金の際にも議論をされる、いわゆる社会保障の安定

的な財源としても政府部内で広く議論をされているものでございますし、またその関係については議論の時間というものをまた十分取らなければいけないということもございまして、そうした関係での税体系の抜本的な改革は、昨年の暮れというよりはもう少し先まで延ばして、その間に十分な議論をしなければならぬと、こういう大きな流れの中で税体系の抜本的な改革の時期が先送りになつておりますので、その関係で私どもが提案をいたしましたこの税源交換というものがやはり十分に実現をできなかったと。

ただ、そうはいいまして緊急の、我々、対策というのは、地方財政の今の現況を考えますと講じていかなければならないということで、この税源交換と極力同じような効果を持つ税体系をつくりたいということで、今回御提案いたしておりますように、地方法人特別税、形式的には国税ですけれども実質地方税という形で構築できないかということで提案をした、すなわち政府部内で決着をさせたものでございます。

それで、経緯はそういうことでございますんですが、今先生の方からお話がございましたとおり、この中では、政府部内の中ではやはり総務省とそれから財務省がこの問題についていろいろと調整をする中で議論をして調整をするという場面が中心であつたわけでございまして、当然こうしたことを二省の間でよく見えないような形でやつていくのかどうかということでありまして、今回いみじくもいろいろと、先ほど来御指摘いただいておりますが、やはり国民の理解、それからそれを受けて立法府の皆さん方に、先生方に十分御理解をいただかなければ、我々が幾ら政府部内で調整したのも実行できないわけでありまして、ですから、こうした政府部内でのいろいろな調整というのは真摯にお互いにやらせていただきますし、主張が当然違う点もいっぱいあります、そこを調整するわけですが、そういう過程の際に、いろいろと広く御意見をいただく、それから適切に随時立法府の皆様方にも報告

をする、そしてそこを通じて国民の皆さん方がどういうふうな受け取られるかということをお願いしていくということは、私は大変なことだといふふうに思っておりますから、そういう意味で、次の税制の抜本改革時にいろいろなまた今度は作業をしていかなければならぬけれども、その際にも、そうした意味で数多くの皆様方からの御意見もお伺いをする、そしてその内容を果のものにしていきたいと、こういうふうな考えております。

○加藤敏幸君 大臣のお話の後段の部分ですけれども、二省庁間の、密室とは言いませんけれども限られた議論に閉じ込めていいのか、そうではないと、もっと広く議論を公開をし、特に国会、国会の構成比が相当変わったわけですから、それを前提とした議論をしなければ決着点出ない。また、総務省にとつて一、二でやると力負ける相手ですから、外に応援団を求めるという戦略上のことも含めてそういう必要性があるというのとは分かります、これはまた後の議論で少し申し上げたいというふうに思います。

その前のお答えなんですけれども、今提案されているものが本当は、消費税含めた、消費税等の税源交換が一番いいんだけれども、それはなかなかすぐは結論が出ないので、取りあへずは次に評価でき得る、いい内容であるこの法人事業税の扱いを提案された、そういう認識を今申し述べられましていただくと、そういう議論を財務省との間でされておると。財務省に対して総務省が今回のこの仕組みを消費税等の税源交換に次ぐいいやり方なんだという評価を財務省に対して指摘されたいんですか。

○国務大臣(増田寛也君) 今回のこの改正の内容でございすけれども、具体的には閣議の決定をいたしました。今回の暫定措置を講じるに当たりまして、今年の一月十一日に内容を、税制改正の要綱ということで閣議決定をいたしました。閣議決定でございますので、当然財務省も賛成をして閣議決定をしたわけですが、その中ではどうい

うに書いてあるかといいますと、安定的で偏在性の小さい地方税体系を構築するという地方税改革の基本方針を明確にした上で、消費税と法人事業税との間で税源交換を行った場合と同等の偏在是正措置が、偏在是正効果が生じる暫定措置を講ずるということで、こういう旨をこの閣議決定の中に基本方針として盛り込んだということでございますから、今後、やはり政府として、今申し上げましたような地方消費税を充実する方向だということについては、全庁庁がその閣議決定の文書に縛られる、拘束をされる、こういうふうな考えでおります。そういうことに全庁が賛意を示しているというふうに考えております。

○加藤敏幸君 少し視点を變えて、今お配りをいたしております配付資料をちょっと見ていただきたいというふうに思います。

これは、地方交付税改革に関する総務省と財務省との主張の違いをまとめたものでございまして、平成十六年から十七年にかけて経済財政諮問会議に提出された資料や、地方分権改革推進委員会でのヒアリングなどを基に整理したものでございまして、ちょっとデータ的には古い面もありまして、けれども、地方財政をめぐる総務省と財務省との間の意見の相違ということについてまとめたものであると御理解いただきたいというふうに思います。出典等については下の方に書いていただいております。

これをざっくり眺めてみますと、例えば一番下の財政力格差の是正策ということでいえば、財政力格差の最大要因は地方法人二税の偏在にあり、水平調整を検討すべき。これは地方が連帯するといふ分権本来の姿であると。消費税は社会保障給付の増大などに対応しなければならず、地方消費税の在り方も国と地方の財政状況を見ながら税制全体の中で検討すべき。これは財務省の主張のようですね。

それから一方、総務省の皆さん方は、財政力格差は地方消費税の充実と法人課税の見直しが必要であると。ただし、法人二税の自治体間の水平調

整は、税が課税団体以外の団体に使われることになり、受益と負担に対応した課税という課税原則の根幹に触れ、自治体からも理解されないと、こういうふうな主張。これは主張ですから、お互いに非常に典型的な論点を取り上げて、ぶつかるものではございます。

今回の地方財源の偏在是正措置を決定する過程から拝察いたしますと、地方分権推進委員会における議論において、国民が納得のいく、あるいは地方自治を担う各地方公共団体が納得するような結論が出てくるのかどうか、そのところはいろいろ問題を感じると。二省庁間、二省庁が様々な団体の意見、あるいは学識者の知見を総動員して一定の方向に意見がまとまっていくなか、なかなか難しいこれは試合になると、こういうふうな受け止めておるわけでありまして。

さて、ここでもう一度大臣にお伺いをしたいんですけれども、省庁間の考え方がこの一覧表に要約されている、大きく言えばこういう概念的な構造になっておると。その上で、先ほど総務大臣が閣議の決定があるからと、このように、言わば一つの命綱のように、そういうふうな言われた。もうこのことからいって、私としては、さらに、今、先ほど答弁されたことが、本当に大臣として腹の底からそういうのがあるから大丈夫だと思つていらつしやるのか、この点ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○国務大臣(増田寛也君) 今先生の方からお示しいただきましたこの横長の表でございまして、これはいろいろと総務省と財務省がかつていろいろ主張していたことをいろいろ表されているわけでございまして、この中で、例えば今お話ございました一番下の財政力格差の是正策についても、なかなか、財務省の皆さん方は、地方消費税の在り方も、国と地方の財政状況を見ながら税制全体の中で検討すべきということ、その検討の方向性について表すということとはなかなか今までもなかった。検討の方向性というのを全体の中でということで、特に地方消費税の充実などという

ことはやっぱり財務省の立場からいうと正直難しかったらうというふうに思いますし、こういう政府部内でのいろいろな意見の違いというのはどうしてもいろんな個々の局面では必ずあるもので、それを内閣全体として大きな方向に持つていくときは、節目節目にきちんと閣議で大きな方向性を確認していくことになるわけです。

先ほど言いました今年の一月の閣議決定のときには、昨年の末の税源交換を始める様な議論の中で、今後の地方税制については、地方分権の推進と、それからその基盤となる地方税財源の充実を図る中で地方消費税の充実を図るとともに云々ということで、やはりこの中では地方消費税の充実ということもはっきり書きましたし、それから、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すると、これを基本に改革をするんだという、その改革の方向もはっきり書いていた。これが大変大きな成果だというふうに思っています。決して法人二税の議論がそのまま十分に実現をされずにもう一回振出しに戻って、今年の例えは暮れのいろいろな、様々な税の議論にもう一回戻るといふことではなくて、ちゃんとベースキャンプをきちんと築いて、その上に地方税の方向性というものが明記されていますから、この閣議決定の範囲の中で、じゃ具体的にどうしていけばいいのかということ議論をしていくと、こういう段階に至ったというふうに思っております。

したがって、今、腹の底からどうなのかというお話がございましたが、私はもうこの税制抜本改革というのもも早急に行わなければならない、そういう時期に来ていると思っておりますし、少なくともこの地方税体系を考えると、今現実の各公共団体の財政状況というのが一方であるわけですし、理論的にも、そういう中でこの閣議決定をベースにしてこれから財務省を始め関係するところと、これにのつとつた上で真摯に議論ができると、こういうふうな思っております。

○加藤敏幸君 今お述べになった大臣の考え方は、私もそれなりに理解をし、是としておるわけでありませう。

そこで、もう一度違う角度からお伺いしたいんですけれども、消費税と法人税、地方法人税、この性格からいって、地方の財政を安定させると、ためになるという視点からいったときにどちらが正しい、どちらがいいんですか、適切だとお考えですか。

○国務大臣(増田寛也君) 消費税、地方消費税と法人税と、もう地方税体系はどっちかで一色に染めろというとなかなかやっぱ難しい部分があると思います。

というのは、地方法人二税、これは自治体の方でいろいろと企業を誘致するインセンティブをこの税によって持っているわけですから、いろいろ努力をして自らその事業税を、企業にうんと稼いでもらって事業税を自治体としてもいろいろいただく、こういう上でこの法人二税というのはやっぱり非常にいい税である。ですから、やはり今まで地方税の中でこれが、特に都道府県の場合にはここが基軸になってきましたから、これはやはり十分に理由がある。

ただ、問題は景気に非常に左右されると。あの東京都でさえ七、八年前はこの法人の税収が非常に振るわずにここに依拠していたわけですので、本当にもう税収を獲得するのに四苦八苦をしていた、ましてはかの都道府県はもともと大変な状況があったということもございますので、この法人二税とそれから地方消費税というものをうまくミックスしたような形で税体系を考えていくというのが大事ではないか。

そして、最近、我々の問題意識としては、法人税収自体は急速に一時回復してきたわけでありますが、その中で法人二税のウェイトが大変高かったんで、税の偏在という意味では、分割基準をいろいろ変えたりはしましたけれども、大分、昨年あるいは一昨年の決算を見ますと六倍ぐらいに広がってしまいましたので、ここを問題にして、

もつとその格差を、乖離を縮めなければいけないと、こういうふうな思って地方消費税、地方消費税というものを申し上げたわけですね。

地方消費税は非常に安定的で、間接税でございますし、安定的な偏在性の小さい財源でございますので、これを基軸にもつと安定的な財源を地方税体系の中に加味していくと我々の目指す地方税体系というのが構築されると、こういうふうな考えです。

○加藤敏幸君 今お述べになったことを踏まえて私も心配をしておるわけでありまして、やはり景気の変動に地方財政を、地方、財布を景気の波に身を任せるような、そういうふうなことで地方分権が達成できないと、こういうふうな思いで私も申し上げているということでもあります。

そういうふうなことで、取りあえず大臣としてはハードルを越えられたというふうにお考えだと思えますけれども、私ども、各省庁の中で財務省はなかなか、言にくいんですけども、知恵のあると言えは聞かぬけれども、もう少し漢字をよく使えば、高知県ではありませんけれども、非常にいろいろな手を使っていると、またそれが財務省の持つ私は省庁の性格だと、このように感じております。

そういうふうな意味で、今回の暫定的な提案が一つの事例、実績として使われないように、そのことについては、そういうものではないんだと、暫定球はあくまで暫定だと、暫定なんだということとを、しつこいようですけれどもこの委員会の中でもやっぱしつかり議論をしておかないと、どうせ議論は相当に紛糾するんです。紛糾してしまつて結論が出なければ、じゃ取りあえず決めたことをもう一年延長して、更に延長してという、これがつまり暫定の構造なんです。そういうふうなわなに陥らないように私はしつかり議論をしていくと同時に、先ほど、四つ前の御答弁の中で、そういう議論をやはりいろいろと広げていきたいというお考えは、私は非常にそれは優れた対応策だと、このように思っております。

私どもも地方分権の在り方あるいは地方の税財源の在り方については重大関心事として今後まさに会派を挙げて議論をしていきますし、大きな私はテーマになってくる。そういうふうな場において、私は広く議論を、前記に、閣内だけの議論じゃなく、省庁間の議論ではなくて、議会を巻き込んだ議論として私はやっぱり広げていきたい。だいたいし、それに対して我々もこたえていく用意は十分できていると、それをしなければ、やはり省庁間の体力差あるいは経験の差、そういうふうなものによって決まってくるべき結論に到達しないと、そういうふうなことになるってはいけな

現在の審議会における議論というのは初め段階である。私どもも思っておりますし、ある部分は見守っていくというふうに思っていますけれども、しかし、時間のある問題で、我々も、国民の負託を言え、参議院においては第一党という立場が与えられたし、それは責任を伴うものであるという自覚の中で、特に地方分権改革推進委員会の議論とその方向については非常に関心があるし、今後大きく関与していきたいと、このように思っております。

いろいろと先ほど既に考えをいただきましたけれども、今の段階において、改めて大臣の決意等ありましたらお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(増田寛也君) 今の先生の方からのお話を受けて、私も相当な決意でこの分権の実現に臨んでおりますけれども、そのために、一つは、先ほど、今回の提案申し上げている税でございますが、これはあくまでも文字どおりの暫定でございますので、先生の方からは暫定でも何十年続くものも今まであったというお話も御指摘いただきましたが、今回は間もなく行われます抜本改革時までの間の暫定措置ということで提案しておりますので、この税の大きな基本方向、特に地方財政審議会の基本方向に沿う形で今後の税体系を構築していきたいと。それから、分権については、先ほど事務局の方

から答弁りましたが、今ちょうど税財源の問題に議論を進めていく上での前提となる大変重要な役割分担の議論、それからいわゆる出先についての役割についての議論を今精力的にやっていたにいてるようでございますので、その状況も逐一私見ておりますが、それを終えまして、本当にいいよ大事な税財源についてどういうふうにするかという議論になってまいります。これは、総務大臣としてはもとより、分権担当大臣としても委員会の考え方を後押しをしていくと。そして、政府の中で実現をしていかなければならない立場でありますし、その際には、実現を図るためには、国会の方のお考え、御意思というものを十分踏まえる必要がございますので、そうしたところともよく御報告をしながら実現に向けて努力をしていきたい、このように考えます。

○加藤敏幸君 それでは、次に地方再生対策費について少しお伺いをしたいというふうに思います。

財源の偏在は正によって生み出される四千億円の財源については地方法人特別譲与税として再配分され、地方再生対策費として今回使われると、このような提案でございます。その使途の目的は、地方の自主的、主体的な活性化施策の実施のためとなっております。

具体的な配分金額の試算では、市町村では人口十万人規模で二億円程度、人口五十万人規模で一億三千万円程度、また人口五十万人規模で六千万円程度とされておりますが、こういった交付金が制度の目的である地方再生にどのように生かされるのか、またその実効性を保証するものは何であるのか、御説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣(増田寛也君) この地方再生対策費ですが、額としては四千万円、そして、これは交付税の算定を通じて配分するわけですから、市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に渡すように、そういう考え方で今回配分案を公表させていただきましました。そして、そういう財政状況の厳しい地域にも、私もいろいろなところを歩い

ておりますけれども、必ず何らかの活性化に向けての資源はあると、それからまたアイデアというのがあるわけですが、残念ながら今の厳しい財政状況の中で、そういった財政状況が厳しいところほどいろいろな歳出カットを迫られていますので、自主的な、主体的な活性化施策を実現する上での財源に乏しいと、こういう状況でございます。そういうところを今回のこの地方再生対策費で少しでも応援できればと、そして、そういった財政力の厳しい団体を覆っている不安とか閉塞感を少しでも打開できればと、こういうことで考えているものでございます。

この地方再生対策費をできるだけそうした自主的、主体的に取り組むための経費として使っていただくと同時に、今回、地方交付税全体も増額をしておりますので、そうしたことも併せて各団体にお使いをいただいて、この今の活性化施策の実施に是非生かしていただきたい。逆に言いますと、そういうものに対しての今政府として取り得る今回最大のものを公共団体の方にお示しのできたのではないかと、こういうふうにご考えております。

○加藤敏幸君 これは私は大分大臣とは認識が違いうわけでありまして、この地方再生ということでは、私、すべての国会議員が口にしてきたことであり、昨年七月の選挙であれ、その他地方との意見交換等において極めて重大な国民的課題、国家的課題であると、こういうふうにご考えておられるわけでありまして。

もちろん、総務省という立場で少しも役に立てばと。私はこれは少し役に立つのかというところが、つまり地方再生が一体どういうふうな考え方があるいは方法論で行われていくのかというのには極めて大きな問題である。むしろ、この四千万円の意味は、初めに地方再生があつたということよりも、三位一体改革で交付税五兆円を削ってしまった、地方にはまさに死活問題という壊滅的なダメージを与えているということから噴き起こったような声に対して、言ってみたら慰謝料的な性

格を持った私は金額ではないのかと。

だから、だれが考えても今地方が地盤沈下しておる、じゃ十万人規模で二億円、これを出したから地方再生、交付税も少し増やしましたよと、これで一体何が再生できるのか。私はやっぱり、小遣い増やしたからちよっとおまえ成績頑張つてAの数でも増やせと言ふのと一緒であつて、そんなことで対応できるという問題じゃないでしょうか。もちろん、これは郵政民営化のときも相当議論したことなんです。だから、これは総合施策であつて、やはり少しのお金をびほう策的に取りあえずということを出すだけでは私はもう間に合わないという問題意識に立つてほしいと。できることはこれしかないんですという立場なのか、大手を振つてだからちゃんと地方再生できるだろうということなのか、私はちよっと姿勢をお伺いをしたいと、こういうふうにご感じておられるわけでありまして。

もう大臣も御存じのように、地域、地方にとつての大きなニーズというのは福祉、医療、教育、環境。住民の生活は壊れていく、東京とか大都會では考えられないような状況になっておるといふ地方、地域、それに対する対策、これは私はもつともつと、哲学とかいうような偉そうなこと言いませんけれども、基本的な方針、方策、処方せんを持つて当たらないければならぬんじゃないですか。だから、名前を使うのはけしからぬとかそういうことを言うわけじゃないんです。だけれども、これでもつて地方対策、再生だと、十万人の都市が二億円再生しなさいと、ちよっと極端な言い方になるか分かりませんが、それでは私はちよっと間に合わないなと。

こういうふうなことから、私は、地方、地域、これに対する基本的な、再生に向けて総務大臣として、こういうふうな地方再生費という小さな小さな金だ、四千万円の中に入れて、もつと大きく踏み出す立場の方策を語つてほしいと思ひますけれども。

○国務大臣(増田寛也君) 今先生の方からお話ございました福祉、それから医療、あるいは教育といったそういう分野でやはり財政需要が大変出てきているわけですし、また財政力が余り大くない団体にとりましてはもう泣く思いでそういう分野の歳出を厳しく見直さざるを得ないと、やっぱり全国を歩いておられますと悲鳴のような声が聞こえてくるわけですね。

ですから、そうしたことがないように、本当にもう無駄なものはいらないと思ひます。今言いましたような分野というのはこれからの人口構成も変わってくる中でやはり多くの財政需要ということが考えられるわけですので、そうしたものに的確に対応していくためには、どうしてもそういう地域というのは目立つた産業ということも今すぐには育てられないわけでは決してありませんから、地方交付税をきちんと一般財源総額確保していく、その中で地方交付税の額もきちんとしたものを確保していく、そして今申し上げましたような財政需要に的確にこたえて、まず国としての立場からいけば財源保障をしていくと、こういうことが必要だというふうに思ひます。

その部分をきちんと公共団体の皆さん方に考え方お伝えしなければいけないというふうに思ひます。それから、今回は額は確かに四千億でございますが、地方再生対策費というふうに申し上げておりますが、この再生ということも大変大きな問題でありますし、課題も多々ございますし、全国一律になし得るわけではございませんが、そういう地方再生につながるような自主、自立的な取組を行っていく上で必要な経費というものは、この地方再生対策費を使って少しでも公共団体で工夫をしていただきたいということで措置をいたしました。

したがいまして、この地方再生対策費も大きな交付税の中で別枠として今回新たに措置をしていくわけでございますが、配分としては交付税というそういう中で配分をされているものでございま

すし、やはり地方団体の多くの財政需要というもののこたえていくためには、この地方再生対策費を今後もきちんと続けていくということも私は大事だと思いますが、それもひっくり返るめた交付税というものを確保していくと、そして地域のそういう財政需要、それぞれの課題というものに国としてきちんとこたえていくということが何よりも必要であると、このように考えます。

○加藤敏幸君 本線は地方分権、それから自主的な税財源の確保と、ここにあるというふうなことで、これから大いに前を向いた議論を展開していきたいというふうに思いますので、この点はよろしくお願いしたいと思います。

さて、今日の質問の最後のテーマであります住民基本台帳とそれから特別交付税との関係について質問させていただきたいというふうに思います。主には特別交付税というのが質問のポイントでございますけれども、どうしてもこの住民基本台帳、特に住民基本台帳ネットワークシステムというところについて質問申し上げたいというふうに思います。

これについては、一般質疑で内藤委員の方から過日質問があったということでございます。

まず、十九年度あるいは最新のデータで結構でございますので、住民基本台帳ネットワークの利用状況並びに住基カードの普及の現状について御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(岡本保君) お答えいたします。住基ネットの利用状況及び住基カードの普及の現状についてでございます。

平成十八年度におきましては、住基ネットから国の行政機関等に対して約七千万件、地方公共団体に対しては約四百万件の本人確認情報の提供を行っております。平成十八年度におきましては、特に年金等の現況届省略がスタートいたしました。これが半年分でございますので、これが通年化をされますと、平成十九年度には、例えばこの年金等の現況届だけでも年間約三千万人分の本人確認というものが、現況届、といったよ

うになると見込んでおります。

また、十八年度は、旅券申請等に関し必要とされておりました年間約四百四十万件の住民票の写しの添付といったものも省略されたところでございます。一方、住基カードでございますが、十五年八月から交付が始まりまして本年の二月末までに約二百二十万枚が交付されたという状況でございます。

○加藤敏幸君 そこで、この住基ネットについて過去いろいろ議論がされてきたわけでございましてけれども、残された課題の一つと言えますが、システムの効率性、費用対効果、この問題を少し取り上げたいというふうに思います。究極的にはこのシステムを更なる有用、あるいは利便性のあるシステムに進化させるのか、こういうふうな課題もあるかと思えます。

そこでまず、全国システムの構築については四百億円以上のコストが掛かったと聞いておりますけれども、これはこれで正しいのかどうか。あるいは加えて国、都道府県、各市町村全体のシステム維持のためのランニングコストがいかに掛かっているのか。この二点について伺いをしたいと思います。

○政府参考人(岡本保君) この住民基本台帳ネットワークの導入に関しましては、平成十一年からスタートいたしました十五年度までに約三百九十億円程度の導入の経費を要しております。そして、このスタートがいたしまして都道府県及び市町村の負担によりまして地方公共団体共同のシステムとして運営を行われております。

市町村、都道府県それからその指定情報処理をしております機関等に掛かりますこのハードウェアのリース料でございますとか保守料、通信回線使用料などにつきましては、通常の経費と一体として経費が使われているというような面もございます。また、なかなかその振り分けが明確でございませぬが、この運用経費について都道府県で組織しております住民基本台帳ネットワークシステム

推進協議会の見込みによりまして、平成十九年度ではいわゆる機器の更新料といったことで約五十億円、ランニング経費そのもので約百二十億円、合わせまして約計百七十億円といったものが掛かっているというふうに見込んでおります。

○加藤敏幸君 今コストが明らかに変わったわけでありませぬけれども、総務省の立場でこの費用対効果という観点からそういう分析評価を行ったことがあるのかどうかについて伺いたいと思えます。

○政府参考人(岡本保君) 住基ネットの利用の費用対効果ということについてのお尋ねでございませぬ。先ほど申し上げましたように、住民基本台帳ネットワークの利用の効果といたしましては、先ほど申し上げましたような国等の情報、本人確認情報の省略、それから各種の行政手続におきまして年間例え四百四十万件の住民票の写しの添付の省略といったようなことが挙げられるわけでございます。

この費用対効果を網羅的あるいは定量的に計算をするといったようなことはなかなか困難な面があるわけでございませぬが、例えば行政側で申し上げますと、本人確認等に要します郵送料等が不要になっておるわけでございませぬ。こういうものを例えは一定の仮定の下で機械的に計算をいたしますと、例えば単年度で約四十億円弱の費用が直接削減をされておるとか、あるいは本人確認情報等の必要な事務が不要になるわけでございませぬので、約年間数百何時間といったものの人件費の、事務の削減が計算としては図られておるのではないかとこのように考えております。

また、社会経済的に住民側の皆様方の方のコストといたしましては切手代でございますとか交通費でございますとか、言わば住民票の写しを取りにいくために社会的に費用になっているもの、こういうものが行政側と同じようなオーダーで直接削減されるというふうにご覧になって、これに伴いますあるいは住民の方々のいろいろな書類

の記入、投函といったような手間も不要になっているというふうに見込んでおられます。これは定量的に私どもで幾らというふうにご覧をいたしたことはこれまでございません。

ただ、平成十八年の五月に社会経済生産性本部が計算をされて公表した資料によりますと、住民基本台帳ネットワーク活用によりましてベネフィットは、今、先ほど申し上げました前の決算の実績の数字でございます平成十七年度ベースで計算をされておられますが、その場合でも年間約百八十三億円、数年後には年間約九百億円オーダーのベネフィットがあるのではないかとこのように経済生産性本部では試算し、公表をされておられます。

○加藤敏幸君 そこで、住基カードというものが現在発行されておまして、私も過日、e-Taxのために昨年この住基カードをやりました。千円掛かったわけでありませぬけれども、千円が高いか安いのか、これはまた別の議論でございませぬ。

この住基カードを使った仕組みというのは、ある種電子政府という目標といたしまして、目指すべきシステムということと同時に、住民サイドの利用効果と、こういうようなこともあったと思えます。住基カードの空いているデータ収納部分に、場合によってはカルテをそこに収納をして、どこのお医者さん、病院に行っても、直ちに既往症とかあらゆる投薬歴、例とかすべてが明らかになって的確な医療ができるのか、もうこれはいろいろ夢のような、夢というのか、今は夢という言葉使用とちよつと年金問題では少し問題が起りますけれども、夢じゃなくて、より良い生活を送れる、こういうふうな意義のある内容であると、こういうふうなことでございませぬ。

これから先も、ある意味で、プライバシーの問題とかいろいろと多くのハードルをクリアしながら、住基カード等を活用した住民福祉の向上というふうなことは求めていかなくやらないと思えます。

そこで、住基カード交付手数料の無料化と特別交付税について伺いをしたいと思います。

総務省は、本年度より、住民基本台帳カードを無料で発行する市町村に対し、特別交付税の配分額を一枚当たり五百円上積みし、千五百円とすることを決められました。なぜ総務省はカード発行を無料化する自治体に特別交付金の上積みを図られるのか、その政策的意図と、なぜに特別交付税をお使いになるのか、ここを御説明いただきたいと思っています。

○政府参考人(岡本保君) 住基カードの普及につきましては、今委員から御指摘をいただきましたように、私どもも、インターネットを使いました各種の電子政府の申請の本人確認のための機能でございまして、個々の市区町村で行っておられます独自のサービスの利用の多目的利用でございまして、これからの電子政府、電子自治体の推進の観点から、是非その普及を積極的に図っていくことが必要であるというふうに考えております。

このため、この住基カードの配付等に要します経費につきましては、従来から一枚当たり千円の特別交付税の措置によりその掛かりをやってまいりました。しかし、残念ながら、先ほど御報告申し上げましたように、住基カードの普及といったものが二百万枚程度にとどまっているということから、言わばある意味では総人口の百分之十程度という意味でございまして、まだそういう意味では普遍的なものとして広く普及されていない状況にもございますことから、その費用の計算につきましては従来から特別交付税といった措置をしてまいりました。

これを、今回その促進を図っていく、まあ個々の市区町村の御判断でございしますが、無料化をされるという場合には交付申請をする方が集中するということが予想されますため、この交付申請が集中する際に必要になりますというところでございまして、発行体制の確保、広報といったことに特別な経費が必要となるというふうに見込まれるわけでございまして、ま

た、その旨この市区町村の皆様方と御相談させていただきますと、そういう予測もあるわけでございます。

したがって、今回こういうことを勘案いたしまして、住民基本台帳カードの手数料の無料化に取り組み市町村といったものにつきましては、二十年度から三年度間に限りまして、一枚当たりの特別交付税額を五百円追加するという措置を講じたところでございます。

○加藤敏幸君 特別交付税は地方交付税法第六条二項で、その額は交付税総額の百分の六と規定され、また第十五条で算定基準が規定されていると、こういうふうになっております。ここでは、一、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること、二、基準財政収入額のうちに著しく過大に算定された財政収入があること、三、交付税額の算定期日後に生じた災害等の特別な財政需要があること、四、その他特別の事情があることと、四点が要件のものと規定をされておるといふことであります。

私は、住基カード等を使い、やや現在の、個人証明といましようか、ややシステムとしては重た過ぎて、内藤理事はうまくe-Taxできたというので、それすかしながら私は失敗したというところで、そういうような意味で、そこはそことして更に改善の余地があると。また、住基カードに収納できるデータが四件ということで、これも法的にもプライバシーの関係を含めていろいろ議論があると。それらを乗り越えてユビキタス、総務省所管の通信、放送の融合を含めて新しい時代をやつぱり切り開く必要がある、私はそう考えております。

ただし、住基カード発行について、地方交付税の中の特別交付税をお使いになるというところは果たしていかかかなのかという考えを持つておるんです。これは、災害等いろいろなことがあつて、百分の六だけ、予備費的といふんですか、特別扱いにという私は規定だと言ふんですけれども、

住基カードの普及促進を図る、そういう目的ならこれは総務省の政策費用じゃないんですか。政策的費用としてと堂々とおやりになったらいかがですかということ、大臣の答弁をお願いしたいんですけれども。

○政府参考人(久保信保君) 特別交付税、これだいま委員が御指摘になられましたように、地方交付税法の十五条の一項に、その根拠規定といひますか、掲げられてございます。そして、それを考慮して交付をするということでございます。典型的には、これも御指摘がございましたように、風水害あるいは地震といったような災害の油の流出事故といったような事実上発生したようなものもございまして、また地方選挙で予定されていなくて再選挙なんか起きたときのそういった法律の規定に基づいて行うようなものもございまして。

そして、特別交付税というのは、委員が御指摘されましたような事情で生ずるものでございまして、普通交付税で最初から措置ができるといふような性格ではないもの、その場合に特別交付税を措置をするということがございます。例えば、これ委員も御案内のように、市町村合併を行いましたときに市町村合併のための電算システムを改修するとかいったような経費ですね。これは、やはり最初から予定されていなかったということもございまして、これは特別交付税で措置をしているとか、あるいは、この度、通常国会でも議論になりました原油高騰対策、これに対してどうやって措置をしていくかということについてもこれは特別交付税で措置をいたしました。

そのほかにも、鳥インフルエンザの被害対策でございまして、地方バスとか離島航路の赤字対策、もうこれも特別交付税で措置をしております。この度、特別交付税で住基カード、これも従来から、先ほど行政局長から答弁がございましたが、千円を措置しております、これを更に五百

円を措置をするということでございまして、住民基本台帳カードの普及がまだ進んでいない一方で無料化をしている団体もあるといったようなことございまして、私どももいたしましては、そういった事情を考慮いたしまして発行体制の強化等特別の財政需要、これを勘案する必要があると、こう考えて措置をしたところでございます。

○加藤敏幸君 それは特別交付税制度の御説明であつて、住基カードに使われることについてどうですかというのには大臣にお願いしたい。

○国務大臣(増田寛也君) これは確かに私、この問題考えてみますと、いろんな議論あると思ひます、正直ですね。

これ電子自治体、電子政府を構築するというのは大変重要なことであります。そのために特別の財政需要が生じてくると。今回無料化することによってその電子政府に近づくわけで、無料化というインセンティブを与えることによって住基カードの発行枚数が増えて電子政府の構築に近づく、こういうことであるわけですが、現実には無料化する団体というのはまだ必ずしも多くない、ですからそれを特交付税しよう、こういうことでやってきているわけでありまして、これが団体が随分出てくればまた考え方を変えなければいけないということでありまして、それから、そういう電子政府を構築するというに、やはりカードが多く国民の手に行き渡るといふことが大事なことであります。それをまたいろいろ、こういうお金ということよりも、中でのいろいろなサービスのようなかで各自治体に工夫してもらつて、そして発行枚数を多くするといったようなことも今後考えられるんだらうというふうに思ひます。

当面、インセンティブとして、各自治体に考えていただく上でこういう交付税措置といったことを行つていくわけでございますが、これはまた大幅にそういった状況が変わつてくると、住基カードの今後充実させる議論を行つてまた状況が変わつてくれば、また総務省としてその普及のために違

う考え方を取り得るということは十分あり得ると、このように考えております。

○加藤敏幸君 終わります。

○委員長(高嶋良充君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

午後一時開会

○委員長(高嶋良充君) ただいまから総務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○吉川沙織君 民主党・新緑風会・国民新・日本の吉川沙織でございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、冒頭の質疑で加藤理事より暫定税率の期限切れについての質問がございました。私も少し関連をして総務大臣に御見解を伺いたいというふうに思っております。

私、政治の世界に來ましたのは、昨年七月初当選をさせていただいてこの世界へ参りました、送っていただきました。不思議に思うことが何点もあります。その中に日本語の使い方というものもございまして、私自身、会社に入りましたのが平成十一年で、会社を辞めたのが平成十八年でございまして。最初恒久減税と言われて導入をされた定率減税が、いつの間にか、間に「的」が入り恒久的減税になり、そして百年安心の制度設計と言われた年金制度も、私、今三十一歳でございますけれども、六十五歳になったとき果たして安心できる制度であるかどうか分かります。そして、この暫定税率でございます。先ほどしばらくという御解説ございましたけれども、調べてみました。暫定は、本式に決定せず、しばらくそれと定めること、臨時の措置ということでございます。

ございます。

私自身、今三十一歳でございますので、暫定税率ができた後に生まれて、今こうやって政治の世界で仕事をさせていただいておるわけです。ですから、暫定的な人生なのかなと思いつつ、少しいろいろ考える日々でございます。

今回暫定税率は期限切れを迎えたわけでありましたが、四月四日、先週金曜日の本会議で増田大臣、二回答弁でこのようなことをおっしゃっております。国の責任において適切な財源措置を講じる必要があると考えております、具体的な対策につきましては今後検討いたしましてまいりますというふうな御回答、御答弁を二回繰り返されておりますが、この具体的な中身、方向性というものがも

し今の段階であれば伺いたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) この地方公共団体が暫定税率が失効いたしますと歳入が不足するわけで、その分について歳出の方の予算はもう組み上げておりますので、何らかの対策を講じなければいけないというふうに思っておりますし、また地方公共団体が財政運営に支障が生じないようにしていくのが国の責任でございますので、そういう意味で国の責任において適切な財源措置を講じると、こういうふうに申し上げたわけでござい

ます。

この問題につきまして、今後与野党の間でどのような話合いがなされていくのか、この暫定税率が失効したことにより影響額がどうなるのかということが分かります。いまだはっきりしないところから、あと地方の財源対策だけではなくて、補助・直轄事業の取扱いがどうなるかと、これ国税の方の関係にも絡んでくる問題ですが、これらがまだはっきりしないということもござい

ますので、今申し上げました、この国の責任において講ずる措置の内容についてどういうことができるのかというのは、今の段階ではまだ確たることをこれ以上申し上げることができない状況でございます。

なければならぬというふうに思いますし、地方の意見もよく聴きたいと、地方の方でどのように対応されるのかをよく聴きたいというふうに思いますので、その上で、今後中身については具体的に検討していきたいと、このように考えております。

○吉川沙織君 今も御答弁ございましたように、国の責任でということ、あと財務省と連携をしながらということですが、補うのであれば地方に負担の掛からない地方交付税で、一般財源で穴埋めすべきではないかというふうに考えております。では、続きまして、国から地方への税源移譲を含む分権改革の方向性について若干伺いをしたいと思います。

国民の皆様が受ける行政サービスは生活に近い地域で決まるということがあります。しかし、今の財源配分は国が六割、地方が四割という状況があつて、でも行政の現場が抱える仕事量は多岐にわたっており非常に多いということが言えます。つまり、行政サービス量と財源配分がねじれの状態となっており、いわゆる中央集権的であると言わざるを得ないというふうに思っております。

また、国庫支出金の存在などもあり、今のままだと仕事も財源も国が主導している状態であり、地域とそこに住む住民の皆様にとつて必要なものが地方で決められない事態が発生し、結果、住民の地域の皆様のニーズと乖離するような状況が発生しているのではないかとこのように考えています。国が持つている六割の税源をもつと地方交付税として地方に渡すことから本当の地方分権が始まるのではないかと考えますが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) 今後、分権型に行政も切り替えていくと、分権型社会を目指すという上で、地方団体のこの財源、税源ですね、併せて充実にさせていくことが必要だということに思っていますし、またその考え方で今分権委員会などでも今後特に財源については議論が行われるというふうに考えております。

その中で、今数字も御紹介ございましたが、税収比が国の方が六で地方が四、それで逆に仕事の方は逆転をしているという状況がございまして、この差を埋めていかなければならないというふうに認識しております。そのときには、究極的には私どもは税源をきちんと地方に移譲していくということが重要だと、まずそのことが大事だと思っておりますし、そのことによって全部、税収格差というのがどうしても生じてまいります、それを埋められませんか、その点については地方交付税を確保して、そのことによって税源の偏在を是正するような税収格差の是正と、財源調整を地方交付税で行っていくかなければならないというふうに考えております。

○吉川沙織君 ありがとうございます。地方交付税を地方に増やすという答弁をいただきましたので、是非その方向で地方分権を進めていっていただければと思います。また、今の状況ですと、結局、中央集権でいくのであれば今のままで問題ないんではないけれども、地方分権をうたっている以上、今の現状は矛盾が存在している状況であると言わざるを得ないというふうに考えております。

さて、今回の法案ですが、先ほどの質疑の中でも何度も交わされましたけれども、今回の法案はあくまで暫定的であり、抜本的な対策にはなっていないということ、そして自治体の自主課税権に反するおそれがあることなど、様々な問題点があるとの認識に立って、これから幾つか質問をさせていただきます。

法人事業税の一部を国税化するところについては是非をお伺いしたいと思っております。地方法人二税は都道府県にとつて有力な財源、つまり基幹税というふうになっております。税収減少となる東京都やこれは愛知県のみ問題ではないと考えております。なぜならば、二〇〇五年度の決算額を見た場合、地方税総額の四〇％以上を占める東京都以外にも、三五％以上は栃木、山梨、静岡、愛知、滋賀、大阪、三重など、地方税に占める地

方法人税総額が大きい地域にとっては有力な地方税源を失う打撃は大きく、これは先ほどの質疑の中でもありましたが、自治体の企業誘致努力に水を差すものではないかと考えております。

そもそも、地方法人税の一部を国税化し、地方に再配分するという方策は、受益と負担の関係が不明確となり、応益原則と負担分担原則の課税原則に反しているのではないかと、また、これは自治体の自主課税権の否定、そして地方自治の侵害そのものではないかと考えますが、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) まず、今の地方税構造の中で、お話しございましたとおり、特に都道府県は法人事業税、それから市町村も含めまして全体としては法人二税の占める割合が大きいわけでありまして、これは景気によって大分影響されるということがございます。偏在もございまして、それから景気によって不安定なものでございまして、これを何とか是正をしていかなければならない、こういうことがありまして、今回、暫定的な措置でありますけれども、こうした偏在は正措置を講じたわけでございます。

今お話にございましたとおり、分権改革の方向の中で、地方税の一部を国税化するということが分権改革の方向に反するのではないかと、こういう御指摘もいろいろいただいているわけですが、今、実現を目指しております地方法人特別税ですけれども、これは形式上は国税という形で御承知のとおり構成してございますが、全額を地方に譲与すると、税収の全額は地方に譲与しますし、それから課税徴収も都道府県が行うと、都道府県が取る税でございまして、実質的には地方の税源というふうに考えております。

それからあと、法制上もこれ、賦課徴収等は法人事業税の例によるということで国税通則法の適用を除外してあります、国税徴収法上は地方税とみなすということをしております。それから、総務省の方の設置法の中にも、総務省の所掌事務として今回の地方法人特別税の企画立案について入

れているということでございますので、そういう点からも実質的には地方の税源であって、形式上は地方税そのものにしておくべき観点からい

かがかという点がございまして、いろいろな工夫をいたしまして、その点は今申し上げましたようなことでクリアをしていると。実質的に地方税ということで暫定的な措置ということに仕組んでいるわけでございますので、この点も勘案していただきまして、地方自治を目指す、地方自治の中で分権を目指しているその方向を否定するものではないと、こういうふうに考えているわけであり

○吉川沙織君 では、この暫定措置法案が成立した場合、法律を事実的に所管し、地方法人特別税や地方法人特別譲与税の在り方を方向付けるのは、これは総務省ということではよろしいでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 関係方面とよく御相談をして改正案の企画立案などを行っていくわけですが、事務はすべて総務省の方で所管をしてまいります。

○吉川沙織君 では、税制の抜本改革の際における地方法人特別税として、今回国税化された法人事業税相当分の地方税としての復元についてもし

○国務大臣(増田寛也君) 今後の税制抜本改革時の議論の方向というのは、閣議決定をいたしまして地方消費税を充実するとともに、安定的そして偏在性の少ない地方税体系を構築すると、こういうことになっておりますので、今後そういう方向で抜本改革のときに私も議論していきたいと

これは、政府を挙げてそういう方向で議論をしていくということでございます。

○吉川沙織君 では、その税制の抜本的な改革において、地方税について検討すべき課題としてどんなものを想定されているか、また、最も大きな課題はどんなことだとお考えでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 地方税の関係では分権改革委員会の中でも幾つか論点が示されておりま

すが、やはり一つは、安定的な、そして偏在性の少ない税体系を構築していくことが大事かというふうに思います。

それから、やはり今大きく社会構造が変わって人口も減少時代に向かっているという中で、今の偏在性ということも絡んでまいりますけれども、特に過疎の地域を含むような地域には非常に新たな行政需要が出てくる。そうした今後生じ得る行政需要も十分に満たしながら、地方自治体

が仕事をしていくというためには、やはり大きく地方税収を充実強化する方向ということが必要になってくるだろうというふうに思います。

仕事、国と地方の間で新たに役割分担を見直しをして今後大きく地方の方に移していくと、そういうことでございまして、今後は地方の税収というものの充実強化をさせるという方向が当然必要になってくる、こういうふうに思っております。

○吉川沙織君 税制の抜本的な改革に対する課題を伺いました。ありがとうございます。

今回の法人事業税の一部を国税化するということは暫定措置法案ということですので、暫定という話も最初にも出ましたし、さっきの加藤理事の質疑の中でも出ておりました。

この暫定措置なんです、この暫定の期間、どのぐらいを大臣御自身お考えでしょうか。三十何年とかではないと思うんですけれども。

○国務大臣(増田寛也君) 先ほどの議論もございましたんですが、当初、私どもの考えを申し上げましたから、これはいわゆる税源交換、法人事業税とそれから地方消費税とを交換するような税源交換を考えておりました。それを今の今回復案にする措置にしたのは、やはり消費税に議論が及んでくる。そうすると、消費税については他の分野、特に社会保障などの関係で、そちらの方も

見通した議論をしなればならないと、こういう

ことがあったわけでございます。

社会保障の関係でいいますと、年金の問題、特に御案内のとおり、基礎年金のところについては三分の一を二分の一に引き上げるなりなんなりいろいろ議論がございまして、もちろん別途全額税方式のような議論もあるように聞いておりますけれども。

しかし、こちらもう先に延ばすわけにはいかないわけでございまして、医療制度も含めて、もうすぐにも議論をして考え方をまとめていかなければならない時期に来ているというのは事実でございまして、それが今年の暮れなのか来年度のかといったようなことはあるかと思いますが、

今たまたま先生の方からお話ございましたように、暫定税率というのは何十年にもわたって続くものではないんだろという趣旨でのお尋ねかと思っております、社会保障等のことも考え合わせれば決してそういうものではなくて、もうごく近々には今回の税制の抜本改革というところを行わなければいけない。しかも、そういう間までの暫定措置と、このように御理解いただければというふうに思います。

○吉川沙織君 では、社会保障のお話が出ましたので、国庫負担率の関係もありますし、平成二十一年度というふうに考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) これは、例の年金の基礎部分についてのことは、またいろいろと二〇〇九年度からというそういうお話もあるわけですが、いいます、抜本改革時がいつかということについては、そういう状況も踏まえていろいろ今後議論されるであろうというふうに思っていますので、この地方税源を充実強化させるものが今年の暮れなのかどうかというのは今の時点では確たることを私も大臣としてまだ申し上げることができないわけでございますが、いずれにしても近々にはそういった抜本改革の議論は行わなければいけない時期に来ているというふうに考えております。

○吉川沙織君 今回、東京と愛知がかなり召し上

げられるということになるわけですが、昨年十二月の一部報道によりまず、石原都知事はこんな発言をされているようです。都の法人事業税の国への暫定拠出について二年のつもりでいると述べ、初めて具体的な期限を示したという、こういう報道がございましたが、これに対してどう思われるか、あればお教えください。

○国務大臣(増田寛也君) そういう抜本改革時が近いという意味で御認識をされているのではないかと。これは石原都知事の発言を直接聞いておりませんし、その点について議論、意見交換したわけではありませんので、まさに推測ということになりますけれども、近々そういうことが必ず行われなければならぬ時期が来ていると、そういう認識でお話しになったということが一つ、それからあと、この税自体はそういった抜本改革の議論が行われて税制が変わったとしても、最後一年は今の今回御提案しているような形で、その新しい形に移るまでの一年間は今の税制を維持しなければいけないと。すなわちスタート時点が今年の十月からということになっているわけですが、また、新しいところの切り替えるとしても、法人の事業年度との関係で最後の一年はまた切り替える前にこの制度を維持しなければいけないと、こういうこともございますので、そのことを考え合わせると最低二年というふうなことをお話しになったのではないかなというふうに思います。これは、あくまでも知事がそういうことを御判断されたんではないかなという意味での私の認識でございます。

○吉川沙織君 ありがとうございます。先ほど御答弁の中で、景気によって変動が大きいというふうな御回答がありました。この調整財源とすることは是非という観点から、また一つお伺いをさせていただきたいと思えます。

今回は、景気回復による地方法人税収が増加をした東京と愛知の財源を地方再生対策費として活用しておるわけですが、今後の景気動向により税収の伸びが鈍化をし、財源が調達できなくなっ

た場合、どのような対応をされるのか、もしお考えがあればお聞かせください。

○国務大臣(増田寛也君) 今回のこの地方再生対策費でございますけれども、もちろん今お話しございましたとおり、税の偏在は正により生み出したものを言わば財源として充てているわけでございますが、私も、私どもでは、大きな景気変動がない限りはこれは維持をしていきたいと。もちろん、私どもが予期し得ないような経済変動というのが起こりましたら、それはまたその時点で考え直さなければいけないというふうに思っています。いずれにしても、地方の財政構造が大変厳しいという中で、地方の自主自立に向けてのいろいろな対応策は地方団体としても必要であると思っております。で、今回、地方の歳出として考えられるものは今後とも必要であろうというふうにも思っております。したがって、大きな景気変動といまいやうか、大きな変動がない限りは、引き続き、今回と同程度の規模の方は確保していきたいというふうな考えております。

○吉川沙織君 大きな何かがない限りは同程度の規模を確保していくという御答弁だったかと思いますが、これ、東京、愛知は完全に純減になるわけですか。

東京ならではの、愛知ならではの財政需要というものがあるのではないかと思っております。東京にしてみても、今回、新銀行東京の問題がございましたし、もしかしら災害に直面をするやもしれません。そのような場合、同程度の額を確保することが難しいのではないかと思うんですが、そういった財政需要に対する見通しは、見込みというものはある程度立てて想定をされているのかどうか、もし御見解があればお聞かせください。

○国務大臣(増田寛也君) 今もお話しございましたような点についてはなかなか予期し得ない財政需要なので、私も、両都県の財政需要について見込みとかあるいは具体的なものを持っているわけではございませんけれども、しかし、大きな経済動向については当然見通しは持っておりますし、

その中で、この額、よほど大きな変動がない限りは、今回の額は維持をしていきたいというふうに思っています。

それから、あと東京都、それから愛知県に対しては今回の制度の趣旨などをいろいろ御説明をしております。東京都についてはいろいろ御理解をいただいておりますし、愛知についてもまた引き続き御理解をいただきつつ努力をしているといったようなことでございますので、そういった団体の個々の事情については今後よくお話しは丁寧にお伺いしていきたいというふうに思っておりますが、全体としては、先ほど申し上げましたとおり、今の額などは維持をしていく考えでございます。

○吉川沙織君 今、東京の話が出ましたので、また都知事の話に戻りたいと思います。

二月二十日の石原知事の施政方針の演説の中で今回の件について触れた部分がありました。かなり皮肉というか、過激な表現でございまして、私も、「今回の改正をあくまでも暫定措置に止めさせ、日本の発展に繋がる首都東京の重要政策に対して国が最大限の協力をすると約束を取り付けました。」とあり、先ほど二年のつもりでいるという心積もりの一部報道も紹介をさせていただきました。今回、見返りとして十三の重要施策を示しており、将来的には、東京のインフラ整備のための財政負担も今後国として税制課題として背負っているのではないかと思うんですが、それについてもし御見解があればお聞かせください。

○国務大臣(増田寛也君) 東京都の方から、そうした東京都として考えております重要なプロジェクトについて国との協議の場を設置してほしいと、こういう提案があつて、これは関係する省庁とも御相談した上でそういう場を設置をして、昨年の暮れに一回をたしか開いたと思いますが、また順次今後開いていくことになるんだろうというふうに思います。

それは、東京都のプロジェクトに対して国としてもかかわりを持つ観点から、どういうことがで

きるかということをお相談をしていくということでございますが、そのこと自体が大きな国として財政負担を負うことになるのかどうかと、これは今後のその協議の内容だろうというふうなように思いますし、今回こうした措置を講ずるということが、今申し上げましたような将来の東京都のプロジェクトに対して財政負担を負うということと直結するものでは決してございません。協議は協議として、それは必要の限りにおいて別途やっていくわけでございますが、それは今回のこの法人二税の、特に法人事業税の制度改正とは別に進めていく問題でございます。

○吉川沙織君 是非、切り離して進めていただければと思っております。

今回の地方再生対策でございますが、これもあくまでも暫定ということですが、安定こそが第一の税制というものを、やっぱり暫定という観点に立てば損ねているのではないかと、一つ懸念をいたしております。また、この地方再生対策は、国の施策と称しながらも国の財政には負担を掛けず、地方財源を使つた地方対策にすぎないというところを是非申し上げておきたいと思っております。

最後になりますけれども、今の税制ですと自分の納めた税金が、自分の払った税金がどこにどのように使われているか非常に分かりにくいというのを、私自身、身をもって実感をいたしました。結局、自分が地方に納めたつもりでも、いったんそれが国に吸い上げられて、またいろんなところに再配分をされる、このような仕組みが今の現状で、有権者が税を納めているというふうな意識を持ちづらいようにあえてしているのではないかと、思うぐらいの私自身は感想を抱きました。

ですから、今後は地域で、地域の住民の皆様によつてニーズに沿った事業を展開できるように、三位一体改革で削減をされた地方交付税の還元含め、地域のことは地域で決められるような、そういう政治を増田総務大臣中心になって進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願

いたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○河合常則君 初めに、地方財政の現状に関する認識についてお尋ねをいたします。

地方自治体は平成五年から平成十五年まで、失われた十年、その前の昭和五十八年から十年間、好調な十年と、今から二十五年ほど前でございしますが、積極的な財政運営をしてきたような感じがします。昭和五十七、八年ごろからの十年は、当時土光臨調がございましたけれども、起債を立てても税収も一定の伸びで入ってきましたし、交付税も入ってきたというふうに入っています。

平成五年ごろからは、公共事業だけでなしに住民のニーズも多様になりました。医療、衛生、保育そして特別養護老人ホーム建設などへのそういう支出も増えてきたと思っています。ついつい起債措置で当面の手当てが癖になって、今日ほどの危機意識なしに多額の債務残高を抱えて、毎年度の返済措置が大きくなったというふうに入っています。しかも、なかなか減額の難しい社会保障関係費など、これ避けられない支出の増加に直面することにもなりました。

今は議員定数の削減や報酬カット、職員の給与カット、リストラ、そして合併などでやりくりをしておる自治体が多いのではないかと感じています。大臣はこの現状をどう思っておられますか。

○国務大臣(増田寛也君) 今先生からもお話がございましたとおり、かつて歴史的に見ますと、公共事業、大変景気対策として実施してきた時期もございましたし、それからいわゆる社会保障の関係も義務的経費が大幅増えたりしましたので、そうした面での歳出も増えているといったようなことがございました。今の財政構造になった原因というのは今申し上げましたようなことが随分影響してきていると。しかし、その間に景気の方角は随分落ち込みまして、地方財政が大変逼迫をすると、こういうことに立ち至ったんだらうと

いうふうに入っています。

そのためにいろいろな改革の試み行われましたけれども、やはりその中では地方団体も人件費を削減したり、それから公共事業、もちろん今半分あるいは半分以下ぐらいまで削っているところが大変多いわけでございまして、公共団体としては大変厳しい中で懸命の財政健全化努力をしてこられたのではないかと入っているわけでございますが、そういう中でも、なお大幅な今地方財政につきましても財源不足があると。平成二十年度でも大幅な財源不足、五・二兆ほどという財源不足があるということがございます。

したがって、私も、そういう中で地方財政の運営につきましても更なる健全化努力を促していく必要があるというふうに入っています。またさらには、国としても今回交付税を増額したことに見られますように、安定的な財源確保のための努力を惜しむことなく行なわなければならない、さらには地方分権改革というものを今後高めていくということも必要になってくる、このように考えております。

○河合常則君 次に、三位一体の改革についてお尋ねをいたします。

キリスト教の三位一体というのは、キリスト教を信じる者とキリストと聖霊が一体であるというものだと思いますが、当時、地方分権を進め自主財源を増やすには、何となく分かりやすい表現として、財政改革の方角は国も地方も、まあ県、市町村もかな、国民も一緒に一体で取り組むという方向を示されたのかなと実は思っておったんですが、よく考えてみると、三方一両損の方が税収が増えない現状では日本人には分かりやすかった、アピールしたのではないかなと実は思うのでございます。何となく、地方自治体、特に財政力の弱い町村、県はだまされたという感じを持っています。気持ちを持っているのではないかと入る。実は、一つには交付税そのものが全体で二十

兆から十五兆円になったこと。国庫補助金が交付金化や、そして三兆円規模の税源移譲がされて、何となく地方自治体に自主財源が増えた感じを与えたこと。三つ目には、実質は地方自治体にとつて二・一兆円のマイナスであったということ。それから、このマイナス二・一兆円の、これは財政力の弱い自治体、よりマイナスに働いたと、その影響が強かったというふうに入っているわけでございます。

私は当時、実は地方自治六団体の都道府県議会の議長は富山県の議長さんでした。私もよく知っていました。彼が市会議員になるときから応援に行ったりしましたので知っていました。実はこの会合のときに、僕のところへ彼がよく寄ったときに、これを言うたらなんでございしますが、あなただまされたらあかんよと、補助金が交付金になったり、税源移譲があつて自主財源が増えたような気がしても地方交付税は絶対減る、実質どうなるか計算してみても、強い都市と田舎、地方とは違うのではないかと、こう言っておったのですが、どうも何かさつき申し上げたような感じがしまして、この三位一体の改革の評価については大臣の見解、どうとらえるか、お聞きをしたいと存じます。

○国務大臣(増田寛也君) 今先生の方から幾つか御指摘ございましたけれども、こうしたことは私どもも謙虚にその御指摘は受け止めなければいけないと。ちょうど三位一体改革が行われておりましたときは私は地方の知事の立場でございましたので、その中でやはり交付税が随分削減されたなという思い、率直にございました。

それから、あと補助金改革も行われたわけでございますが、地方の自由度とか裁量の拡大ということになかなかつながらないものが大変多かったというふうに入っています。そういう点から、今御指摘いただきましたような受け止め方が各公共団体に多かったのではないかと私も率直に思っているところでございます。

兆から十五兆円になったこと。国庫補助金が交付金化や、そして三兆円規模の税源移譲がされて、何となく地方自治体に自主財源が増えた感じを与えたこと。三つ目には、実質は地方自治体にとつて二・一兆円のマイナスであったということ。それから、このマイナス二・一兆円の、これは財政力の弱い自治体、よりマイナスに働いたと、その影響が強かったというふうに入っているわけでございます。

今後、いろいろな改革がまた進められることになるわけですが、そういう中では、今回の行われました三位一体改革、このことというものは、そこでどういうふうなところになったのかというところは当然重く受け止めながら考えていかなければならないというふうに入っています。

○河合常則君 悪いことばかりでもなかったような気もするんですね、実は。

市町村合併とか地方分権の意識のこういう流れを受けて入っているのか、地方財政の厳しさの打開についてお聞きをしたいと思いますが、実は、この三位一体の改革は、交付税も減ったということがありましたけれども、歳入における自主財源の率を高めたということも言えるわけですが、そのために、ある面では地方分権の意識も高まって、そして市町村合併を推し進めたということもあつたのではないかと入っている。こういうふうにも見える、読めるわけでございます。

そういう意味では、国と地方を合わせた、そしてプライマリーバランスの黒字化を目指した財政健全化を進める国の方針のためにこれはやむを得なかったんだとは言っても、何しろこの交付税の減というものは地方自治体には特にこたえたんですよね。それで地域の元気がなくなつたところもあるようになった、いいことは地方分権の意識が高まったということもあるけれども、とても耐えられないというのか、ああ、大きなボディブローを食つたなという感じも、そういう感じを受けた地方自治体も田舎には随分たくさんあるんですね。それで、この地方自治体の財政運営が非常に厳しいと先ほども申し上げましたが、そう思うのでございます。この地方財政の窮状を打破しな

ならぬと、何とか打開しなきゃならぬと、こう思うのでございます。幾つかのことを一生懸命頑張っていたいて、少し明かりが見えるようでございますが、この平成二十年度にはどういう対策を立てたと、自信を持ってこれとこれはきつとプラスになったと思われるものを、大臣、御説明をいただきたいと存じます。

○国務大臣(増田寛也君) 今、ちょうどまさしく先生お話しございましたとおり、三位一体改革、随分いろいろなことが行われたわけですが、そのことによって、分権のことを随分地方団体も真剣に考えるようになりましたし、それからぴりっとした面も確かにあったわけでございます。ただ、財力力の小さい団体になればなるほど交付税の削減ということは非常に大きく影響してきたわけでございますので、全国いろいろな地域を歩いてみましたけれども、そうした財政力格差の問題に対してきめ細かく対応していくことが必要だと、そういう強い思いを抱くようになったわけでございます。

二十年度対策ということでお尋ねがございましたけれども、この中で一番大きなのは、やはり御議論がもう既に出ております地方再生対策費四千億円の創設でございます。これは地方交付税の中で地方財政計画の歳出の特別枠として措置をしたものでございまして、この交付税の算定を通じて、特に市町村、財政力の厳しいところに重点的に配分するということを実現しようとしております。

それから二点目、地方交付税の総額についてでございますが、これも前年度と比べて二千億増額ということで、実質的な交付税、臨財債も含めると四千億増ということで、これは平成十五年以來ずっと削減傾向がございましたのですが、久方ぶりの増額ということでございます。それから、併せて一般財源の総額でございますけれども、これも前年に比べて七千億増やしまして、特に交付団体ベースでは前年と比べて六千億増額ということにいたしました。

このところ、この一般財源総額も、それから当然交付税も含めまして対前年比でマイナスマイナスで、ずっと歳出抑制抑制という、こういうことをやってきたわけでございますが、特に財政力の厳しい団体にとりましては、もうかなり限界に近いところまで見直して次々見直しをやってきたわけでございますので、そうしたところを中心に、きちんと私どもも措置をしなければいけないという思いが強かったわけでございますが、今回御提案しております内容はそういったものにとたえて、是非地方団体の方に政府の方向も変わったというのを伝えるような、そういうものにさせていただきます。

○河合常則君 今お答えをいただきましたこの平成二十年度の交付税の総額が久しぶりに前年を上回る、これは非常に地方自治体に対して力強い応援というか、メッセージになったと私は思っています。

ただ、この平成二十年の交付税の総額を確保するために交付税特別会計借入金金の償還は先送りされることになりました。先ほど質疑ございましたが、現在の国税収入の伸び悩みを踏まえると妥当な対応とは考えますが、交付税特別会計借入金の残高は三十四兆円でございます。計画的な償還が行われなければ、交付税制度の持続可能性を損なうことにもなるのではないかなという不安の声がないとは言えないと思うのでございますが、交付税特別会計借入金金を今後どのように解消していくお考えか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(増田寛也君) 今の関係について、少し御質問も含めて御説明させていただきます。御質問も思っておりますが、交付税総額を確保してきた関係上、過去において交付税特会で借入れということが行われてまいりました。これが平成十八年度当初の段階で積み上がってまいりました。残高が約五十三兆まで膨れ上がったと、こういう経過がございます。これはもう大変大きな額になりました。このままではやはり国民の理解が得られないということで、十九年度には新規の借

入れを廃止をして、既往の借入金につきましては国、地方がその負担区分を明確化する、そして償還もそれぞれの責任で行うと、こういうふうな制度を変えさせていただきます。具体的には、国負担分は五十三兆のうち十九兆円、それから地方負担分は約三十四兆円ということで、それぞれがその償還の責任を負うということで、地方の方はこの三十四兆円分について新たに償還計画を策定して、それで返し始める、こういうことにいたしましたわけでございます。

ところが、そういう考え方で今もいるわけでございますが、先ほど先生の方からお話ございましたとおり、やはり地方団体の財政状況も今大変厳しいという中で、国税収入も実は鈍化がしてきているという中でございまして。そういったこともございましたので、まず交付税総額を二十年度以降確保しなければいけない。特に出口ベースの交付税総額を確保しなければいけないということがございましたので、そちらを優先をいたしました。十九年に制度改正を行いました既往の特会の借入分の償還につきましては、十九年度から二十一年度までの償還分を二十五年以降に繰り延べるということにさせていただいております。

しかし、これは出口ベースの交付税額を確保するというところで窮余の策として送ったというようにございまして、やはり責任区分を明確化して、地方で負担をしておりますものを地方の責任で返すということはやはりきちんと行っていくかなければなりませんので、平成二十二年以降以降の償還については、今後歳出の効率化それから歳入の確保努力を続けることによって、二十二年以降以降の償還が開始できるように、そこはきちんと努めていきたいと。で、十九年から二十一年度の分の先送りしたのもも含めて、全体としては償還計画の計画期間を変更してございまして、その中で今後償還を行って既往の借入金金の削減は図っていききたいと、このように考えております。

○河合常則君 分かりました。

尋ねをいたしたいと存じます。

都市と地方との財政力の格差は大幅に増加してきております。まあ一例を挙げなくてもでございますが、一応挙げてでも、平成十五年から平成十九年度まで東京都の地方税収は一兆四千億円も増加しています。一方で、財政力指数、下から八つの県までの税収の合計は平成十九年度予算ベースで八千五百億円でございます。これは東京都の税収の伸びにも満たない状況となっております。そこで、今回、都道府県税である法人事業税の一部を分離して新たに地方法人特別税を創設をされて、そしてその収入額を都道府県に人口や従業者数を基準にして譲与する仕組みが提案されております。

この仕組みで地域間の財政力格差は一定正されて地方の苦しい状況が救われることになりまして評価するのでございますが、ただ今回の措置については、地方税を一部国税化するもので、近年の流れである地方税源の充実に反するという意見もございまして、先ほどもございました。私は、これは格好のいい建前と言っては非常に失礼でございますが、本当に地方の実情を分かっている意見なのかという思いも実はしております。本当にここはやっぱり、こういう知恵を出していただいた、よくことを考えていただいたなと思っておりますが、この点について大臣の見解をもう一度お聞きしたいというふうに思います。

○国務大臣(増田寛也君) 改めて今回の考えについて御説明させていただきます。先ほど申し上げた、地方税の偏在は正措置、これはきちんと講じなければいけないというふうに思っておりますが、消費税を含む税体系の抜本的な改革のときに地方消費税の充実ということ、それから地方法人課税の在り方を見直しということの実現を図っていききたい。これは他の社会保障との関係もございまして、どうしてもそれとの関係の議論をしなければいけないので、これはその際の実現に取り組んでいききたい。ただ、その間まで今のままずっといくというわけにもいきませんので、それまでの

間の暫定措置として今回の提案を措置をしたわけでございます。

地方法人特別税でございますが、形式上は今お話しございましたとおり国税であります。したがって、この点をとらえますと御懸念のような御心配もあるかというふうに思いますが、形式上は国税であります。実際に入ってくる税収は全額すべて地方の方に国から譲与されると。ですから、国の方には全然残ることがなくて、その分は全部地方に譲与されると。それから、実際の賦課徴収も都道府県が行うということで、これは実質的には地方の税源と考えてよろしいというふうに私も思っております。

それから、少し法制的な話になりますけれども、この地方法人特別税の賦課徴収は法人事業税の例によるということになっておりまして、一般的には国税の場合には国税通則法の適用があるわけですが、その国税通則法の適用を除外してしていると。さらには、国税徴収法上は地方税とみなすと、こういう規定になっておりますので、その二つの国税の法律の関係からこれは地方税と考えるよろしいのではないかと。

そして、この地方法人特別税の企画立案というこの事務につきましては、これは国税であります。が、財務省ではなくて、総務省の所掌事務ということにしまして、その点も総務省の設置法を改正をして総務省の所掌事務の中に入れております。

以上、るる申し上げましたけれども、そういうことでございますので、今回のこの措置は、地方税改革の基本方向というのは別途閣議決定で明確にしておりますので、その方向に沿った偏在是正の、小さい地方税体系の構築に向けた措置であるということでございます。この点、地方分権にも逆につながっていくというふうに考えておりますし、是非御理解を賜りたいというふうに思います。

○河合常則君 暫定措置とはいいいながら、この仕組みは非常にうまく考えられたと。まあ窮余の一策と言われる案でもございますが、ピンチで、い

いチャンスにピンチヒッターが出たという、こういう感じもするのでございます。

さて、いわゆる日切れ法案であります地方税法等の一部を改正する法律案が成立しないまま今日を迎えてしまいました。三月中に審議することができずにこの四月に審議している状況になっておりますが、このこと自体極めて異例なこと、国権の最高機関としての国会の在り方自体が問われる事態になっておりまして、我々は深く思いを致すべきだというふうに実は思うのでございます。

もとより、政治は国民生活の安定と発展を目指すものであります。政治が混乱の原因になることは本末転倒でございますし、先般の与野党合意でいわゆるつなぎ法案、これが成立をいたしました。最小限の部分については混乱を回避することができました。しかし、たくさんの方の知事さん方からは、多くの知事からは、地方の予算を組んで新年度に向けた準備をしなければならぬ段階であるお結論が出ていないこと自体が混乱の原因であるとの非常に厳しい指摘もございました。事業の執行留保の都道府県が三十六県もあるという状況は私も非常に心配でございます。

ところで、道路特定財源の暫定税率については、その延長法案が成立していないことから地方団体からは財政運営に不安を覚える声が聞こえてくるのでございますが、一刻も早くこの改正法を成立する必要がある。このまま改正法が成立しない場合、地方財政に大きな影響が及ぶと思っておりますが、その影響について総務大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(増田寛也君) 今、地方の道路関係の税収は全体で二兆一千億あるわけでございますが、そのうち暫定税率を付して徴収している部分がその二兆一千億のうちの九千億、これは御案内のとおり四月に切れましたので、一年ずつこのまま続けば九千億の税収が失われると、こういうこととなります。

それから、これは国税の関係ではございますが、実質的に地方に回ってくるお金としてそのほ

かに臨時交付金というものがございまして、こちらが年間約七千億ほどのものがございましてのと、それから、国から来る補助事業についての補助金というものがございまして。これが大体五千六百億ぐらいございまして、こうしたものが今回の暫定税率が期限切れになることによりましていろいろ影響を受けてくるであろうというふうに思っています。

したがって、これは公共団体でもいろいろ難しい御判断はあったと思っておりますけれども、今年度の予算を組む際に昨年末から今年の初めについていろいろ見通しを立てられたんだと思っておりますが、多くの団体がそのまま暫定税率が続くと、こういう前提の下で予算を組んでいるわけでございまして、当然それは、道路についてはいろいろ時間を掛けて地元の皆さん方とお話などをしていくわけでございしますので、そういう計画的な執行という観点からいいますと、やはり継続的に事業を実施していかなければならないものが当然多いわけでございますので今年度の予算にもそういうものを計上しているんだらうと思うんですが、今、四月になりましたからこういう事態になりましたので執行を留保するという団体が、都道府県レベルの調査でございしますが、今お話ございましたとおり四十七都道府県のうち三十六が執行留保ということでございます。

それぞれ、今後またどういうふうに見通すかというところをいろいろ今、中で御検討されている、あるいは心配されているのではないかとというふうに思いますが、この三十六の中で道路関係の事業予算を執行留保しているのが多いわけですが、道路関係だけでなく、そのほかの普通建設事業、ですから、恐らく河川ですとか、それから砂防ですとか港湾とか、そんなことも含めて全体の執行を留保してもう少し様子を見ようと思ってい

る団体もございまして。これが四団体ございまして。青森、広島、山口、佐賀といったところがそういうことのようにございまして。御回答ございまして。

それから、普通建設事業予算以外の経費も含めて今執行留保をするというふうに言っていますのが七団体ございまして、この団体、宮城、山形、栃木、石川、三重、京都、それから福岡といったところがそちらの方で回答してきておりまして、自分の間様子を見たいと言ったり、あるいは、ソフト経費について二〇%の配当留保を実施すると、そんなような回答も寄せられております。

そういう状況でございますので、私も、地方財政を預かる立場としてその影響を最小限食い止めたというふうには思っておりますし、それから、地方団体の歳入不足が生じたものは、これは国の責任において何とか対応は講じたいということとでその旨を申し上げておりますけれども、何しろ、ずっと続きますと額が大変大きな額になってくるのでございます。

私も、もう昨年度から、法案を提出する立場もございしますので、いざにしても法案の一日も早い成立をお願い申し上げる立場でございますのでそのように申し上げますし、地方財政などへの影響については是非お考えいただきたい。それから、私もその影響が最小限になるように努力を傾注していきたいと、このように考えます。

○河合常則君 この影響が非常に本当、最小になるようにしなきゃならぬと、私もそう思います。みんなで力を合わせねばならぬのではないかと

思っています。さて、あともう二つ聞きたいのでございますが、ふるさと納税についてでございます。

去年のゴールデンウィークに当時の総務大臣が、ふるさと納税の導入に向けて検討するとおっしゃいました。これはある面では非常な評判を呼んだといえましょうが、国民的な議論、巻き起こりました。私も、当時この実現に大きな期待を持った一人でございます。

それだけの人もそうだと思いますが、僕の周りにも、進学や就職でふるさとを離れてそのまま都会に住み続けた、そしてそこで家庭を持ったこと

になった人もたくさんおられます。そして、田舎にいる年配の親のことを考えておられる人もおられるでしょうし、仲間や先生や先輩、同級生のことを考えておられる方もおられるでしょうし、まあ、ふるさととは遠きにありて思うものというふうにして思っておられる人もおられるようでございます。

本間に、兄弟や両親と一緒に住んでいたかったけれども、田舎にはおれがいる場所がなかったと、仕方なく都会へ出てきたんだという人もおられますし、考え方はいろいろありますが、ふるさとに特別に良い思い出のない人もあるのをごいいます。が、いずれにしても、本間、青雲の志を抱いてふるさとを出たけれども、にしきを飾ることができない、余裕がないという方もおられるわけでございます。

いろいろな思いの人がおられると思いますが、世話になった町や村、学校や先生や先輩たちに何かできればいいなという善意のふるさとへの感謝の気持ちにこたえる制度は非常にいいんだと思うんです。ただ、さわやかに、田舎からの物ごいでない仕組みができればいいんだと思うんです。これ、そういうことを実は考えておったわけでございます。

しかし、寄附金控除という方式では十分なインセンティブにならないのではなかなと心配していましたが、今般の見直しでは、既存の寄附金税制を活用しながら、税額控除の導入や足切り額の引下げなど様々な工夫を加えることになっていて、利用しやすいような仕組みになっていると思うのでございます。

このふるさと納税制度はたくさんの方々に利用していただけているものと思っておりますけれども、それで、一人でも多くの方がこの制度を利用してふるさとに対する温かい思いを形にしたいだけだから本間にいい日本ができるのではないかなと思っておりますが、要するに、私はPRが要するんではないかと、もっと上手に。

そこで、改めて今度の、今般の地方税法改正に盛り込まれた個人住民税における地方公共団体に

対する寄附金税制の見直し、いわゆるふるさと納税について、この趣旨と仕組みの概要とかPRの仕方をお説明いただければと思います。

○国務大臣(増田寛也君) やはり今お話がございましたとおり、納税者の皆さん方のふるさとに対する思いというのは実に様々であると思っております。また、これは時と場所、それから年代を超えて大変強いものがあるのではないかと。そういうふるさとに対する思いというものを是非生かすような、そういう仕組みというものを税の場面でも構築をしていくということが大事ではないか、そして、そのことは更に言えば、我が国ではまだ他の国に比べて十分根付いていないと言われていて、意識を根付かせるということにつながっていくと、こういうふうにも思っております。寄附文化を醸成する、寄附意識を醸成するということにもつながることとございまして、今回、そういう上で地方公共団体に対する寄附金税制の大幅な拡充を行ったわけとございまして。

具体的には、この控除方式を、従来の仕組みですと所得控除という形になってございましてけれども、それを税額控除というところで、より効果の大きい方式に改めました。さらには、寄附金のうち適用下限額の五千円を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね一割を限度とするわけと、こういうことにいたしましたので、納税者の皆さん方のふるさとに対する思いというのをそのまま生かせるように、よりそういうことに結び付くような、そういう制度に変えたところでござい

ます。この制度の理解を十分に得る、そして国民の皆さん方によくPRするということが大変大事でございまして、その点については国も、それから公共団体にもいろいろこの制度の趣旨、考え方を説明をもう既にしてございましてけれども、そうした上でよく国民の皆さん方に分かりやすいようなPRに心掛けたい、そして是非国民の皆さん方の

ふるさとに対する思いというものをこうした形で是非実現していきたいと。

今、地方の方で限界集落等いろいろなことを話をされておりますけれども、何もそれに対しての対策のためということでは決してないわけでありましてけれども、しかし、いろいろなふるさとに対しての問題、そういうことも含めていろいろそういう実態を理解していただくということにもつながっていく制度でございまして、今先生お話しのとおり、とにかくPRが大変重要だということに思っております。その点についてはこれからよく工夫をして実施をしていきたいというふうに思っています。

○河合常則君 最後、もう一点だけよろしくお願

いします。公益法人制度の改革で地方税の改正がされますので、お聞きします。

今度の公益法人制度の改革は、新たな非営利法人制度を創設して公益の増進を図るための抜本的な改革というべきでございまして。

現在の公益法人制度は許可主義を取ってまいりまして、法人の設立と一体的に公益性が判断されてまいりましたけれども、新しい制度においては法人の設立については準則主義になりました。設立が容易になったのでございまして、別途、公益認定の仕組みを設けて公益認定の委員会が統一的な基準に基づいて公益性の判断を行うことになったこととです。新しい制度の下での法人は公益認定を受ける法人と受けない法人とに分かれることになるんだというふうに思います。

今年の十二月からいよいよこの新たな公益法人制度が動き出すわけですが、この制度改革に対応して適切な税制を仕組んでいくことは大変なことだと思っております。

地方税のうちの固定資産税については、現在の制度では、民法第三十四条の法人が設置する幼稚園、医療関係者の養成所、社会福祉施設、図書館、学術研究施設については非課税とされておりますが、今回の公益法人制度改革を踏まえた今度

の固定資産税における非課税措置をどのように改正するのか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(河野栄君) お答えいたします。

お話しいただきましたように、今回の公益法人制度改革によりまして、今年の十二月一日から設立につきましては準則主義によりまして登記のみで設立できるという制度に移行いたします。一方で、公益認定につきましては民間有識者による委員会の意見に基づいて別途認定を受けていくと、こういう新たな制度に移行することになっているわけとでございます。

こうした新制度の移行に伴いまして、固定資産税の非課税措置につきましてはこれに対応した改正を今回の法案の中でお願いしているわけとでございますけれども、その内容、三点ござい

ます。一つは、一般社団法人又は一般財団法人に移行するまでの間、経過的に特例民法法人という形を取るわけとでございますけれども、この特例民法法人につきましては現在の民法第三十四条法人に対する非課税措置をそのまま継続するということといたしてまいります。

また、お話しいただきましたけれども、現在非課税措置が講じられております民法第三十四条法人が設置する施設につきましては、新制度において公益認定を受けた法人が設置するものにつきましては同様の非課税措置を講じることといたしてまいります。

また、三点目でございますけれども、民法第三十四条法人から一般社団法人又は一般財団法人、公益認定を受けない法人でございまして、こうしたものに移行した法人が設置する既存施設につきましては平成二十五年分までは非課税措置を継続すると、こういう措置を講ずることといたしてまいります。

なお、この一般社団法人又は一般財団法人が設置する施設の二十五年分までの措置が切れた後の取扱でございますけれども、これにつきましては、固定資産税において一定の用途に使用する施設につきましては非課税措置が講じられてきた経

緯、こういうものにも留意をしながら、新制度への移行の状況あるいは施設の使用実態等を踏まえました上で平成二十五年度までの間にできるだけ速やかに検討すると、こういうことにいたしておるところでございます。

○河合常則君 終わります。

○末松信介君 自民党の末松信介です。

先ほど吉川さんが暫定税率導入以後に生まれたと。私は昭和三十年ですから、二十四年に揮発油税ができて、二十九年に特定財源になったんです。特定財源以後にちょうど生まれたと。えらい違いなんですけれども、そういう立場から年齢に応じた質問をさせていただきたいと思ひます。

今日の質問は自治体病院の問題を中心にして質問したいと思ひます。

少し長くなるんですが、先週の土曜日に神戸大学の教授がお見えになりました、実は臓器移植の議員立法を是非やってみよう、この陳情にお見えたわけなんです。大変熱心なお話をされて感激をいたしましたわけなんですけれども、その後医療の現場の話がいろいろ出てきて、先生どういふことをお考えかなと思つたんですけれども、やはり今の医療というのはいろいろ問題がある。

例えば、医師とか看護師が本来担当すべきでない処置というものを、これを自分たちがやらなきゃならないということ、コメディカルの問題ですね、こういう話が出ました。二つ目は、運営交付金がつてくると同時に診療報酬も下がってきたという、こういったダブルパンチの問題もあると。それと、同じ値段で同じ医療を受けると。二十年たつたベテランの医師であつても数年たつた医師であつても、治療行為に対しては診療報酬が一緒である。こういった問題も少しはあるんじゃないか、考えていくべきじゃないかという、そういう議論もありました。特定機能病院と一般病院との格差のこともやっぱり考えていかなきゃいけないという話もありました。専門医制度をつ

くるんだつたら、これは付加価値もやはり考えていかなきゃならないという議論もあつたんです。今は使命感で耐えているということなんです。

ただ、印象的だったのは、やはり医療現場に義理と人情がなくなつたという話をされたんですね。やっぱりこれがないといふ現場でもうまく回転していかないという、私はそのことが大変寂しいと。だから、自分も医師として、国民の一人として今日議員のところに陳情に來られたというのでありまして、土曜日の休みにお見えになつたわけでありまして。

そこで、話はその地域医療の話になつてきたんですけれども、やはり臨床研修医の新しい制度になりまして、昔だつたら医局が幅を利かせていたから二年間田舎へ行つて頑張つてほしいと、そしたら二年たつたら勉強してもらへるようになつた市部の病院へ帰つてきてもらふからということと言えなくなつてしまつたと。行つてもらつたら今度は自分で探してこなきゃならないという、そういうことでありますから、非常に医局の機能というものの、影響力が低下をしたという話が返つてきたわけでありまして。

地域医療の現状と課題というのはここ二、三年、国会あるいは地方議会におきましても大きな社会問題となつています。で、自分なりに幾つぐらゐのテーマがあるんだらうということを考えてみましたら、医師の総数不足の問題があります。医局の影響力の低下の問題があります。国民の大病院志向、専門医志向が大変強くなつてしまつていくという問題があります。勤務医の負担が随分大きくなつたわけですね。それとこの医療訴訟というものが増大してきたと。医者は大変怖がつています。この問題については、五つ目はやはり医師が、先ほどの医療訴訟の関係もありまして、この選択診療科について眼科とか皮膚科とか非常に偏りが出てきたということがあります。それと医者は一年間に三千五百人誕生します。しかし、一年間に四千人が開業していくという問題があります。昔だつたら五十歳代で開業していたのが今は

三十代と四十代で開業する方が多いという、こういう問題があります。それと女性医師が増えてきたと。これはいいんですけども、その力を一〇〇%引き出していないところがあるんですよ。だから、女性医師をどうバックアップしていくかということも地域医療にとっては大きな課題になつてきたということです。それと合併後の地域医療の充実という、合併して良くなつたらいいんですけれども、統合されてしまつてそれが地方議会の選挙の争点になつたケースもあつたんですよ、こういう問題があります。それと自治体病院の赤字の問題。こうした場合が十項目ぐらい整理したら出てきたわけなんですけれども。

これからの医療、地域医療ですけれども、多くの関係者の方々が話をされておりますけれども、医療にとどまらず当然保健並びに福祉事業との連携ということで地域包括のケア化ということが大変重要な課題ではないかと思ふんです。

私は、経済財政諮問会議の話ではないんですけども、今の医療というのはいろいろ何年かは提供する側の論理が大変強いと。医療を受ける側、患者側の論理に果たして十分立っているかどうかということ、このことが大変心配です。最近、増田大臣も福田総理ももう医療費の削減ということについては一つの限界に來ていると、限界感が否めないという話が出てきたという点は私はやはり注目すべき内閣の姿だなということを、そういうことを考えているわけでありまして。

今、平成十五年から、この地域の自治体医療の状況ですけれども、十五年から十九年の四月一日までの間でですね、医師不足とか赤字の経営によりまして全国約千あります自治体病院のうち六病院が閉院となりました。もう大臣はよく御存じだと思ふんです。十七病院が民間に移譲をされました。この二十三件のうち七割に当たる十七件が平成十七年以降の二年余りに集中しているという点がやはり医師不足問題が急速に深刻化した表れだなということを思ひます。

で、平成十九年七月に全国の自治体病院協議会

がまとめた平成十八年度の決算調査報告書によりまして、調査に参加した病院が五百三病院あるんですけども、赤字病院の割合が七四・四%です。これは前年の六二・四%から一〇ポイント以上上がったと。赤字病院が実は七割を超えるというのは、昭和四十八年以來、もうこれ三十数年ぶりの過去最悪という状況になつていゝわけがあります。

で、地域医療に関しては地域行政とか地方議会も当事者意識が随分分けておりました、長年もう大学の医局に任せておつてお任せ病院経営をしてきたというのが実態だと私は思つております。しかし一方で、良い影響として自ら地域の医療は自分たちの手で守ろうという動きが出てきておると、後ほど御紹介しますが、そういう動きが出てきたというのは大変いいことだと思ふんです。自治体病院にとつてこの医師不足と赤字経営というのは共通のテーマとして続いているわけなんですけれども、こうした中で公立病院ガイドプランでは計画策定期間内である三年以内を基本として経常収支の黒字化を求めておられます。難しいことですが、求めておられると。

かつ、自治体病院には、へき地、小児、産科、救急、結核、感染症、精神、高度専門の医療などを引き続き求められているわけなんですけれども、こういう時代の変化が起きつつある中、自治体病院の存在の意義ということ、一体何を変えていかなければならぬのかということを大臣がどのように考えておられるのか、是非この機会に教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(増田寛也君) 今、先生の方から自治体病院の抱えておられますいろいろな現状分析がございました、全く私もそのとおりである。全国自治体病院協議会の資料等もございましたが、本当に七割をもう超える病院が赤字になつてきてしまつていゝので大変厳しい状況なんです。

改めてもう一度申し上げますと、この自治体病院でございまして、これは民間医療機関による提供が困難なところでも常に維持をしていかなければ

ばならないわけでございます。その意味は大きく言いますと私は三点あるのではないかと。一つは、やはり過疎地での医療をこの自治体病院が担っている、守っているということ。それから二つ目は、救急等のいわゆる不採算医療、それから政策医療と言われるような分野ですね、こういうところなども自治体病院が担っている。それから三点目は、がんセンター等の高度先進医療というところもこの病院が担っている。ほかにもございますが、大きく言いますとこういった三点が特に公立病院などの役割の大きなところだということに思っております。

しかし、この公立病院、都市部にある公立病院とそれから地方部にある病院とそれぞれ状況は異なっているというふうに思いますけれども、押さえて今経営状況というのは大変厳しい。これは、公立病院であるがゆえに、先ほど言いましたように、政策医療と不採算の部分の担っているということがもちろん大きな原因でもございますが、一方で、民間にないような、なかなか柔軟な病院としての経営ということに欠ける面も実はあるのではないかと。空床率、空きベッドの数ですが、それが民間病院に比べてやはり大きいところが多かったり、あるいは、人件費等も他の民間、周辺の病院に比べると過大なところもござります。それから、市町村合併が行われて、そして同じ市になったわけでありまして、その中にこうした自治体病院が複数存在して、特に診療科目ごとの調整等がまだ十分に行われていないところもあるといったようなこともございます。

そうしたこともございますので、私どもの方で改革に向けてのガイドラインというものをお示しをして、それも踏まえて、やはり改革プランというものをそれぞれ作っていただいて、そして今後の自治体病院の意義ですとか、それから在り方を住民の皆さん方にも十分お示しをしていただきたい、それから改革にも取り組んでいただきたいと、こんなふうに考えているところでございまして、特に、民間医療機関が多く存在するのは、都市部に仮に自治体病院があるというものについてより積極的な改革に取り組んでいただきたいと、こういうふうにご考えているものでございまして。

○末松信介君 ありがとうございます。

大臣がおっしゃるとおり、この改革のガイドプランですね、これがうまくできればいいんですけども、なかなかまだいろいろとそれぞれの地域ごとに問題が違ってきますので、よく地域で考えてもらわなきゃいけないと思うんですけれども。身近な話なんですけれども、実は兵庫県に県立の柏原病院というのがございまして、これ新聞で、この医者がいなくなってしまうって地域が困っておるといふ話題が新聞に掲載されたんですけれども、丹波市の県立柏原病院の小児科が昨年春、危機を迎えていたと。新臨床研修制度の影響で医師が減少していたところ、近くの病院が産科から撤退したあおりで新生児の患者が急増。四月には小児科医二人のうち一人が院長になり、外来診療を制限せざるを得なくなったと。で、展望が持てないということ、一人でこの小児科を受け持つ和久先生という方が、もう辞めようという決意を

実はされておられたんです。この病院の窮状を知った同市内のお母さん方が四月に結成したのが、昨年四月ですけれども、県立柏原病院の小児科を守る会というのを、これを実は立ち上げました。署名も一か月で五万五千集めたそうなんです。どういふことをやっていったかといふたら、とにかくコンビニ感覚で病院受診を受けるのはやめようじゃないかと。ある程度の家庭の医学、知識というのはいっぱい持っているや、考えなきゃいけないと。子供を守ろう、お医者さんを守ろうという呼びかけのチラシを作って、熱が出た場合、吐いた場合などチェック項目を決めて、大至急救急車を呼ぶ場合、かかりつけの医者に受診をする場合、様子を見る場合という、そういう工夫をされたわけです。その結果、昨年の四月から十二月で救急外来受診者数は四百十人となり

まして、昨年同期の九百三十七人から随分下がったということなんです。だから、やはりいろいろと考える必要はないと、地域に住んでいる方。

私は、そういうことも、総務省はやっぱ財政課とかいろんなところへ職員の方が出ていっていただきますので、是非ともそういうトップマネジメントの会議でこういった動きを促進、加速すべきだということ、そういうことを僕は呼びかけていたできたことというのを思います。

この成果もありまして、今は常勤の医師が二人加わるということになって、小児科の存続にめどが付いたということでありまして、神戸大学から医者が行ったということでもう順調にいくっているわけなんですけれども、こういうことを是非考えていっていただきたいと思います。

次の質問は、公立病院の今日の経営状況に組合がどういふ影響を与えたのかということをお尋ねしたいんです。

病院経営の話としますと、必ず組合という話が出てくるんです。私も長く県議をやっていましたから、ずっとこの話が出てきたし、県立病院の管内の調査を回ったときにも何となく何となく伝わってくる。いろいろと組合の選挙とか何かあったときでも、患者の見える場所にビラを張っていた。これは良くないでしょうということ、言ったら、やっぱり組合の方もそれはそうだろうこと、外されたことがあるんですけどもね。やはりかなり活発な動きをされていたということ、が分かったわけなんですけれども。

私は、組合がその気にならないと経営は改善できないと思うんです。組合がやっぱり立ち上がってこうしようという御提案をいただかないと、活力に満ちたより良い病院というのはやっぱりできないと、私は公立病院ではそのように考えておるんです。

どういふことがテーマとなった労使交渉であったかということですね、このことを我々も分からないんです、実際のところは。情報公開され

ていないんですよ。しかし、これは契約締結権も何もありませんから、ある面では紳士協定でやっているということなんです。覚書も一切外に出さないわけなんですけれども。

この公立病院の今日の経営状況に組合はどういふ影響を与えたのかということ、私の今の話も踏まえてお答えをいただきたいと。思います。

○国務大臣(増田寛也君) 公立病院の経営の中で、例えば医薬の費用ですね、医薬の費用の中で職員の皆さん方の給与費、これが大体半分でございます。したがって、こうした職員の給与費をどのようにしていくのか。これは、管理者の側からととても非常に重要な事項でございますし、また、職員の団体側からは、勤務条件の改善を求めるといふ立場からは、常に管理者の皆さん方に対していろんな働きかけが行われているわけでございますし、特に給与というものは大きなテーマにもなります。したがって、双方にとりましても、この経営という観点については大きく影響が及ぶというふうに考えるわけです。

先ほど申し上げましたガイドラインの中で経営形態を見直しをするというふうなことを私どもも是非行っていたきたいというふうに思っています。そのことは取りも直さず、いろいろなところに見直しを行っていかねばならないわけでありまして、職員の皆さん方はとても強い関心事項でもあらうというふうに思いますし、それから、管理者側への働きかけも随分そのことによつて行われてくるであらうと。

私は、今のお話に沿って申し上げますと、いろいろ現場の方に聞きましても大きく二つあって、労使間の折衝とか意見交換については、当然病院経営の大きな一環でございますので、できるだけ情報公開をしていく、住民の皆様方にお知らせをしていく、こういう考え方もございますし、一方で、直接の当事者にしてみれば、これは必ずしも組合だけではなくて、管理者側にとりましても、現に折衝中の事案についてなかなか情報全部を開示していくと率直な交渉などに差し障りが

あるんで、現実にはそれを控えるような傾向になつてしまふという話も聞いたことがございます。

いずれも、それぞれ現場でやっている人たちの切実な本音が表れている部分はあるなというふう

に思ふんですが、ただ、今置かれてある公立病院の状況、それから経営も大変逼迫している、そして多くの場合に一般会計から当然繰入れをしてい

るといふことで成り立っている公立病院でござい

ますので、経営の状況がどうなっているか、それ

からいろいろその細目がどうなっているかという

のは、住民の皆様方に公開をする、お知らせを

しなければやっぱり成り立ち得ない。そして、先

ほどのような住民の皆様方の協力というの、そう

いう内容が明らかにされていることを前提に地域

の管理局長である時代には問題を起こしたくないといふことがある。それで、次の管理局長に漏らすと。次の管理局長さんも同じようにやると。で、病院事業管理者は、もめ事を起こすなつてやつぱり概念があると思ふんです、考えが。そういうところが、物の本質というものを私はやはりきちつととらえず、ずっと先送つてきた課題だといふふうに、そのように考えております。

是非、いい提案というものを、地域医療にとつてこうだといふ提案を組合の皆さん方にしていただけのような環境づくり、それと労使の在り方といふことを是非御要望申し上げたいと思ひます。じゃ、次の質問に移ります。

自治体病院の経営方法につきましては、これは地方公営企業法の一部適用、全部適用もありま

す。それと三つ目は、公設民営と言われますけれども、指定管理者制度があると。四つ目は、経営を民間法人に移譲するという民間移譲がありま

す。五つ目は地方独立行政法人と。これももう一般と特定に分かれていまして、一般が非公務員型、特定がこれは公務員型ということになってい

るわけなんですけれども、実は今年の四月の一日に、非公務員型のいわゆる一般地方独立行政法人になった病院がございす。那覇の市立病院なん

ですけれども、実は知り合いがおりましていろいろとお話を聞かせていただいたんですけれども、随分いろんな苦労を重ねてこられた上で出した結論だったわけなんです。もうちょっと時間がなくなつてきたので話は省略しますけれども、一つ

の大きなきつかけとなつたといふのは、この七対一の話なんです。入院基本料の七対一といふことです。

私ここでずっとお尋ねをしたいといふことがあります。厚労省は、この医療費の診療報酬の改定で看護師を増やして手厚い看護体制を取ればこれを点数を上げてあげようといふ、そういうことを言っている。しかし、一方総務省は、国の公務員削減に沿つて四・六％の人員削減計画、これを出している。といふことは、一方は手厚くし

うことを私どもとしては期待をしているということでございます。

また、この問題を考える契機となったと委員御指摘がございましたけれども、私ども、今回十二月の二十四日に出しました公立病院改革ガイドラインというのがございますけれども、この中で、非公務員型の地方独立行政法人化でございますとか、あるいは指定管理者制度の導入といった経営形態の見直しにつきまして、平成二十年度、今年度に検討してもらおうように要請しております公立病院改革プラン、この中で是非とも御議論をしていただきたいと思います。

公務員総数の削減と病院事業において必要な職員の弾力的配置の要請、この両立を図りながら、なおこの職員の給与体系の見直しを図るといった、そういった契機とする上で、こうした経営形態の変更を通じた民間の経営手法の導入、これは有効な手段の一つであろうと考えておりますので、各地方公共団体において積極的に検討していただきたいと思います。

○末松信介君 局長の御答弁、よく分かります。しかし、なかなか解答は、これ出すのは難しいですね、はつきり申し上げたら。そう思います。

この市立那覇病院の先生の話では、最終的には非公務員型の独立行政法人になったんですけれども、公務員という身分と定数、年功序列の給与体系に固執して、少ない定数看護師で厳しい勤務体制を続けて疲弊していくのか、それとも独立行政法人化、非公務員型で定数に縛られず必要な看護師を正職員で確保、ゆとりのある質の高い看護をしていくのか、決断のときが思ったより早く来たということで、組合の方とも話しながら決断をしたということ、その成功を望むわけなんですけれどもね。

ファクスをずっと、ちよつと送っていたいたら、公立病院の問題というのは地域や規模によって異なるものがありますが、私は個人的には、医療職は公務員の身分より医療の担い手としての使命感が強く、またそうでなければならぬと思っ

ています。日本の医療のセーフティネットはやはり公的病院が守るべきだし、そのような公立病院に働くことに誇りと生きがいを持っています。

彼女は、よく言うのは、公立病院は、さつき大臣が答弁されましたけれども、やはり最後のとりでだと言うんですね。結局、民間が不採算になったら、救急とか高度医療だったら、高度医療の場合不採算になりますから放していきまされども、公立は逃げられませんか、やっていかなきゃならないと。だから、やっぱり最後のとりでだということを言った、そのことを言っていました。それと、やはりつらかったのは、リストラのために地方独立行政法人化したのかと言われることが大変つらかったということを言っております。

今日、二月十七日、朝の「サンデーモーニング」に増田総務大臣が出ておられましたが、県立病院の多い岩手県知事がやっておられただけあつて、よく理解されていたように思いました。ということが書いてあります。男つづりがいいとは思ってなかつたんですけれどもね。でも、僕は見てないんですよ、そのテレビを見てないんですけれども、大変いいお話を何か「サンデーモーニング」でされたということを聞いております。そういうことでありますので、またよろしくお願い申し上げます。

どんな時間がなくなつてまいりましたので、次の質問に移ります。

自治体病院の財政上の危機には一時借入金の問題がございます。多くの自治体からは補助金とか負担金が出ているわけなんですけれども、金融機関からも一時借入金を行うことが多々ございます。現状はどうなつていっているのか、全体の状況と、ベストというよりワーストテンを教えてくださいたいと思います。

○政府参考人（久保信保君） 経営上資金不足が生じた場合、一時借入金によって御指摘のように当面の資金繰りを行うといったことになってまいり

ます。実質的な一時借入金の残高、これを測定する指標といたしまして、公営企業会計におきましては貸借対照表上の流動負債から流動資産を差し引いた計数を用いるということにいたしております。これを不良債務と称しております。

平成十八年度決算におけます病院事業会計における不良債務の総額、これは百四事業体で計九百五十三億円となっております。額が多い順から申し上げますと、大阪市が百二十八億円、一部事務組合下北医療センター、これ青森県にございませけれども、これが七十六億円、沖縄県が六十億円というふうになってございます。なお、大阪府につきましては平成十八年度から地方独立行政法人になっておまして、大阪府立病院機構と称しておりますが、公営企業会計で言う不良債務に相当する額は五十三億円となっております。沖縄県に次いで全国で四番目に相当する金額でございませ。そのほか、小樽市、神戸市、赤平市、釧路市というところが不良債務が多いところでございませ。

○末松信介君 ありがとうございます。

地方公営企業法第二十九条によりますと、ちよつと六法全書を調べてきたんですけれども、借りたお金は原則その年度中に、遅くとも翌年以内に返済しなくてはならない。ところが、自治体財政も厳しいため、一時借入金を返済できず借金が増え続けている病院があるわけなんです。これは、その一時借入金、二十九条、ここにちゃんと書いてあるんですけれども、これは法律に違反しておるというように我々受け止めておるわけなんですけれども、これはちよつとおかしなことなんですけれども。

それで、病院事業債発行額と病院事業にかかわる普通交付税の額の推移を見ますと、昭和六十年にはその差は五百億円程度であつたわけですが、景気対策が続いた平成元年度以降では一千億円前後に膨らんで、病院事業債発行額のピークであつた平成十年度においてはその差は千五百億円を超えております。地方財政の悪化とともに病院事業

債の発行額は急激に減少することになるわけなんですけれども、その償還額が膨らみ続けております。にもかかわらず、病院事業にかかわる普通交付税額は平成九年度以降横ばいが続いているという状態なんです。一時借入金については、平成元年度九百八十一億円まで縮減したものの、その後の景気対策等のため千六百億円前後で続いております。また、この地方財政計画ベースの病院事業会計に対する公営企業法の繰入金と、決算ベースの病院事業会計と一般会計その他の会計からの繰入金を比べますと、繰入金の方が常に一千億から一千五百億上回っているということなんです。これはもう久保局長はよく知つておつたようなんです、この辺の話は。

これは、地方財政計画ベースでの普通交付税措置が十分であるということを示しているんじゃないかと私は思うんですよ。このことはよく議論されるんですけども、局長が大臣の答弁をいただきたと思います。

○政府参考人（久保信保君） 一部の病院事業体、病院事業を営んでいる地方公共団体では、もうこれは御案内のとおりでございますけれども、近年の医師不足の深刻化などによりまして資金不足が発生する一方で、医療提供体制の見直しとか費用の削減合理化、こういった努力がまだ十分ではないといったようなことで、一時借入金、不良債務、これが累増するといった傾向も見られます。

また、御指摘がございましたように、一般会計繰入金に関係いたします地方財政計画の計上額と決算額との乖離がございます。これは、地方財政計画の計上額は、例えばへき地医療でございますとか救急医療といった能率的な経営をもつてしても採算が合わない、あるいはその採算を合わせるのが適当でないといった、そういった経費、これは地方公営企業法十七条の二というのに基づきまして、私ども、繰り出し基準というのを作っておりますけれども、この繰り出し基準に基づいて算出をいたしましたものでございます。

他方で、決算統計の繰入れ実績額、これ一千億

円の乖離があると御指摘がございましたけれども、これは個々の病院事業体ごとの繰入れ実績の積み上げでございます。地方財政計画額を上回っておりますのは、これらの中には、必ずしも明確な繰り出し基準によることなく現実の病院事業運営の結果生じた赤字を補てんするといった目的で、地方公共団体の判断によって繰入れが行われている場合があるというふうに考えております。

現在、過疎地などにおきます病院とか診療所、これは近年の医師不足によって特に経営が悪化しているということがあることも事実でございますので、私も、年末のガイドラインにおきまして公立病院特例債というものを新たに六百億円の規模で設けて、短期のそういった一時借入金金の増加額、不良債務の増加額を長期債に振り替えるといった、そういった措置も講ずるようにならしてあります。

またさらに、このガイドラインを作りました母体となった公立病院改革懇談会というのがございましたけれども、その中でも、病院建物の建築費とか病床数に応じた財政措置について一定の限定を付する方向で見直すべきではないかといった、そういった御意見もございました。そうした公立病院に関係いたします地方財政措置、これを今後やはり見直す必要があるだろうと、こう思っておりますので、そういった中で、御指摘があった点も含めて財政措置の重点化につきまして検討していきたいと考えております。

○末松信介君 最後の質問をします、あと磯崎先生が続きますので。

決算統計では、公立病院に対する一般会計繰出金、この負担金の性質によりまして、医業収益、医業外収益、これは一つの収益として整理することになっておるんですけれども、一般会計繰出金の額が地方公共団体間で大きく異なっている実態を踏まえまして、公立病院の経営の比較を行う場合、経常収支の成績と医療成績とが必ずしも連動していないと思うんです。つまり、経常収支は良

いけれども病床利用率、診療単価が悪い病院がある。一方で、経常収支は悪いけれども病床利用率が高くて診療単価が高い病院があると。

平成二十年度に各地方公共団体が公立病院改革プランを策定する場合、数値目標を設定するよう総務省はこれを指導しております。しかし、他団体と客観的に経営比較を行わなければならない場合、適切な数値目標の設定が大変難しいと思うんです。そこで、総務省においては繰出金の額に影響を受けない経営指標、さつきちよつと話がありましたけれども、経営指標を作成し、それを地方公共団体に提示すべきだと考えますけれども、この点を伺いたいということ、もう一つは、公立病院に対する一般会計繰出金が地方公共団体間で大きく異なっている実態を踏まえまして、まあ発射台が違ふわけですね。この繰り出し基準をもう少し、さつき繰り出し基準はあるとおっしゃいましたけれども、もう少しこれを具体化する必要があると考えるんです。その見直しに当たっては総務省が一方的、事務的に決めるのではなくて、例えば医師なんかを入れて専門的な第三者機関をつくってはどうかということを提言申し上げて、最後の質問に代えます。

○政府参考人(久保信保君) 御指摘の公立病院、この不採算の部分につきましては、一般会計の負担金などによって賄われることが地方公営企業法第十七条の二などによって認められておりますので、その算定基準、すなわち繰り出し基準に基づいて所定の繰り出しが行われますと経常黒字が達成される状態となるということ、これをすべての公立病院に共通することとしまして、それを前提といたしまして数値目標設定のこの経常黒字というのを必須の項目といたしております。

その一方で、これも御指摘のように、経常収支比率には一般会計などからの現実の繰入額の大小が反映されますので、ガイドラインでは経営環境が類似した病院間で言わば実力ベースでの比較を行おうとする場合にはむしろ医業収支比率を用いる方が適切なことも多いのではないかと、こう

いったこともガイドラインの中には明示をしております。

そして病院事業におきます繰り出し基準、これは繰り出すべき経費の考え方を定性的に示すということに留意しているというのが多いわけでございますけれども、これはやはり全国で約千の公立病院が置かれております経営環境は、立地の条件、都市部であるとか農村部でありますとか、あるいは一般病院か専門病院かといった医療機能などによって様々であるということがございますので、一律の定量的基準を設定するというところはなかなか困難だということでございます。

したがって、具体的な一般会計との間の負担区分のルール、これは各病院の実情に応じて各地方公共団体において定められるべきものと考えております。この度のガイドラインでも改革プランを作りますときには、まず最初にそれぞれの病院、この果たすべき役割、これを十分議論していただいて、そして一般会計がどのような形で負担していくのか、独立採算ができない部分についてはこれはもう法律上負担しなければいけないわけでございますので、そういったことをまず徹底して議論をして病院ごとにその性格を明らかにして、そういった改革プラン等を作ります場合には、御指摘がございましたように、第三者で組織される評価委員会等で議論をしていただくということが望ましいと考えております。

私もどなたもいたしまして、各地方公共団体で改革プラン策定作業の参考としていただけますように各団体における具体的な負担区分の事例、これを収集して、そしてそれをそれぞれ紹介をしていきたいと考えております。

○末松信介君 残余の問題につきましては、また次回質問させていただきますと思います。大臣、局長には丁寧な御答弁ありがとうございます。終わります。

○磯崎陽輔君 自由民主党の磯崎陽輔でございます。

四月四日、参議院本会議におきまして、地方税法等の一部改正法の趣旨説明が行われまして、ようやく本日、委員会審議が始められたわけでございます。

総務委員会は高嶋委員長以下、理事の皆さんの御配慮により、参議院の常任委員会の中でも最も円滑で円満な審議が行われていると考えております。このことについては敬意を表したいと思っております。

しかるに、二月二十九日に衆議院から送付された地方財政関連法案が年度を超えて審議をするに至ったということについては、私は誠に残念であります。二月二十九日の衆議院における採決の在り方については、民主党の皆様には我が党とまた異なった様々な御意見があったんであろうと私も推測はいたしております。しかし、そうだといたしまして、議長あつせんがある中で、衆議院送付後、年度を超えて三十五日間も審議入りをさせなかったことについてはやはりやり過ぎではなかったかと私も思うところでございます。

過ぎたことを言っても仕方がございませんが、当総務委員会所管の法案は地方行政に密接に関連するものばかりでございますので、今後の委員会審議に当たりましては、特に民主党を始めとする野党の委員の皆様様の御尽力を賜りますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

それでは、地方財政問題について議論したいと思います。

ここまで何度か大臣との間で地方財政の基本的な問題について議論をさせていただきました。今日もその延長のような話になりますけれども、まず、これも三位一体改革と絡むんですけれども、最近、我が自由民主党の中の幹部、特に大臣経験者であるような大物の議員の先生が、もう地方も余り税源移譲ということを言わぬ方がいんじやないかと、国から税源移譲を進めるとかえって地域格差が広がるじやないかと、だから税源移譲を求めぬよりも、はつきりと地方交付税増額を求めていく方が地方としてはいいのではないかと、そ

ういうことを言う。割とこれは地方財政や国の財政が分かつている大物議員がそういうことをよく言うわけですが、こういうことを言われている中で一回、増田総務大臣がこの意見について、税源移譲よりも地方交付税の増額の方がいいんじゃないかという意見について、どういう御見解を持っているか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) 先般、先般といましようか、この十六年から十八年、具体的には十六年から十八年に行われました三位一体改革に対して、いろいろ自治体サイドからもなかなか辛い評価が出ておりますし、そうしたことを踏まえて、今後どう進めていったらいいかという中で、御発言かなというふうに今思っています。

さはさりながら、やはり自主財源である地方税を充実させるということは、これは分権の方向からいいますとやはり大事なことでありますし、中心はそうした地方税を充実させるということに十分に今後行っていくかなければならないと私考えておりますが、その際に、御指摘いただきましたように、やはり地方団体間で財政力の格差が拡大するということがあることは、やっぱり国民の間に不満も生じますし、それから今後の発展も著しく不均衡なものになるということでございますので、そうした面では財政力の差が拡大しないように、今日も申し上げておりますが、より安定的で偏在度の小さい地方税体系を構築していくということと地方税を充実させるということが必要だというふうに思っています。

そして、それでもやはり税の仕組みから公平性というところが、もう先生御案内のとおりですね、大変強く求められるものですから、どのような税を取りましても何らかの偏在というのは必ず生じます。この偏在が生じますけれども、これを埋め合わせるものとして地方交付税というものがある、そこが財源保障ということと同時に財源調整機能というものを発揮して、それで全国一定の水準の行政サービスというのが提供されるという

うことになるわけでありまして、私はこれからのことも考え合わせますと、やはり偏在性の少ない地方税というものを中心に据えて、それに地方交付税を合わせて地方団体が自由に使える一般財源というもの、この額をきちんと確保すると、そして、それを今後も充実強化させるということが大変大事ではないかと。そのためにいろいろな制度設計をしていく、そこに知恵を絞っていくべきではないかというふうに思っています。

○磯崎陽輔君 今大臣がおっしゃったように、地方交付税というのがあるんですね。それが地域間格差を是正する非常に重要な手段であると私も考えます。

ところで、特に竹中総務大臣のときに、不交付団体を増やそうと、これは全く分らないわけではなくて、そういう動きがあった、そういうことがあったわけですが、これはどういう理由で不交付団体を増やそうという話になったんでしょうか。これ財政局長の方にお伺いします。

○政府参考人(久保信保君) これはただいま大臣から御答弁があったとおりでございます。地方分権でありまして、地方の自立といったことを考えますためには、やはり交付税に依存しないで自らの財源である地方税によって財政運営を行うということが望ましいと、理想だということからそういうことを言っておるわけでございます。

私どもといたしましては、今後、地方の自立性を確保していくためには、地方財政の健全化を図るための地方歳出の抑制でありますとか、地域経済の活性化による地方税収の増でありますとか、税源移譲を含めた税源配分の見直しによって地方税を充実していくといったことが重要であると考えておりまして、こうした取組を着実に進めることによつて不交付団体が増加していくものと考えております。

○磯崎陽輔君 御答弁はよく分かりますが、ただ、不交付団体を増やすということは、結局財政調整の対象になる団体が少なくなるということと

すね。だから、不交付団体は非常に意味豊かなものになるかもしれないけれども、そこは財源調整が掛からないではないかという疑問を昔から持っておりまして、例えば昔考えたのは、義務教育費国庫負担金、これはいろいろなこの前の補助金の削減でも議論になりましたけど、私、これ例えば全部交付税に振り替えたなら東京都が交付団体になるんじゃないかというような計算をやってみたことがあるんですけど、これやってみたけどやっぱり義務教育費国庫負担金だけでは東京都は交付団体にならないということが分かって、ああ、そうかということをしたんでありますけれども。

こういうように国庫補助金を整理して一般財源である地方交付税の基準財政需要額を増していくということによつて要は地域間格差を是正していくということも考え方も私はやり方としてはあると思うんですけど、こういう考え方は今のいろいろとお話あるような地方財政のあるべき姿から見ると間違つた方向なのかどうか、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) やはり分権改革を進めていく上で、地方団体の自主自立、それから責任をそれぞれ持つてしっかりと取り組んでいただく。その中で、住民と真つ正面から向き合つて、やはり自主自立、それから責任も伴うようなしっかりとした行政を展開していく上では、やはり課税自主権を各団体が十分に行使していくということは大変重要ではないかと。そういうことによつて地方団体の行政にも大変緊張感が増してくるわけですし、無駄な歳出もしないようになるわけでございます。

ただ、そういう中で、私どもも、今、税収比で国、地方が六対四のものを当面五対五にしようということ、したがって税源移譲を中心に考えていかなければならないと言っているんですが、今委員の方から御指摘ございましたとおり、先生から御指摘ございましたとおり、そのことが団体間の格差を拡大するような方向になってしまつては元も子もないわけですし、それからあと、地方団体の財政調整ということについては交

付税という重要な機能もあるわけでございますので、私は、両方をうまく組み合わせることが大事ではないか。税体系も偏在性の小さな税体系を構築するというのに対していかなければならないのは、不交付団体を増やすということで、先ほどお話ございましたとおり、その数がどんどんどんどん増えれば交付税の規模とかそれから財源調整の範囲というのは狭まってくるわけですから、やっぱり常に偏在性の小さい税体系を構築するというのを念頭に置いて税体系も構築していかなければならないと思いますし、その上で交付税の機能が十分発揮できるような額の確保ということをうまく組み合わせれば、これからの分権に沿う形で財源が地方団体としても確保できるというふうに考えております。

○磯崎陽輔君 今日はいえ逆説的な質問ばかりをさせていただいてるところなんですけれども、先ほどから出ています三位一体改革で、これももう大ざっぱなことを言いますと、およそ三兆円の国庫補助負担金を整理して、およそ三兆円の税源移譲を行ったと、まあおおよそで言えばそれでいいと思うんですけども。結局これについて地方が、プラスマイナスでは地方の財源は増えていないと、結局それは地域間の格差を拡大させただけだと言っている地方の人がかなりいるんですね。

私は、これは何度もこの委員会でも言いましたように、それぐらいの覚悟はあつたはずだと思うんですけど、まず何よりも、大臣もおっしゃるように、税源の移譲という、大きな税源の移譲というのは今までできなかったわけですから、それを大きかつたと思うわけでありまして、何かまだ地方ではこういう情けない言い方をしている、まあ交付税の話はちよつとおいでいての話ではありますけれどもね。

やはり、税源移譲というのは私は良かったと基本的に思っているんですけども、まだまだこういう意見を言う人が多いものですから、この

ところもまた逆説的な質問として大臣のコメントを一ついただいておりますので、いかがでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 確かに、この三位一体改革、財政的な自立を確立するためということで、税源移譲というのは、地方団体にとつてもそつとでございますし、それから多くの地方自治関係者、学者の皆さんも含めて、税源移譲ということとを現実には地方自治の世界の中で行われるなんというふうな大変容易でないことだというふうな思つていたわけですが、それが三位一体改革の中で三兆円というまとまった額で行われたというふうな思つていたわけですが、そのことによつて、当然交付税も削減されましたけれども、各関係者が地方分権ということを更に真剣に考えるようになったきつかけにもなりましたし、そういう意味で大きな歴史的な意味も有しているというふうな思つております。

ただ、交付税等の抑制が一方で大変急激でございましたので、厳しい財政運営を迫られるきつかけにもなつたというところは否めない事実でありますし、そういうことがまた今の地方財政の状況にもつながつてきているというところでございます。したがしまして、今後、今分権委員会という議論がなされているところでございますけれども、地方分権を考へていく上で、先ほど来先生のお話にもございましたとおり、やはり税の問題、それからそれを含めた財政の問題、そして自治体の意識の問題、本当に分権を自らの手で勝ち取るだけの気概を各自自治体には持つていただきたいというふうに思ひますし、そういう自治体の意識もちゃんと踏まえた上での分権の議論というものを進めていかなければならぬ。そして、私は、これ希望であります、是非各自自治体にも自ら勝ち取るものだということでの気概、心意気というものはしっかりと示していただきたいなと、こういうふうな思つております。

少し技術的な話になりますけれども、その交付税なんですけれども、全国知事会の調査によりますと、基準財政需要額と決算が違ふこと、これを決算乖離といふけれども、特に教員や警察官の人員費、これも法定の定数だけの比較でもちよつと乖離が出ています。また、公債費についても、これも繰り入れるといふのはないわけではございますが、留保財源を充ててみたところでもまだ乖離があると、そのように全国知事会等は主張しておるわけでありまして、かなりこれ大きな決算乖離が生じていると思ふんですが、それどういう理由で生じているのか、あるいはそれはきちんと交付税で見てもらえないものだろうか、そういう疑問がございます。これは局長の方から御答弁をお願いします。

○政府参考人(久保信保君) 教員でありますとか警察官、これの人員費、あるいはその公債費のうち標準的な行政に要する経費でございますけれども、これは、御指摘がございましたように地方財政計画の歳出に計上するというところで所要の財源を確保しております。

地方交付税の算定に用いる基準財政需要額には、地方財政計画の歳出のうち、国庫補助負担金等の特定財源でありますとか、地方税収のうち基準財政収入額に算入されない、いわゆる留保財源で対応すべき経費、これは算入しないということにしておりますために、地方財政計画に計上した歳出と基準財政需要額に算入する経費とは一致しております。

教員及び警察官の人員費につきましては、国庫負担金が充当される部分を除いて、おおむね地方財政計画計上額、これを基準財政需要額に算入しておりますけれども、平成十五年度に都道府県分の留保財源率を二〇%から二五%に引き上げておりますけれども、この際に、各都道府県の留保財源の状況にかんがみまして、都市部の職員に支給する地域手当、当時は調整手当と言つておりましたけれども、この算入割合を引き下げたことなどによつて、地方財政計画と完全には一致をしない

という状況が生まれております。

また、公債費のうち投資的事業の財源として発行された地方債の元利償還金につきましては、投資的事業が地域の実情に応じて実施される裁量の大きいものであるということとを踏まえまして、その一定割合を留保財源によつて対応すべきものと整理をしております。一方で、臨時財政対策債でありますとか減税補てん債といった財源対策のために発行される地方債につきましては、その元利償還金の一〇〇%を基準財政需要額に算入をしております。

今後とも、地方公共団体の意見をお伺いしながら、経費の性質などに応じて適切に算定をしてまいりたいと思つております。

○磯崎陽輔君 その辺、大事なことです、よろしくお願いしたいと思います。

先ほど、大臣からありました近々の税制の抜本改革、それをにらんでいかなきゃならぬと思ふんですけれども、それを考えるときに、住民税のやつぱり前年度課税というやり方が非常に、その改革を考えるときにスピード感がないんじゃないかと、あるいは今ボーナスから源泉徴収をしていないものですか、非常に何か住民税が過大に国民には感じられると、そういうことがあります。

したがつて、抜本改革をにらむと、やはり住民税も何とか現年課税ができないか、あるいは国税と同じようにボーナスからも源泉徴収できないか、そういうやつぱり国税とある程度平仄をそろえて分かりやすい税制体系にしていく必要があると思ひます。それについてちよつと税務局長の御意見を承りたい。

○政府参考人(河野栄君) お答えをいたします。個人住民税につきましては、お話がございましたように、住民の前年中の所得を課税標準として課税する前年所得課税方式を採用しているわけでございますけれども、一般論といたしまして、所得課税につきましては所得の発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましいと、こう

いう御指摘はあります。個人住民税を現年所得課税とする場合には、こうしたことで、所得発生時点と税負担時点が近づくことによりまして、納税者の納税の際の負担感が減少するという効果が期待できるわけでございます。

ただ、一方で、この現年所得課税方式といたします場合には、新たに個人住民税に係る年末調整が必要になるわけでございます、そういうことによりまして給与支払者の事務負担が大変増加をすることになります。さらには、納税者の方も所得税とは別に個人住民税について申告を行つていただく必要が出ると、こういう課題もあるわけでございます。

また、お話しいただきましたボーナスからの特別徴収の仕組みでございますけれども、このボーナスの支給額、支給するかないかも含めまして、これは企業の業績によつて変わつてまいりますので、現在のような前年所得課税方式においては、このボーナス徴収の仕組みを導入することには大変困難でございます。この現年所得課税方式に移した場合にはボーナスからの徴収も可能となるというふうな考えられるわけでございますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、この現年所得課税方式に移行することにつきましては、新たに個人住民税に係る年末調整等の事務負担が増えると、こういった課題もあるわけでございます。

いずれにいたしましても、こうした問題も含めまして、この個人住民税の課税方式につきましては、政府税制調査会におきまして、社会経済情勢の変化を踏まえて納税者等の事務負担にも留意しつつ現年課税の可能性について検討すべきと、こういった御指摘もいただいておりますので、大変困難ではありますが、重要な課題でございますので、よく検討してまいりたいというふうな考えております。

○磯崎陽輔君 どうもありがとうございます。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

四月八日、新年度に入りました。道路特定財源が失効したわけでございますが、テレビでも新聞でもいろんなことが報道されているところであります。ガソリンスタンドに三月三十一日の夜から並んでいる姿でありますとか、あるいは四月一日になって、本来税を含んだ形で販売しようとしていたものがお昼ごろになって転嫁できずに値段を下げざるを得ないような、そういうガソリンスタンドのことが報道されていたり、あるいは買いだめに走るような雰囲気が出たり、いろんな影響性があるんだろうというふうに思っております。

また、課税の現場でもどうなのかなというふうな心配するわけでありまして、また場合によつては、本来国民の生命や安全に不可欠な救急車とかあるいは消防自動車とか、そういう燃料切れで動かないといったことが発生しないかと、いろいろ現場でことが想定されてきたわけであります。一週間たちましたその現場での、例えばガソリンスタンドもかなり経営が厳しいだろう、なつてくるのではないかと、そんなものも含めて、現場の状況と対応策につきまして、総務省、それから経済産業省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(北川慎介君) 御説明申し上げます。

ガソリンスタンド事業者は、元々激しい競争の下で大変厳しい経営環境に置かれておたつたわけでございますけれども、今回の事態を受けまして、売上高の大幅な変動によりまして資金繰り悪化、それに加えて、従前の税率で課税済みであります在庫、この価格転嫁ができないということから更なる収益の悪化が懸念されておるところでございます。

実際に、資金繰りにつきまして事業者からの相談を受けるため全国に特別相談窓口を設けておるわけでございますが、七日間で六十二件の相談が既に寄せられてございます。事業者の方々は厳しい経営環境にあると認識してございます。

こうした状況におきまして、事業者の資金繰りあるいは経営への影響をできる限り軽減するため

に、政府系中小企業金融機関によるセーフティーネット貸付けを利用可能としたところでございまして。四月一日以降、特別相談窓口を通じて承諾いたしました融資、保証は既に九件、一億四千万円ほどとなっております。

さらに、信用保証基金によりまして特別信用保証の借入れ限度額の拡大、そして運転資金の借入れに対する特別利子補給制度の新たな実施と、こういった対策を四月一日から行うということにしておるところでございます。

このような対策を実施してまいりますとともに、今後ともしっかりと実態を把握いたしまして、状況の推移に細心の注意を払い、ガソリンスタンドの資金繰り支援あるいは経営の安定化に万全を期していきたいと考えてございます。

○国務大臣(増田寛也君) 課税現場の方につきましては私の方からお答えを申し上げますけれども、昨年の末でございまして、暫定税率が切れるという予測が付きまして、関係するところ、地方団体、それから関係者の方に周知徹底をするようにいたしました。特に、課税関係につきましてはいろいろと細かな作業が必要になつてまいりますので、そうしたものについて関係業界に課税関係の周知、それからあと納税者の方からも問い合わせが当然寄せられるであろうということ、それについても適切に対応するように地方団体に要請をいたしました。

これまで、やはり現実に関係等も寄せられております。販売業者の方から課税関係の照会があったり、それから一部苦情なども現実には寄せられたということもございましたけれども、しかし、四月一日、それから四月二日時点でございまして、その後はそれぞれについて適切に対応して大きな混乱は生じてないというふうに聞いております。

いずれにしても、そういった課税現場での今のところは状況でございますけれども、今後またこれがずっと続いていきますと、いろいろな意味で自治体の方でも対応に苦慮するというところでござ

いますので、その点については、私どもとしても影響を最小限にすべく全力で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○魚住裕一郎君 テレビとかで見えますと、何か、消費者心理でしょうか、ガソリンを買いだめするような動きがあるやに見えているわけでございますけれども、昔、私が学生のころなんかは、石油ショックでトイレットペーパーを買いだめたというおばちゃんがいっぱいテレビでございましたけれども、ちよつとトイレットペーパーとガソリンとは随分違うなと。マイナス四十度で引火するやうなものでございまして、これはちよつと大変なことになるんじゃないかなと。やっぱり消防庁もしつかりやつてもらわぬといかぬと思ひますか、その辺、どういうふうに展開されているのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(荒木慶司君) 総務省消防庁では、引火点がマイナス四十度C程度と非常に火災の発生危険性が高いガソリンを買いだめすることによりまして人身事故や火災が発生するのを防止するために、三月三十一日付けで、消防機関やガソリンスタンドなどの関係団体に対して、ガソリンの貯蔵は極力控えること、灯油用のポリ容器にガソリンを絶対に入れないこと、こういったことにつきましての指導、広報を徹底していただきますよう要請したところでございます。

また、ガソリンを灯油用のポリ容器に入れます等、これを防止するために、啓発用のポスターを全国のガソリンスタンドで掲示をしていただいておりますことや、またポスターのリーフレット版を全国の自治会、町内会におきまして回覧していただくようにお願いをしているところでございます。

さらに、ガソリンの危険性を広く一般の方に認識していただくために、四月十八日に消防研究所の一般公開がございまして、その際に、ガソリンの大変恐ろしい火災危険性を視覚的に訴える実証実験を実施いたしまして、報道機関にもこれを公開いたしますとともに、映像資料を

提供していきたいと考えております。また、全国の消防機関におきましても、ガソリンスタンドへの立入検査など、あらゆる機会をとらえまして安全な取扱ひの啓発活動に努めていただいているところでございます。

今後とも、国民による適正なガソリンの取扱ひが行われ、火災事故等が発生することがないように積極的に啓発・広報活動等を行つてまいりたいと考えております。

○魚住裕一郎君 ガソリンスタンドもセルフのスタンドが多くなつてきてまして、自分たちで入れているということがあるわけで、ちよつと国民一般にこのガソリンの危険性を、まあなめてきていることではないとは思ひますが、やはり今おっしゃつたような形で徹底して周知していただきたいというふうに思ひます。

じゃ、エネ庁さん、消防庁さん、退席していただいて結構でございます。

それで、年度を超えて、今日から実質審議に入つておるわけで、委員会としての審議に入つておるわけでございますが、地方の歳入欠陥等による影響、これも先ほど来から、本会議でもそうですしこの委員会でも大臣自らお話をしていただいているわけでございます。予算の執行保留が四十三都道府県に及んでおると、経常的なもので影響があるというふうなお話をいただいているわけでございますが、それは調査して、そういう計数として集めたと思ひます。

昨日、我が党に地方六団体の麻生全国知事会長、また家元丈夫都道府県会議長等がお見えになつたんですね、どうも総理官邸にもおいでになつたようでございますけれども、麻生会長は、総務省の調査で、四月一日現在、期限切れの影響により全国三十六道府県で道路事業の一部の予算の執行を保留されているというふうになつておるけれども、実際には、全四十七都道府県が事実上執行保留で大変な事態になっているという言い方されているんです。温室効果ガスの排出削減など環境重視の潮流にも逆行する、地方財政や必要な

道路整備のため是非暫定税率を還元してほしいと強く訴えたというふうに、うちの、我が党の党代表太田昭宏に言っているわけでございます。

また、地方をどう活性化するかというのほうも本当に大きな政治課題でございますけれども、これ道路を、例えば道路工事やそれが四月一日から保留になっているというふうになりますと、これテレビでもございましたけれども、そこで働いている作業員の人が仕事でなくなるということでもございまして、地方経済も、経済ということだけでなく雇用そのものが深刻な影響を受けているぞというのが実際の姿ではないかと思っております。

ですから、単に三十六道府県というだけじゃなくて、もつときめの細かい影響というものを早急に調査していく必要があるのではないのか。何か四月十八日には地方六団体、憲政記念館で大きな声を上げて早く戻してもらいたいという氣勢を上げるようにというようなことも言っていたようにございまして、もつと深刻な事態になっているということを経済省も自ら発信をしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 知事会長さん、昨日関係のところをいろいろ回っておられました。六団体の皆さん方も引き連れて回っておられました。独自にいろいろと関係のところとお話しになっていろいろな情報をお持ちになっているんだらうと。それから特に、福岡県内の市町村の様子などは直接いろいろお話を聞かになっていてるでしょうから、そうした情報も入っておられるんだらうと思います。

私も、私のところにも、今回の調査自身は緊急に都道府県に対してやっておりますけれども、市町村長でも、いや大変困ったと、それで当面様子を見ているというふうな、財政運営に非常に慎重な声が多く寄せられております。ですから、どこも今一体この影響がどういふに今後続いていくのだからというのを皆さんかたず

をのんで見守っておられるのではないかと、全体の影響額も測りかねているので、余計執行について慎重になっておられると。

私どもの回答でも、その他で何とかそれから今検討中というところも、いずれにしても執行自体については大変慎重な構えを皆さんお持ちになつていますので、ですから、公共団体全体としてはそういう今、空気が覆っているのではないかと、うふうに思っております。

我々もそうした各団体の様子についてはでき得る限りきめ細かく今後も把握していきたいというふうにも思っておりますし、それから今ちょうどお話しございましたとおり、十八日にはまた公共団体の皆様方お集まりになって大会開かれるという話を麻生会長の方から私昨日承っておりますので、そうした中で地方団体の声というのはよく酌み取つていきたいというふうにも思っております。

○魚住裕一郎君 私去年選挙がありましたんで、都市部も地方もいろいろ回りました。

行った中で、例えば山の中はもちろんですが、海岸線沿っていても、例えば三重県の尾鷲から南というのは雨が多いいし、国道四十五号線が通っているんですけども、もうちょっと入ったらもう大変な状況でありますし、あそこ元々雨が多いの分かってますから、三百ミリなんです、雨量がですね、それ以上は通行止め、普通は二百五十ミリですけれどもね。そういうような大変なところで、はつきり言って今直轄事業もやっているんですが、その道路、命の道になっているんですね。看板が掛かっている、命の道早くつて。

だから、本当に先ほど救急車の話もありましたし、病院の話もございましたけれども、尾鷲から南、交通事故遭つたら絶対駄目だな。だって、救急車で行つたつてCTとかあるところは一時間以上掛かるわけですよ。そういうようなことを考えると、本当に道路きちつと整備しないと、あるいは地域の経済の発展も考えた上で本当にこの道路財源をしつかりやらなきゃいけないというふうには私自身思っているわけでございます。

自治体から見ても、今回の国会を含むものも含めて、この日本というシステムが信用できるのか。よく外国でクーデターが多いとかいった場合、カントリーリスクなんという言い方しましたけれども、自治体から見ても我が国のカントリーリスクというところも考えなきゃいけない。つまり、予見可能性がきちつと担保されない、これはえらい経済の運営大変だな。そもそも予見可能性ないところへ企業行きませんよ、引き揚げますよ。だから、この地域経済のことを考えても、やはりこれきちつと予見できるような状況にしなければいけない。

午前中、加藤理事の方からは、ねじれ国会のあったときの細川内閣の話がありましたけれども、しかし、あの細川政権のとき、参議院は、自民党さんは野党であつたわけですが、きちつと歳入法案を通したんですね、これは。予算は通さなかつたけど。そういうような多くの皆さんに影響ある部分については、やはり国会というものが意思をきちつと表明できる、そういう体制を取らなきゃいけないというふうに思うわけでございますが、やはり今回の一件を通して、地方の国に対する信頼がかなり揺らいできたのではないのかな。

その対地方との窓口といえますか東さんが総務大臣でございますけれども、やはりその信頼をきちつと回復するにも、そういう方向性についての大臣の所見ございましたらいたしたいと思っております。

○国務大臣(増田寛也君) 地方団体が三月三十一日に六団体合わせまして声明出していますけれども、その中でも、やはり地方団体の悲痛な思いというものがその中に出ておりまして、こうした地方団体の声というものをしつかりとやっぱり受け止めていかなければならないというふうに思います。

国として、やはり政府として、地方団体の当面の歳入の欠如というのに対しては責任を持って措置をするというふうに申し上げております。地

方団体の方にその旨を伝えてあります。残念ながら、中身についてまだ具体的に申し上げるだけのものがないものですから、そのことが地方団体に本当にきちんと伝わっているかどうかということもございまして、国の責任でそこは措置するということについては、地方団体からも一定の評価はいただいておりますけれども、しからばどういふことなのかということも早くお知らせしてくれたいということも一方で聞いているところであります。

今お話ございましたとおり、カントリーリスクというふうなお話もございましたんですが、やっぱりこれから分権を進めていく上で、地方の団体、県、市町村と国、政府というのはお互いに信頼関係の下に成り立っていかなければならないと、常に信頼関係を持った上で、お互いに対等平等の関係でこれからお付き合いをしていかなければならないということでもありますので、今回のようなことで大きく地方の財政運営に支障が生じるようなことは、あるいはまた地方に大きく心配を掛けるようなことは、これは極力避けなければいけないことでもあります。

私も、そういうことを深く思っておりますし、今地方団体にお示しできることは極力お示しをしたい。その上で、やはり今政府案を提出する立場として申し上げれば、是非法案を一日も早く成立させていただいて、そうした地方財政の問題に対しても対応ができるようにさせていただければと、このように考えております。

○魚住裕一郎君 もう質問あつたかと思っておりますけれども、総務大臣談話で、三月三十一日、減収については支障が生じないようにと、国の責任において適切な財源措置を講ずる必要がありますというところもございまして、具体的にどういふようなことをお考えになっているんでしょうか。今、もちろん影響額等の見極めが必要でございまして、今御答弁できる範囲で、局長で結構でございますので、ただだけますか。

○政府参考人(久保信保君) 大臣談話、今、私、

すぐ出ませんけれども、大臣談話にも書いておりましたように、直轄事業でありますとか補助事業とか、そういった全体の事業費はどうなるのかとか、まだまだ失効の具体的な影響額どうなるのかといったことがはっきりしておりませんので、確たることを現時点で申し上げることは、これはなかなか難しいというところでございます。

ただ、国の責任において適切な財源措置を講じると、こういうふうには大臣談話で述べておりますように、私も私としては、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、先ほど申し上げましたことが確定いたしますと関係方面とも協議をしましてまいりたいと考えております。

○魚住裕一郎君　ところで、先般、いわゆるつなぎ法案という形で一部、税について非課税等の特別措置が延長という形になりました。例えば自動車取得税、これは議員立法でございましてけれども、まだこの地方税法の中でたくさん特別の措置があるわけでございます。

例えば、住宅取得者のいわゆる新築住宅特例というやつでございまして、住宅取得者の初期負担の軽減を図って良質な住宅の建設を促進するためということで、一定要件を満たす新築住宅に係る固定資産税について軽減措置がございまして、これは、減税額、平成十八年度でも一千四百三十九億円、かなり固定資産税の特例措置の中でも最大級ということでございますが、これは今回つなぎのせなかつたわけでございますが、ただ、この影響が、額もでかいものですから、やはり不利益が対象者に被らないように国として対応すべきと考えますが、御所見はいかがでございましょうか。

○政府参考人(河野栄君)　いわゆるつなぎ法、正式には国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律によりまして、自動車取得税の特例措置のうちで暫定税率を除いた分、これにつきましては二か月間の延長をいただいておりますところでございます。

ただ、今回政府が提出いたしております地方税

法の改正案の中には、そのほかにも、三月三十一日に適用期限が到来いたしました非課税等特別措置の延長、あるいは四月一日から施行を予定しております特例措置の新設、こういったものを数多く含んでおるわけでございます。

これらの特例措置のうち納税者の税負担を軽減するものにつきましては、政府提出の地方税法改正案が成立すれば四月一日にさかのぼって適用することは可能でございまして、御指摘のいたしました固定資産税の新築住宅特例を始めとしたしまして多くの特例措置が現在失効している状態にございます。これによりまして、非常に課税関係不安定な状況にございます。ひいては国民生活や経済活動にも影響を与え、ということになつておるわけでございます。

私も私としては、こうした国民生活な経済活動の混乱を最小限とするというためにも、一日も早い法案の成立が必要と考えているところでございます。

○魚住裕一郎君　次に、地方法人特別税、譲与税のことでございますが、財政力格差は正する、去年も議論があつたと思いますが、本来、偏在性が少ない消費税等を、法人税を返上して逆に消費税でやつたらどうかというふうなことがつたというふうな思つておりますが、地方税の中だけの水平的な形でなつてきたわけでございますが、その辺の経緯というものをちょっとお示しいただけますか。

○国務大臣(増田寛也君)　改めて申し上げますと、私も私の方で、今の地方税の中で法人二税の偏在性がかなり高くなつていて、税収が回復してきた中でその偏在が直近の時点で、これは平成十八年の決算の時点でございまして、六倍に上つております。

地方税というのは、やはり偏在性が小さく、安定性のあるものにしていかねばならないという考え方がございます。この点は見直しをしていかねばならないと。そして、安定性と偏在性の少ない税となりますと、やはりこれは地方

団体からも意見をいただいているところでございますが、消費税、地方消費税を充実強化するというのが今後の方向であると、こういうことでございまして、今のまず都道府県の法人事業税とそれから地方消費税をちよつと交換するような形で、そして法人事業税のうちの一部を国税化し、そして消費税のうちの一部を地方消費税という形で同額税源交換すれば御指摘いただきましたような地方税体系にございけるかと、こういうふうな思いをしまして、総務省としてはそのような考え方を取りまとめたものでございます。

ところが、消費税、地方消費税の関係につきましては、これは地方税の世界あるいは地方財政の世界だけの話ではございまして、社会保障関係費などの場合でも常に消費税をどのように今後考へていくのかという議論と言わばセットのような議論になつてまいりますので、この消費税の議論というのはまさに税の抜本改革時の議論ということになつておるわけでございまして、この地方財政の問題についてもその際に併せて検討しよう、ということになりました。

ただ、検討を先送りして、そして地方税改革の方向を全く明示しないということであればいけませんので、今回は閣議決定をして、そして税制改正の要綱の中で地方消費税の充実ということも書きまして、安定性があり、そして偏在性の少ない地方税体系を構築するということをはっきりと書いて、今後の抜本改革時の議論はそこからスタートをきちんとしていくということと、それから併せて、地方消費税を充実強化したのと全く同等の、いわゆる税源交換を行ったのと全く同等の効果が得られるような形の税制改正を考えまして、それをそれまでの間の暫定措置というふうな措置をいたしまして、今回このように改正案を提案をさせていただいたものでございます。

○魚住裕一郎君　今朝から暫定というのとはどのぐらいの期間かというので、かなり、三十年という意見もあれば、先ほどは近々というふうなこともあつたと思うんですが。

三月二十七日に福田総理が記者会見されて、この税制の問題についての思い切った意見表明をされました。その中に、道路予算に関連して、ガソリン税などの収入を道路整備にしか使えないとしている道路特定財源制度について、今年の税制抜本改革時に廃止し、二十一年度から一般財源制度として活用しますという文言が入っている。その次に、その際、地方財政に悪影響を及ぼさないような措置を講じますと、こういう部分があるわけでございます。

そうすると、今年の秋かなと。そうすると、本当に三十年なんてそんな話じゃなくて、本当に近々、もう来年はこの特別税がないのかみたいな、そういうふうなぐらゐに、今年の税制抜本改革時、大変な議論が予想されるわけでございまして、期待しているといひますかね、地方の立場からすればですね、そんな思いがするわけでございまして、その辺は御見解はいかがでしようか。

○国務大臣(増田寛也君)　三月二十七日の総理の提案がございまして、私も内閣としてこの総理の提案に見解は一致しているわけでございまして、また、これは総理が与野党協議を促進するという観点からそういう提案をお示しになつて、その上で与野党協議を今後進めていこうと、こういう考え方だということに思ひます。

したがって、その与野党協議の結果によつては当然その総理の提案というのはその部分が変わり得ることもあるわけでございまして、そういう性格のものだということに思つておりますけれども、これはいわゆる道路特定財源の問題がいろいろ問題になつたときの提案ということで出てきているものでございまして、その範囲の中で、例えば暫定税率が今失効しているわけですが、そうしたことに對して地方財政上も大きな影響が出てくるので、そうした道路の問題、そして特定財源の問題の中で地方財政には影響を及ぼさないようにそれはきちんと考えると、こういったことを書かれておるというふうな思つております。

今申し上げております、というか先ほど来問題

になっております。地方税制の安定的な構築ということは、道路の問題と直接関係するというよりも、これは昨年の暮れから出てきている問題でありますので、今回の問題とは大きな観点では別にきていて、税の抜本改革、そして地方税の安定的な財源を考えていくということでは関係する部分というのは大変多いだろうというふうに思っております。

ですから、今後の与野党協議の進展ということにも絡んでくるので、私も今の時点で確たることを申し上げる立場にもございませんし、またそれだけの、与野党協議が始まっているわけでもございませんので、それだけの内容のものを、今材料を持っているわけではございませんが、総理のこの提案を実現していく上でやはり税の問題というのをいろいろ議論していくだろう、そしてその中で地方の財政にも影響を与えないような、そういう問題というのがそこでもいろいろ議論をされるというふうにも思っておりますし、さらには、別途また社会保障との関係でもいろいろと地方税の問題というのは議論をされ得るということでございます。ですから、全く全部が同じ時期に一致できるのかどうかということもなかなか申し上げづらいところがございますけれども、しかし、地方に関する税の議論というのは、そうした中であるいろいろな方面にわたって行われていくものと、こういうふうにも理解をしております。

○魚住裕一郎君 また、そこに向けてしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。

寄附金税制改革について次にお聞きしたいと思います。

先ほど来からふるさと納税という話も出てきたところでございますが、三月の頭の方に新聞記事も載りました。かなり各地の自治体でPR合戦が熱くなっているというような角度からの記事なのでございますけれども、今回、個人住民税、下限が五千円ということでございますが、自分の住民票がある自治体以外にも寄附金として認められ

て、それが次年度の住民税で税額控除をされるというところでございます。

各地の自治体かなり、一部紹介いたしますと、去年の九月から福井県を皮切りに山梨、長野、佐賀、三重、いろんな県がサイトを開設をする。山梨県はJ2のヴァンフォーレ甲府支援でありますとか、あるいは富士山の保全を打ち出しているようでございますし、長野県は唱歌の「ふるさと」の一節を冒頭に紹介してアピールをしているようでございます。福井県はふるさと県民カードというものを準備して買物を割り引くような形で持っていくようにございますし、また、おもしろいのはと言ったところおかしのですが、北九州市、五万円以上寄附した人に、小倉牛というんですか、牛肉の特産品五千円分相当を贈呈すると。まあ下限のちよと五千円とも見合うような形で、かなりプレゼント競争にならないかというような声もあるようでございます。自治体が寄附金集めのような努力を強いられると、強いられかねない状況も想定できるんじゃないかと思っておりますので、このような実態に対する総務省の御見解をいただきたいと思っております。

○国務大臣(増田寛也君) 今、幾つか自治体の例をお示しをいただいたわけですが、このふるさと納税を検討する研究会の中でも委員の先生方から、例えば特産品などの贈与をいろいろ乱発して、何かプレゼント合戦というふうな先生からお話ございましたけれども、まさにそういうことがもうあちこちで行われるようになって、少しこの制度の趣旨と反するものになっていってしまうのではないかと、こういう懸念も示されたところでございます。

やはりこれはふるさとに対する思いというものを、やはりそういった思いにこたえる制度でございますし、各自治体がきちんとしたいわゆる善政競争のようなものをしていくことが大事でございまして、自治体サイドとしても良識あるといいましょうか、節度のある、良識ある行動を取ることが、より納税者の理解も得られるし、この

制度自体に対しての創設の趣旨ということもやはりそういうことにありますので、やはりその点については自治体関係者にも十分注意していただくなければならぬだろうというふうに思います。

したがって、この制度の趣旨を、先ほどもお話ございましたが、特によく丁寧にPRをして、そしてこの制度を十分に多くの国民の皆さん方に使っていただくことが必要だということに思いますし、何よりも、それぞれの自治体でお集めをいただいた寄附金につきましてはちゃんとその使い道はきちんとお知らせして、それでの人たちの更に納得をいただくことが大事ではないかと。そのことがまたその後につながっていくわけでありまして、そういうことをきちんとしていくことが大事だということが大変大事だというふうに思っております。

○魚住裕一郎君 私もこの寄附金税制改革は非常に注目しております。日本の寄附金文化を大きく変えていくのではないのか。この自治体に対するふるさと納税もそうでございますけれども、いわゆる公益法人、今年の十二月に新しい公益法人制度をスタートするといいますが、なっていくわけでございますが、もちろん条例によって規定した上で、その公益法人について寄附した場合に住民税でも配慮をされるということでございますけれども、やはり今のふるさと納税も含めて、民による公益を支えるというこの寄附金文化というものを本当に大事にしていきたいと思っております。

この公益法人、新しくなる予定の公益法人、いろんな活用の仕方があるんじゃないのか。住民の福祉の増進に役立つ公益法人に対する寄附という形でございますが、その使い道になると非常に、全国含めて、じゃそこに力を貸そうというような人がいっぱい出てくるんじゃないのか。やはりその辺も、今言ったようなふるさと納税より以上に、しっかりとした趣旨を含めたPRが必要になつてくるんじゃないのかなというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 例えば、今お話がございましたような民間の公益活動の促進ということは必要なことでございます。そうした中で、個人の皆さん方がいろいろな尊い志を持って寄附をされるということがその基盤にありますと、その活動もよりよいものになっていくわけでございます。したがって、今回、個人住民税の寄附金税制を大幅に見直すこととしたわけでございますが、自治体の方でも十分に趣旨を理解して条例でそうした寄附金を指定をするということになりますと、大幅にこの寄附文化というものが醸成をされていくということにつながっていくわけでございます。

したがって、そのために、今、我が国にはそれほどそうした寄附の文化ということが根付いてない状況でございますので、趣旨をよくPRをする、制度を運用する特に自治体の皆さん方に趣旨をよくPRをして、そして理解をして、きちんと条例で指定をされる。それから、今度はその上で国民皆さん方に十分にPRをして趣旨を理解していただいて、そうした個々の指定された条例を使って本当に寄附がいいところに集まるようにしていくことが大事でございます。

まだまだ理解が足りないところを新たにをつくっていく制度でございますので、丁寧に丁寧にこの趣旨をPRしていかなければならないというふうに思いますので、私どももこれ御理解いただきまして、十分そのPR、趣旨徹底というところに意を用いていきたいというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 終わります。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

福田首相は、国民世論と国会論戦に押されて、三月二十七日、道路特定財源制度を廃止し、二十一年度から一般財源化すると述べました。増田総務大臣も首相と同じ立場でしょう。

○国務大臣(増田寛也君) 総理がそのような御決断をされたわけでございますが、私も内閣の一員でございます。同じ見解を持っていますのでございます。

○山下芳生君　そうしますと、地方税法第七百条、道府県は道路に関する費用に充てるため軽油引取税を課するものとする、及び同六百九十九条、道府県は道路に関する費用に充てるため自動車取得税を課するものとする、これは改正しなければならぬのではないですか。

○国務大臣(増田寛也君)　総理の御決断もこれも今後の与野党協議を、建設的な協議を促していく上で決断をされた、こういうふうな理解をしているわけではございまして、今後与野党の協議がどういうふうになるかということにかかわってくるわけではございますが、あの提案をきちんとそのまゝ実現するということになりまして、今先生からお話がありました地方税法の七百条、それから同六百九十九条、これにつきましては法律的な改正の手当が必要になってくるというふうに思っております。

○山下芳生君　非常に大事な答弁だったと思います。地方税法の道路特定財源の部分を、総理の提案に従うとすれば改正する必要があるということになります。

これは、高速道路を果てしなく走り続ける自動装置となつてきた道路特定財源制度がなくなつて一般財源化されれば、社会保障にも、そして教育にも、そして道路にも使えるようになるわけで、この制度が半世紀前にスタートして以来初めてのことであります。国民の支持も広がっております。読売の四月三日、一般財源化賛成が五八％。この復活を許してはならないと思います。

さて、道路特定財源制度がなくなれば、その上乗せである暫定税率の根拠もなくなるといいます。だって、道路に使うための財源が足りないからということでは暫定税率を設定したわけですから、しかし、そもそも道路だけに使う特定財源制度は廃止すると、でしたら暫定税率も根拠がなくなるのは当然だと思ひます。

既に四月一日から道路特定財源の暫定税率が期限切れとなつて、ガソリン、軽油の価格が値下がりをしていました。参議院の選挙で国民が自公政

権に下した審判の結果でありまして、国民の一票の力の大きさを感じているわけでありまして。政府は、期限切れになれば国民生活が混乱すると言つておりましたけれども、ガソリンスタンドに行列ができたぐらいで大した混乱はなかったと思ひます。むしろ多くの方が歓迎していると思ひます。私は、その背景に原油価格や穀物価格の高騰に端を発した電気、ガス、パン、しょうゆ、食用油、牛乳など生活必需品が相次いで値上げされたことによる家計の負担増がある、そこにガソリン、軽油が下がったことが非常に歓迎されているという面があると思ひますけれども、総務大臣の認識を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君)　今のお話につきまして私の方から二点申し上げたいと思ひますが、一つは、この暫定税率が失効するということになりました、暫定税率相当額の負担が軽減される、ガソリンが安くなったわけでありまして、その点について、国民の皆さん方の声として、それを歓迎する声があるというのは、これは私も十分承知はしております。

一方で、地方六団体が私のところにも参つておりますし、各方面を歩いておりますが、地方団体の方で非常にやっぱり大事な歳出というものを予算として組んでいて、もう既にそれを執行せんとしている段階で、今回のことによつて執行を留保しているということがございます。

今後、これが長引くということになれば、当然、住民サービスの見直しをしないといけないという事態になるわけではございしますので、そういうことを通じて、国民生活に深刻な影響が出てくるのではないかと。

それから、地方の場合には特に道路整備についてもまだまだ不十分でありまして、そのために道路特定財源のみならず一般財源も含めて財源を充て当させているという実態もございしますので、その部分については、地方で行います道路整備のみならず、国の直轄部分などは確実にもう行われたいということになっていくわけでありまして、その

のこの影響も出てくるであろうと。

ですから、私は今、当面国民の声として、ここ一週間の間にいろいろと歓迎する声があるというのは十分理解をしておりますけれども、今後、逆に、国民の生活に対して今回のことによつて深刻な影響が出てきやしないかと、そこを大変危惧をするものでございまして、既に、直接的な地方の雇用として大変重要な建設業などは、もう今非常に資金繰りがそのことによつても苦しくなっているという声も聞いておりますので、この点も併せて十分御理解をいただきたいというふうに思っております。

○山下芳生君　地方財政の問題、それから建設業の問題は後で議論したいと思ひますが、私は、今国民が歓迎している、そういう下で、地方税法等改正案、この法案は四月一日以降性格が大きく変わったと思ひます。要するに、従来どおり暫定税率を維持継続するという性格から、今やいったん下がった税率を再び引き上げるといふ性格の法案になったと思ひます。

性格変わったという認識、大臣ありますか。

○国務大臣(増田寛也君)　従来、暫定という言葉でありながら三十年も続いてきたというお話ございまして、それが、継続して続いてきたわけですが、いったん今回切れたのは事実でございまして、それをまた元に戻すということになれば確かに国民の負担は増加すると、こういう性格を持つていくということもこれは事実でございまして、現実には支障が生じているということに対してはやはりきちんと手当てをしていかなければならないと。

手当ては確実に行つていかなければならないというところでございまして、私は、長年続けられてきたこの地方税の中の暫定税率の負担ということに対して、暫定という言葉の問題はあるにしても、そういういったガソリンについては、特に負担が伴うということについては国民の中で意識は定着してきたというふうな考えております。

○山下芳生君　私は、これだけ生活必需品の値上

げラッシュの中でガソリン、軽油価格が下がったことは歓迎されているときに、これ打ち切つて再び引き上げるようなことをすることが、それこそ国民生活に大混乱を招くというふうに思ひます。これはしつかりと、地方の声ももちろんですが、国民生活の実態も踏まえた決断が必要だと思ひます。

税金を取る側からすれば元に戻すだけということになるんだと思ひますが、払う側からすればこれは大幅な負担増、大増税になるわけでありまして。国民も、再可決に反対が六四％、賛成は三四％で大きく上回つておりますから、これしつかりと見る必要があると思ひます。

それから、暫定税率の復活、再値上げが国民生活と日本経済にどれほどの打撃となるか、私はここで運輸業界の実態を紹介したいと思ひます。

トラックの燃料である軽油価格は四年前に、二〇〇四年一月、一リットル八十円から、今年の一ヶ月百三十円まで上がりました。運賃はほとんど上がつておりません。実は、一九九〇年、参入規制の緩和によつて全国の運輸事業者の数は四万社から六万二千社に激増いたしました。しかも、新規参入の大半が保有台数五台の零細事業者でありまして、元々、労働者の長時間労働と低賃金で経営が成り立っている状態だったのに、そこに過去に例のない燃料代の高騰が直撃をした。ですから、事業者の経営と労働者の生活、健康、安全が極限状態まで今追い込まれていく実態だと思ひます。

私も生の声をいろいろ聞きました。青森でトラック三百九十台、五百人の労働者を抱える運送会社の社長さんは、去年の六月、月五千万円だった燃料代が今年に入つて八千五百万円にもなつた、しかし、運賃は一円も上げてもらえないと窮状を訴えられました。それから、大阪の零細事業者の運転手Aさん、二十五トン車で大阪それから名古屋の間を往復されておりますけれども、一日の拘束時間は平均十四・八時間、休日は月四日以下。これだけ働いても手取りは月二十三万円しかありません。燃料代が高騰する前は月三十五万円

ほど手取りがあつたんですけれども、零細事業者では燃料代の高騰がストレートに賃金低下になつて現れているわけですね。

これは、この法案で軽油価格がどうなるかというのが決まりますが、総務大臣、こうした運輸業界の実態どう思われますでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 私も運輸業界の皆さん方に、ごく最近、今年になつてから直接いろいろお話を聞いたわけではありませんが、知事時代には、今先生お話しになつたように、途中で軽油価格が上がつていった、そういう時期でございまして、またそれから、大変な過当競争がございまして、それぞれの経営が大変厳しく、それから従業員の方でもそこで大勢働いておられるわけでございますから、そうした皆さん方をきちんと養つていく上で大変御苦労多いという話は承つておりました。

この点については、各地方において、特に地方の活性化のためにも物流ということは大変重要な要素でもございますから、そうした業界を特に地域地域でもきちんと維持していく、そういう業に就いておられる皆さん方もきちんと生活として成り立つていくような、そういうことが行われていかなければならないと、こういうふうに通つております。

○山下芳生君 地方においても物流は大事だということですが、やっぱり運輸というのは日本経済の動脈だと思ひます。とりわけ国内貨物輸送量の約九割を担っているのがトラック輸送業界ですの、言わば大動脈ですね。それがこの間の規制緩和と燃料代の急騰によつて大動脈が詰まりかかつていた、切れかかつていたと。それが今回、暫定税率の期限切れ、値下がりによりやちよとスムーズに流れ始めた、ほつと一息つきた。ただ、暫定税率というのは一リットル当たり軽油で言いますと十七円ですから、これ廃止されても四年間で五十円近く値上がりした分を全部カバーすることはできません。

しかし、それでも今ほつと一息ついているのを

再び引き上げて、またもやこの大動脈を詰まらせる、極限状態に追い込もう、こんなことをしているのかと。これはしっかりと認識しないと駄目ではないかと思ひますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(増田寛也君) 確かに国民の声、それからあと運輸業界に携わつていらっしゃる皆さん方も、こうしたコストが掛かるということに対しては大変御負担に思われるでしょうし、それから、今回のことについても、一方でいろいろ無駄遣い等も指摘されている中で、そうした負担を国民の皆さん方、業界の皆さん方にお願ひをするというのは大変心苦しいものがあると。そこは、やはりそういう痛みというものもきちんと認めていかなければならないと思ひますが。

その上で、今いろいろと財政需要、地方団体もいろいろと苦心をしながら財政需要を考えて予算をつつていくわけでございます。これが今年と今年とだけじゃなくて、今までもずっとこういうことだけじゃなくて、今までもずっとこういう税の御負担をいたしながら財政運営に必要な歳入というのは確保してきたわけでございますので、是非この点については、今後のやはり地域地域のサービスにも直結してくることでございまして、十分御理解をいただく努力を私どももしていきたいというふうに思ひますが、御負担を、御理解をいただきましてお願いを申し上げます。

そして、このことは地方財政という観点ももちろんあるわけでございますし、あと、あの中で総理の方、今後の言わば低炭素社会といひましようか、環境問題ということからもやはりそうした負担ということをあの中で申し上げているわけでございます。

論点が非常に広いわけでございますので、今の例えば軽油でいいますと、三十二円四角だったものが十五円と、本則に戻つて十七円四角安くなつていくわけですが、これはまさに税率にかかわつてくる部分でございまして、この間の総理提案の中でも今後の税率についてはいろいろと検討というふうに書いてあります。ただ、その中で暫定税率も含めた税率は国、地方の厳しい財政状況を踏

まえ検討ということを言つていくわけでございますので、私どもとしては是非この暫定税率部分の税率を考へていく上でも、地方の道路整備の必要性、それから特に地方の厳しい財政状況というものも踏まえて御検討お願い申し上げたいというふうに思ひます。

○山下芳生君 地方の道路整備の必要性ということとをすぐおっしゃるんですけど、確かに道路特定財源制度と暫定税率の復活を前提に、これまでどおり十年間で五十九兆円もの道路中期計画に基づいて道路建設を続けようと思つたら足らなくなると、大変だということになるのかもしれないが、しかし、総理の新提案というのはそういう前提を崩したと思うんですね。ガソリンや軽油に掛かる税金は道路整備だけに充てるのではなくて、それこそ先ほどお話のあつた医師不足対策ですとか高齢者に安心して老後を過ごしてもらつたために使えるようにしよう、これが一般財源化という首相の新提案だと思ひます。

だったら、道路は今までもどおり造るんだという従来の前提に立つんじゃなくて、そういう古い考えから抜け出して、一回、何を優先課題にするかから議論することが求められているんだであつて、暫定税率がなくなつたら大変だというのは、今までもどおり道路を続けるという前提に立つという古い考えじゃないんですか、大臣。

○国務大臣(増田寛也君) 国のことを言うとき少し言い過ぎになるかもしれませんが、国の場合にはオーバーフローして、言わば特定財源が道路に使えないという中で今回の問題が起きていくということでありまして、地方の場合には、確かにお話のとおり使途が限定をされている目的税として今回の軽油引取税、自動車取得税、構成されております。したがつて、そういった面でそこが自由になるということは地方団体の裁量の余地もふんと拡大をするということにつながつていくわけですが、一方で、今そういう特定財源を充てている以上、実際には一般財源も含めて全体の半分以上については、全体の半分以上というのは道路整備

についての費用構成は全体の半分以上について一般財源と地方債で賄つていくと、そこに私自治体のいろいろな判断が入つていくんだらうというふうに通つております。

ですから、これをきつかけに当然自治体の歳出構造の見直しということも行われるでしょう。各自治体も更にいろいろと優先度というものを考えるきつかけにももちろん私もなると思ふんですけど、しかし現実の、今の道路特定財源という、地方の道路整備の財源構成ということをお考えますと、それは自治体も議会のいろいろな御判断をして、一般財源それから地方債というものを充ててそうした費用を賄つていくということをお考えいただきますと、私は今暫定税率の復活をお願いするのは大変心苦しいと、御負担をお願いするのは大変だというふうに思つておりますけれども、そこを十分に国民の、あるいは地域の皆さん方の御理解をいただいた上で、是非この問題について地方財政の状況もお考えいただきたい、御理解いただきたいというふうに思つております。

○山下芳生君 時間が残りわずかになつたんで聞けないんですけど、地方の財政が大変になつたのは道路特定財源の暫定税率がなくなるから大変じゃないんですか。やっぱり、九〇年代、国から地方に対して公共事業を押し付けた、そして三位一体改革で交付税を大幅に削減した、これが一番地方財政を大変にしているわけですから、暫定税率九千億円減つたら大変だと言ふ前に、三位一体で地方の交付税五兆一千億円減らしたやつをまず元に戻せばこんな声はほとんどなくなるんじゃないかと思ひます。

それから、地方の建設業者の仕事の問題あります。私は、大規模開発では大手ゼネコンの下請に入るだけで砂をかむような仕事になるとよく聞かされるんですけど、そうではなくて、同じ道路でも身近な生活道路の整備、維持管理だったら直接地元業者さんに仕事をしてもいいことができるわけで、ところが、そういう地元の生活道路が、国の直轄事業の負担金などが全体としてその

ままになって生活道路が割合減つてますから、そういう仕事は地元の業者さんに行きにくくなっている。これも道路特定財源の、逆に悪弊だと言わざるを得ないと思います。

せっかく見直しですが、大臣おっしゃったように、いきつけになるんです、これは。国も地方もどこに税の優先順位を付けるのか、国民的に、住民的に議論をする。これ、だから決して困ったことではなくて、前向きな産みの苦しみが今生じているんだというふうに理解すべきではないかというのを申し上げて、終わります。

○又市征治君 野党最後でございますから、一番初めに、先ほどから与党の皆さんから、四月に入つてようやく地方税法等の審議が入つたのは問題だ、議長あつて三月末までに結論出すはずだったのではないのかという野党批判の御意見がございましたから、野党側の考え方といいますか、認識を若干冒頭に申し上げておきたいと思うんです。

一月末につき法案を出して、年度末まで暫定税率の維持を含めて向こう十年、五十九兆円の道路計画と特定財源確保しようという動きがあつた。このことについて衆参両院議長が、徹底審議の上で、そして合意できるものは修正をして年度末までに一定の結論を出さないよと、こうあつてんを出されたということだつたですね。

ところが、全く修正の提案などないまま、二月の二十九日に衆議院では予算案などが強行採決をされた。当時、野党の側はぎりぎり自然成立問題を含めても三月の四日までであるではないかと、こう申し上げたけれども、二十九日に強行採決をされた。

このときに良識の府たる参議院は、魚住さんもおられますけれども、過去の例からいっても、衆議院が暴走したときに参議院としては、まさに良識の府、再考の府としては衆議院に抗議をする、この意思を示した例は何度もあります。少なくとも与野党一緒になつて衆議院に抗議の意思を示す、やつてまいりました。そのことをやるべき

だつたところか、予算委員会で野党はけしからぬといつてパフォーマンスまでやられる、こういう経過で進んできた、こんなことがありましたね。そうすると、これ、昨年の参議院選挙で与野党が逆転をして、このような問題とはとん話合いをしていかなければ、野党の理解を求める努力をしなきゃならぬという、こういう努力は全くみじんも見られないという、こういふ努力は非常に不信感をつてないほど強めた、こう言わざるを得ないんじゃないでしょうか。

そして、事実上、修正協議の提起というのがいつあつたのか。ないんです、具体的には。三月二十一日に自民党、公明党の政調の皆さんが各党を回られましたけれども、一年先送りをしてくれと、こう言っているだけの話であつて、中身は何もない。総理が三月の二十七日ようやく提起されたけれども、これ各党に対して提示されていまして、マスコミに発表をされたということであつて、もちろん、その中身の先ほど出ています一般財源化などという問題は、一定検討すべき価値があると思ひますけれども、事実経過から見ますならば三月二十七日までこういう状況が続いてきたのであつて、それで議論をしなかつたのはけしからぬけしからぬとおっしゃるの、これはいささか筋違いではないのかと、こういうふうにし上げておかなきゃならぬと思うんです。

今大事なことは、私は、国民の六割の人が、こんな状態が続いていることに対して与野党どっちもどっちだという責任論を問うている、こういう世論調査が出ていふことをしつかり踏まえるべきだ、これは与野党共にそうだと。そして、やはりガソリンの値段が下がつておること、地方に混乱をもたらさないこと、このことを踏まえて、私は、今月中に本場に修正協議をしつかりやつて、できるならば、今言つたことを踏まえてから成案が実つて、国民の生活にやはり資していく。この努力こそが求められるし、余り衆議院でやつたことにこだわり過ぎて、与党の皆さんもこのところはもう一歩踏み込まないと何を言つて

いるのか全く分からない。ただ単に、今年の年末の税制抜本改革の中で消費税を上げることが前提にしますなどというのを政調の皆さんが各党を回つてきて言われたんじゃない、これはだれも乗れない、こういうことになつていふらうと思うんです。

そういう意味では、やはり先ほど来総務大臣がおっしゃつていますが、道路財源で言うならば毎年一兆円からの繰越金が出ていふ、このことなども生かしながら地方の財源に穴を空けない、こういうことを含めながら、やはりしつかりと今参議院が果たす役割があるのではないのかと、こういう認識であるということをお断言します。野党側の最後でございますから、民主党さんなんかが反論しようと思つてもできませんでしたから、私の方から申し上げておきたいと思ひます。

そこで、全般的なこの三法についてお尋ねしたいと思ふんですが、地方財政を大きく左右する日本経済の現状は大田担当大臣も踊り場だといふように言つておられるわけですね。しかし、この踊り場といふのも企業中心の成長率に注目した見方であつて、勤労者の実態、例えば、何人も私も申し上げていますが、年収二百万円以下の人々が一千三百万人を超えてきている、あるいは非正規雇用が一千万七百万を超えてきたと、こういう状況から見るともつと前から厳しい状態になつていふと、こう言わなきゃならぬと思ふんです。

加えて、ここへ来て原油の高騰だ、生活諸物価の高騰だ、そういう格好の中で賃上げなき物価上昇、危険なスタグフレーションの様相を呈し始めているのではないのかと危惧をいたします。

そこで、二〇〇八年度の名目二・一%、実質二%の成長率というのは、私はどう見てもこれは高過ぎるんじゃないのかと。去年の実際上はもとや修正をしていることなんですが、内閣府はこのところを修正する意思はないのかどうか、この点をまずお伺いしたいと思ふ。

○政府参考人(藤岡文七君) お答え申し上げます。

本年一月の二十年度の政府経済見通しでございますが、十九年度の名目GDP成長率の実績見込みを昨年一月に公表いたしました十九年度見通しのときから下方改定いたしました。前年比で二・二%から前年比〇・八にいたしてございます。

その理由でございますが、主として、改正建築基準法施行の影響により住宅投資と設備投資が伸びが小さくなったということが見込まれるということでありまして、また前提となりまます原油輸入価格の高騰がございまして、また賃金の伸び悩み等により、GDPデフレーター、いわゆる名目値を押し下げる要因という、その下押し圧力が増しましてその下落をしたものでございます。

ところで、二十年度の政府経済見通しでございますが、この改正建築基準法施行の影響が収束してまいります。その影響もありまして、住宅投資及び設備投資が回復してまいります。また、原油価格もまだ高騰は続いてございまして、まだその輸入デフレーターを押し上げ要因の寄与が縮小するということも見込みまして、二十年度の名目GDP成長率は二・一%と見込んでおるところでございます。

○又市征治君 私、これ聞いているのは、当然のこととして地方交付税への影響が出てくるから聞いているわけですね、ここで。内閣府の方はもうこれで結構ですから。委員長、結構です。

そこで、次に財務省にお伺いをしますが、私は大変今の話は甘いと思ふ。二〇〇七年度歳入を当初の五十三兆四千億から補正で〇・九兆円減に修正をしたわけですね。しかし、ある専門家は更に二兆円程度下回るんじゃないかと、こういう予測が出ていふところもあります。

私も前回主張したんですが、二〇〇八年度当初予算の税収見込み五十三兆六千億円というのは大変難しいんじゃないのかと、こう思ふ。だとすると、早めにやはり下方修正をして税収不足額の対策を立てるべきじゃないかと思ふんですが、財務省の見解、どうですか。

○政府参考人(川北力君) お答え申し上げます。
十九年度の税収につきましては、補正予算におきまして、それまでの課税実績等を踏まえまして先生から御指摘ございましたように、〇・九兆円の減額補正をさせていただきます。五十二・六兆円としたところでございます。その後、直近までの税収の状況を見ますと、二月末まででございますが、税収累計は三十五・六兆円となっております。十九年度の全体の税収の動向につきましては、三月決算法人の法人税の確定申告分が五月分に収納されますが、その五月分の税収に大きく左右される面がございます。

次に二十年度税収につきましては、この十九年度の補正後予算を基に二十年度の政府経済見通しにおきます各種の経済指標等を踏まえまして、五十三・六兆円、補正後予算と比べまして一・九兆の増というふうに見積もっております。

二十年度に入ったらばかりでございますので二十年度税収の動きにつきましてはまだ何も申し上げる状況にはございませんが、いずれにいたしまして、今後の経済情勢や税収動向等につきましては注視していく必要があると考えております。

○又市征治君 そういうふうに願いたいけれども、私は非常に甘いと思う。

そこで、総務省に伺ってまいります。今内閣府やあるいは財務省の側は非常に希望的観測のようには見えているわけですが、これは総務省はそういうわけにはいかないんじゃないのか。生身で地方交付税などに響いてくる、こういうことなんです。あなたが、あなた方も内閣府や財務省が言うから仕方ない、そういう見方だと思ってるのか、いや場合によるとこれは下方修正せざるを得ないというふうには思っているのか、ここのところの認識を聞きたいんですが、前回も質問したんですけれども、累年の交付税原資たる五税の対予算の減に対して政府は交付税特会の借入れで対処してきたわけですね。それが今八兆円にもなると、地方共通の借金として将来の先食いをしていると言った方がいいでしょう。

そこで、総務省は、今年度は減収分は特会借入れや地方債ではなくて政府の責任でカバーするようには財務省と早めに交渉すべきだと思ふんだが、その点の考え方はいかがですか。

○政府参考人(久保信保君) 地方交付税の原資となります国税収入の予算計上額につきましては、ただいまも財務省からも御答弁ありましたけれども、財務省におきまして直近の課税実績、あるいは足下の経済動向、各種経済指標等を踏まえて適切な見積りに努力をされていると考えておりまして、年度初め早々のこの現時点におきまして、国税収入が予算計上額を下回ることを前提として私どもが財務省と協議に入るといことは適当ではないと考えております。

なお、今後、仮に予測し得ないような経済変動によつて国税収入の減が生じまして、それに伴つて交付税総額の減額が生じた場合、地方歳出の減少要素がなければ、その分当然財源不足が拡大するということになってまいります。したがって、そのような事態が確実な段階に至つてまいりますと、財務省と協議をして、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、国の補正予算と併せて適切な補てん措置を講じることが必要になると考えております。

○又市征治君 先ほども申し上げたように、そういうことにならないことを願っていますけれども、しかし皆さん方が今日ここでおっしゃったことがはてさて九月、一年たつてみたときにどうなるのか、大変私はその点は危惧をする。去年の例から見ても非常に甘かったということがあるわけ、そこを危惧いたしますが、最善の努力を是非求めておきたい、こう思います。

次に、今回法案の株式取引の軽減税率の廃止というのは、証券所有者と勤労所得者との間の不公平が強まる中で、遅過ぎたといはれ歓迎をしたいと思ひます。

ただし、過日の衆議院での我が党の重野議員の質問に対して河野局長から誤解を招く答弁があったので、この点はただしておきたいと思ひ

ますが、局長が引用した日本証券業協会のアンケートの対象者というのは一体これはだれなのか。金融広報中央委員会が例年行っているアンケートと大きく違っているんじゃないかと思うんですが、その説明をしてください。

○政府参考人(河野栄君) 御質問は二月二十六日の衆議院総務委員会における答弁についてであろいかと思ひますけれども、この際に引用いたしました調査は、日本証券業協会が平成十八年六月に実施をいたしまして十月に取りまとめた個人投資家の証券税制に関する意識調査の数字を申し上げたものでございます。この調査は、株式等を保有する全国の個人投資家二千人を対象として行ったものというふうには承知をいたしております。

○又市征治君 国民全体を表す金融広報中央委員会のデータによれば、資産としての証券保有というのは全世帯のうち八・五％、こんなふうには報告されていきます。今あなたが言ったのは、証券業界の証券保有者だけのアンケートを基に言っておられるわけで、それで国民の七割が株を好んで行っているのかのように印象付けられる、議事録読みますとそんな格好になっているんで、このところはそうじゃないということをはつきりしておいてもらいたい、こう思います。

政府を挙げて貯蓄から投資へと宣伝をなさっているわけだけども、なぜ国民が株取引を信用しないのか、また株にまで手が回らないのだというふうには認識をされていますか。その点と二つ。

○政府参考人(河野栄君) 先ほどのデータに関してでございます。金融広報中央委員会の調査、言及されましたけれども、これ日銀内に事務局がございまして金融広報中央委員会の調査、家計の金融行動に関する世論調査のことだろうと存じますけれども、ここでは、家計の金融資産に占める株式の割合として、今おっしゃった八・五％という数字が出ております。ただこれ、この調査は、収入階層別の分布を示すというものではございませんで、調査対象世帯の金融資産に占める株式のシェアの数字が八・五％である、こういう統計でございます。

こうしたことを受けて、先ほど申し上げましたように、この証券業協会の調査の数字を引用いたしまして、個人投資家に占める中低所得者層の割合をお示しをいたしまして、一般の税制改正の効果が、高所得者層だけでなく一般の個人投資家に及ぶと、こういう旨をお答えしたところでございます。

なお、貯蓄から投資へということに関連してお話ございましたけれども、貯蓄から投資へという方向に向けていろいろな環境整備やられておるわけでございますけれども、これに伴いまして、この数字にも多少表れているかと思ひますけれども、いろいろな投資家のすそ野というのは広がってきているのではないかと思っております。

これもちよつと余り、何といひますか、非常に厳密な調査ではないかもしれせんけれども、全国証券取引所の株式分布状況調査というものがございまして、時系列で個人株主数、これは上場企業だけに限った数字でございまして、一人の方がたくさんの方の株式を持っておられるケースもございまして、延べ人数で重複計上になっていると思ひますけれども、この数字、時系列でだんだん増えておりました、例えば十年間取つて比較いたしますと、一九九六年で二千七百三十七万人の延べ数であったものが、十年後の二〇〇六年、これが一番新しい数字でございまして、三千

九百二十八万人とかなり増加をしてまいっておりますので、いろいろそういう株式取引をめぐっている御意見あるかと思えますけれども、実態としてこういうふうになっているということでございます。

○又市征治君 株取引が国民の一般的な金融資産保有手段ではない、そういう状況、これは我が国の特色なんです、そういう中で今回創設される株取引の損益通算制度というのは、大口投資家に有利にして、所得格差が一層拡大するようになると思うんですね。そのときに、どのくらい税の減収があるというふうに見込んでいますか。

○政府参考人(河野栄君) 今回の税制改正におきまして、新たに株式の譲渡損とそれから配当の損益通算の仕組みを導入することになっているわけでございますけれども、この趣旨は、個人の金融商品選択におきます課税の中立性を確保する、そして投資リスクを軽減できる簡素で分かりやすい金融所得課税の一体化の方向を進めると、こういうことは政府税調の答申でも本格的に進めるべきだと、こういう答申をいただいているわけでございまして、こういう方向に沿いまして、上場株式等に係る譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入すると、こういう趣旨でございます。

お尋ねのこの制度の導入に伴います減収額でございますけれども、これははじましていたしますと、上場株式等の譲渡損失額、これを推計する必要があります。

しかしながら、株式の譲渡損失というのは投資家が保有株式を売却することによって発生するわけでございますけれども、将来の株価、これも変動するわけでございますし、それからまた株式の取引高、こういったものを的確に予想することは大変困難でございます。また、いつ、どの程度の額を売却するか、これは資産状況等を踏まえて個人の投資家が判断をされるということでございますので、なかなか推計が困難でございます。

したがって、この制度の導入に伴います減

収の見込額というものは試算をいたしておらないところでございます。御理解を願いたいと思っております。

○又市征治君 分からないというか、試算していいというか。

ただ、私は専門家にこの問題聞きました。それによりまして、三か年分の売却損を配当益の多くだった年に相殺できるわけですから、最大の場合で配当課税のすべで、つまり国税で二兆二千億円もが控除される。あるいは、府県民税、市町村民税もその三分の一減収になり、せつかくの軽減税率廃止も全く水の泡ということになるとの見方もある。

そうすると、もっとこの点については、いや、試算していないとか分からないとか今始めたばかりだからという、これは大変な問題引き起こしかねないわけで、慎重にこれは検討されるべきだと。今日は答えは求めませんが、是非ともそのことは慎重に更に検討してもらいたい、試算もしてもらいたい、このことを申し上げておきたいと思っております。

一番冒頭に余分な演説をしたものですから、大臣にこの後、道路問題をずっと聞こうと思ったやつが今日はできなくなりました。次回、是非その点はだしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長(高嶋良充君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(高嶋良充君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

地方行政に関する諸問題について地方における実情調査を行うとともに、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につき、現地において意見を聴取するため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

〔参照〕

地方税法等の一部を改正する法律案の補足説明

ただいま説明されました地方税法等の一部を改正する法律案の主な内容につきまして、お配りしております新旧対照条文により補足して御説明申し上げます。

まず、道府県民税の改正であります。

三ページ

第二十三条の改正は、法人税制の課税標準である法人税額から中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額を控除する措置について、租税特別措置法において中小企業等基盤強化税制に位置付けられたことに伴い、地方税においても同様の措置を行うべく規定の整備を行うとするものであります。

六ページ

第二十四条の改正は、法人でない社團又は財団で収益事業を行わないものの均等割を非課税とするものであります。

八ページ

第二十五条の改正は、日本年金機構について道府県民税を非課税とするのと同時に、全国健康保険協会及び博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人について、収益事業を行わない場合は道府県民税を非課税とするものであります。

す。

十六ページ

十七ページ

十八ページ

十九ページ

第三十七条の二の改正は、平成二十一年度以後の各年度分の道府県民税に係る寄附金税制について措置を講じようとするものであります。まず、控除対象寄附金の拡大等について、寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く)のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県が条例で定めるものを追加し、現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は四〇とし、都道府県が条例で定める寄附金については道府県民税から税額控除しようとするものであります。併せて、控除対象限度額を総所得金額等の三十(現行二十五)に引き上げるとともに、適用下限額を五千円(現行十万円)に引き下げようとするものであります。次に、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しについて、都道府県又は市区町村に対する寄附金については、控除率四〇の税額控除の適用に加え、当該寄附金が五千円を超える場合、その超える金額に、九十から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額(道府県民税の所得割の額の百分の十に相当する金額を限度とする。)を道府県民税から税額控除しようとするものであります。また、附則第五条の五においても地方公共団体に対する寄附金税制の見直しについて、所要の措置を講じようとするものであります。

二十二ページ

二十三ページ

第五十二条の改正は、人格のない社団等、公益法人等(個別法において

公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。）など資本金の額又は出資金の額を有しない法人について均等割を課す場合には、最低税率を適用することとするものであります。

第五十五条の二の改正は、国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた単体法人が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、申請に基づき更正又は決定に係る法人の道府県民税の法人税割の徴収を猶予する制度を設けようとするものであります。

第五十五条の三の改正は、単体法人が相互協議の申立てをした場合には、国から法人の主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県にその旨及び更正決定された法人税額等を通知し、通知を受けた都道府県は関係都道府県及び関係市町村に通知する仕組みを設けようとするものであります。

第五十五条の四の改正は、国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた連結法人が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、申請に基づき更正又は決定に係る法人の道府県民税の法人税割の徴収を猶予する制度を設けようとするものであります。

第五十五条の五の改正は、連結法人が相互協議の申立てをした場合には、国から法人の主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県にその旨及び更正決定された法人税額等を通知し、通知を受けた都道府県は関係都道府県及び関係市町村に通知する仕組みを設けようとするものであります。

うとするものであります。

第七十一条の三十一の改正は、平成二十二年一月一日以後に金融商品取引業者等から交付を受けるべき源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ。）に係る配当割について、当該配当等の支払を取り扱う者を特別徴収義務者として扱うものであります。

第七十二条の二の改正は、一般社団法人及び一般財団法人について所得割額又は収入割額によつて事業税を課することとするものであります。

第七十二条の四の改正は、日本年金機構を事業税の非課税対象とするものであります。

第七十二条の五の改正は、社会医療法人、公益社団法人及び公益財団法人、非営利型の一般社団法人及び一般財団法人の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについては、非課税として扱うものであります。

第七十二条の十三の改正は、連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が公益法人等に該当することとなった場合等のみなし事業年度に関する規定の整備を行うものとしてあります。

第七十二条の二十三の改正は、医療制度改革に伴い老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律となったことに伴う措置であります。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自律の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療等について、事業税の課税標準の算定上、社会保険診療として扱う特例措置を講ずるものであります。

るものであります。

第七十二条の二十六の改正は、適格合併のうち被合併法人のすべてが収益事業を行っていない公益法人等により設立された設立後最初の事業年度又は収益事業を行っていない公益法人等が公益法人等以外の法人に該当することとなった日の属する事業年度については、中間申告納付義務を免除する規定の整備を行うものであります。

第七十二条の三十九の二の改正は、国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた単体法人が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、申請に基づき更正又は決定に係る法人の事業税及びその加算金について徴収を猶予する制度を設けようとするものであります。

第七十二条の三十九の三の改正は、単体法人が相互協議の申立てをした場合には、国から法人の主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県にその旨及び更正決定された法人税額の課税標準とされた所得等を通知し、通知を受けた都道府県は関係都道府県に通知する仕組みを設けようとするものであります。

第七十二条の三十九の四の改正は、国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた連結法人が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、申請に基づき更正又は決定に係る法人の事業税及びその加算金について徴収を猶予する制度を設けようとするものであります。

第七十二条の三十九の五の改正は、連結法人が相互協議の申立てをした場

合には、国から法人の主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県にその旨及び更正決定された法人税額の課税標準とされた所得等を通知し、通知を受けた都道府県は関係都道府県に通知する仕組みを設けようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

第七十三条の二の改正は、新築家を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から六月を経過した日とする規定について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外しようとするものであります。次に、独立行政法人緑資源機構等の見直しに伴う規定の整備を行うものとしてあります。

第七十三条の三の改正は、日本年金機構について、不動産取得税の非課税措置を講じようとするものであります。

第七十三条の四の改正は、現行の民法第三十四条法人が取得した場合に非課税措置が講じられている不動産について、公益社団法人又は公益財団法人が取得した場合に、現行の民法第三十四条法人が取得するものと同様の措置を講じようとするものであります。

第七十三条の十四の改正は、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて取得する場合を除外しようとするものであります。

第七十三条の二十四の改正は、新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、対象から独立行政

法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を除外しようとするものであります。

第七十三条の二十七の八の改正は、現行の民法第三十四条法人が取得した場合に納税義務の免除措置が講じられている不動産について、公益社団法人又は公益財団法人が取得した場合に、現行の民法第三十四条法人が取得するものと同様の措置を講じようとするものであります。

次は、自動車税の改正であります。
第四百四十六条の改正は、日本年金機構について、自動車税の非課税措置を講じようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。
第二百九十二条の改正は、法人税割の課税標準である法人税額から中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額を控除する措置について、租税特別措置法において中小企業等基盤強化税制に位置付けられたことに伴い、地方税においても同様の措置を行うべく規定の整備を行うものとしてあります。

第二百九十四条の改正は、法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものの均等割を非課税とするものであります。

第二百九十六条の改正は、日本年金機構について市町村民税を非課税とするともに、全国健康保険協会及び博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人について、収益事業を行わない場合は市町村民税を非課税とするものであります。

第三百二十二条の改正は、人格のない社団等、公益法人等（個別法において

公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。）など資本金の額又は出資金の額を有しない法人について均等割を課す場合には、最低税率を適用することとするものであります。

第三百十四条の七の改正は、平成二十一年度以後の各年度分の市町村民税に係る寄附金税制について措置を講じようとするものであります。まず、控除対象寄附金の拡大等について、寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市区町村が条例で定めるものを追加し、現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は六％とし、市区町村が条例で定める寄附金については市町村民税から税額控除しようとするものであります。併せて、控除対象限度額を総所得金額等の三十％（現行二五％）に引き上げるとともに、適用下限額を五千円（現行十万円）に引き下げようとするものであります。次に、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しについて、都道府県又は市区町村に対する寄附金については、控除率六％の税額控除の適用に加え、当該寄附金が五千円を超える場合、その超える金額に、九十％から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額、市町村民税の所得割の額の百分の十に相当する金額を限度とする。）を市町村民税から税額控除しようとするものであります。また、附則第五条の五において地方公共団体に対する寄附金税制に

見直しについて、所要の措置を講じようとするものです。

第三百二十一条の七の二の改正は、公的年金からの特別徴収制度について、納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であつて、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等（以下「老齢等年金給付」という。）の支払を受けている六十五歳以上のもの（以下「特別徴収対象年金所得者」という。）を特別徴収の対象者とし、特別徴収の対象税額を公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額とし、特別徴収の対象年金を老齢等年金給付とし、特別徴収対象年金所得者については、当該年度の十月一日から翌年三月三十一日までの間に公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額を二分の一に相当する額を老齢等年金給付から特別徴収の方法によつて徴収し、当該年度の四月一日から九月三十日までの間は公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から当該年度の十月一日から翌年三月三十一日までの間に徴収すべき額を普通徴収の方法によつて徴収することとしようとするものであります。

第三百二十一条の七の三の改正は、老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）は、特別徴収対象年金所得者の氏名等を五月二十五日までに市町村に通知しなければならないこととしようとするものであります。

第三百二十一条の七の四の改正は、特別徴収義務者を年金保険者としようとするものであります。

すべき額を、それぞれの期間において徴収すべき額を当該期間における老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額としようとするものであります。

第三百二十一条の七の六の改正は、年金保険者は、老齢等年金給付の支払をする際に徴収した税額をその徴収した月の翌月の十日までに市町村に納入する義務を負うこととしようとするものであります。

第三百二十一条の七の七の改正は、特別徴収対象年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合等には、年金保険者は特別徴収の義務を負わないこととするものであります。

第三百二十一条の七の八の改正は、前年度において特別徴収の方法により徴収されていた特別徴収対象年金所得者については、当該年度の四月一日から九月三十日までの間に前年度の十月一日からその翌年三月三十一日までの間に特別徴収の方法により徴収された額に相当する額を、当該年度の十月一日から翌年三月三十一日までの間に公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から当該年度の四月一日から九月三十日までの間に徴収すべき額を控除した額を、老齢等年金給付から特別徴収の方法によつて徴収することとしようとするものであります。

第三百二十一条の七の九の改正は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、普通徴収の方法によつて徴収するものとしようとするものであります。

第三百二十一条の十一の二の改正は、国外関連者との取引に係る課税の

特例について、本特例による更正又は決定を受けた単体法人が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、申請に基づき更正又は決定に係る法人の市町村民税の法人税割の徴収を猶予する制度を設けようとするものであります。

百三十三ページ
百三十四ページ

第三百二十一條の十一の三改正は、国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた連結法人が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、申請に基づき更正又は決定に係る法人の市町村民税の法人税割の徴収を猶予する制度を設けようとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

百四十一ページ
百四十二ページ

第三百四十三條の改正は、独立行政法人緑資源機構の解散及び独立行政法人森林総合研究所による事業承継に伴い、固定資産税の納税義務者のみなし規定の整備を行おうとするものであります。

百四十一ページ
百四十五ページ

第三百四十八條の改正は、固定資産税の非課税措置を改めようとするものであります。まず、独立行政法人緑資源機構の解散及び独立行政法人森林総合研究所による事業承継に伴い、非課税措置の規定の整備を行おうとするものであります。次に、公益法人制度の改正に伴い、現行の民法第三十四条法人が設置するものに対して非課税措置が講じられている施設について、公益社団法人又は公益財団法人が設置するものについて非課税措置を講じようとするものであります。次に、独立行政法人国民生活センターが一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置について、業務の拡充に伴い、対象に

消費者紛争解決業務の用に供する固定資産を追加しようとするものであります。さらに、全国健康保険協会及び日本年金機構の創設に伴い、一定の固定資産について、非課税措置を講じようとするものであります。

百四十五ページ
百四十九ページ

第三百四十九條の三の改正は、固定資産税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、日本電気計器検定所、日本消防検定協会、小型船舶検査機構又は軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を廃止し、附則第十五条において課税標準の特例措置を講じようとするものであります。さらに、農業協同組合等が有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

百四十九ページ
百五十一ページ

第三百九十四條及び第四百十四條の改正は、償却資産の評価額を理論帳簿価額が上回る場合に理論帳簿価額を償却資産の価額とする制度を廃止しようとするものであります。

百五十一ページ
百五十二ページ

次は、軽自動車税の改正であります。第四百四十三條の改正は、日本年金機構について、軽自動車税の非課税措置を講じようとするものであります。

百五十二ページ
百五十五ページ

次は、特別土地保有税の改正であります。第五百八十六條の改正は、課税が停止されている特別土地保有税について、徴収猶予の根拠となつていない非課税措置のうち適用対象がなくなつたものについて廃止しようとするものであります。

百五十五ページ
百五十七ページ

次は、自動車取得税の改正であります。第六百九十九條の四の改正は、日本年金機構について、自動車取得税の非課税措置を講じようとするものであります。

第六百九十九條の三十一の改正は、高速自動車国道の維持管理費用の地方負担が導入されたことに伴い、自動車取得税交付金の交付の基準の対象に、一定の高速自動車国道を追加しようとするものであります。

百五十八ページ
百五十九ページ

次は、軽油引取税の改正であります。第七百條の四十九の改正は、高速自動車国道の維持管理費用の地方負担が導入されたことに伴い、軽油引取税の指定市に対する交付金の交付の基準の対象に、一定の高速自動車国道を追加しようとするものであります。

百五十九ページ
百六十一ページ

次は、事業所税の改正であります。第七百一條の四十一の改正は、生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される一定の施設に係る課税標準の特例措置について、対象から大規模野菜低温貯蔵庫を除外しようとするものであります。

百六十一ページ
百六十二ページ

次は、国民健康保険税の改正であります。第七百三條の四及び第七百三條の五の改正は、後期高齢者医療制度の創設に併せて、制度創設時の後期高齢者又は国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険税について減額措置を受けられるようにしようとするものであります。

百六十二ページ
百六十四ページ

次は、附則の改正であります。附則第三條の二の四の改正は、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなつたこと等一定の事由により非課税承認が取り消さ

百六十四ページ
百六十七ページ

れた場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の所得割を課することしようとするものであります。

百六十七ページ
百七十一ページ

附則第五條の三の改正は、個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の税率について、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の税率を三とする経過措置を講じたうえ、平成二十二年十二月三十一日をもって軽減税率(三%)を廃止しようとするものであります。

百七十一ページ
百七十三ページ

附則第五條の四の改正は、住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることしようとするものであります。

百七十三ページ
百七十四ページ

附則第六條の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間二千頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行つたうえ、その適用期限を平成二十四年度まで延長しようとするものであります。

百七十四ページ
百七十七ページ

附則第八條の改正は、法人税割の課税標準である法人税額から中小企業者等の試験研究費の総額に係る税額を控除する措置について、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、課税標準となる法人税額から控除する額を、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の

額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の百分の五相当額又は試験研究費の額が平均売上金額の百分の十相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超過税額控除割合を乗じた金額のいずれから選択適用できるようにし、この場合の法人税額から控除する額の上限は、試験研究費の総額に係る税額を控除する措置とは別に、当期の法人税額の百分の十相当額を限度とする措置を講じようとするものであります。また、中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額を控除する措置について、租税特別措置法において中小企業等基盤強化税制に位置付けられたことに伴い、地方税においても同様の措置を行うべく規定の整備を行おうとするものであります。

百八十七ページ
百八十九ページ

附則第九条の改正は、法人の事業税について、資本の欠損のてん補を行った法人に係る資本制の課税標準の特例措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長し、また、ガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガス事業法に規定する託送供給を受けて同法に規定する大口供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、当該大口供給に係る収入金額から一定の金額を控除した金額によることとする課税標準の算定方法の特例措置を講じようとするものであります。

百八十九ページ
百九十二ページ

附則第十条の改正は、不動産取得税の非課税措置を改めようとするもので

あります。まず、鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業又は鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置を講じようとするものであります。次に、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置を講じようとするものであります。次に、土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

百九十二ページ
百九十三ページ

附則第十条の二の改正は、新築住宅の特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年を経過した日とする特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外したうえで、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

百九十三ページ
百九十四ページ

附則第十一条の改正は、不動産取得税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、一定の医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の

区域内において取得する一定の新築の住宅以外の家屋、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社取得する家屋、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち公益社団法人又は公益財団法人等が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地、新築の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅及び公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産について、課税標準の特例措置を講じようとするものであります。次に、農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地、河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築された家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋、農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋、マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が取得する施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設

設の用に供する家屋、移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する住宅の用に供する不動産及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合における特例措置の重複適用を廃止したうえで、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、独立行政法人都市再生機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象区域を都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区としたうえで、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、独立行政法人空港周辺整備機構が取得する航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地で公用又は公共の用以外のもの、軽自動車検査協会が取得する軽自動車の検査事務の用に供する不動産及び外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国

際観光の振興に関する法律に規定する認定構想推進事業者のうち民法第三十四条法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

附則第十一条の七の改正は、農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る不動産取得税の納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を五年延長する特例措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

附則第十二条の三の改正は、自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象を重点化することとし、平成二十年度及び平成二十一年度到新車新規登録された自動車で、電気自動車、一定の排出ガス要件を満たす天然ガス自動車及びエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね百分の五十を軽減する特例措置並びにエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、税率の概ね百分の二十五を軽減する特例措置を当該登

録の翌年度に講じようとするものと
に、ガソリン車又はLPG車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたものについては、当該登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度以後に、ディーゼル車その他これらの自動車以外の自動車で平成十一年三月三十一日までに新車新規登録を受けたものについては、当該登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度以後に、税率の概ね百分の十を重課する特例措置を講じようとするものであります。

附則第十四条の改正は、固定資産税又は都市計画税について、独立行政法人人権資源機構の解散及び独立行政法人森林総合研究所による事業承継に伴い、非課税措置の規定の整備を行おうとするものであります。

附則第十五条の改正は、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業又は鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定する生産製造連携事業計画に従って新設した一定の機械その他の設備、公益社団法人又は公益財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋について、課税標準の特例措置を講じようとするものであります。次に、全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受け、鉄道事業の用に

供する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置について、適用期間を取得後二十年度間としようとするものであります。次に、外国貿易用コンテナ、国内航空機、日本貨物鉄道株式会社が取得した新造車両、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の伝送を高速かつ広域で行うための一定の設備及び電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備、特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設、家畜排せつ物の管理基準に適合する一定の管理施設、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等、鉄道事業者等が取得した新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有するもの、一定の法人が公共事業に係る政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産並びに同法に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。次に、公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について、鉱山等の処理施設、窒素酸化物発生抑制のための燃焼改善設備、湖沼水質保全のための汚水処理施設、ダイオキシン類処理施設及び揮発性有機化合物

排出抑制施設に係る優良更新代替設備について、特例率を見直したうえ、その適用期限を二年延長し、火薬類取締法等の規定による許可等を受けた者等が公共の危害防止のために設置する土堤、防壁等に係る課税標準の特例措置について、石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業者が設置する流出油等防止堤を対象から除外したうえ、その適用期限を二年延長し、外資埠頭公社が所有する一定の特定用途港湾施設に係る課税標準の特例措置について、その対象資産を既に取得した特定用途港湾施設に限定したうえ、その適用期限を二年延長し、廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置について、特例率を見直したうえ、その適用期限を二年延長し、地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、特例率を見直したうえ、その適用期限を二年延長し、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく信頼性向上施設整備事業により新設された電気通信設備に係る課税標準の特例措置について、特例率を見直したうえ、その適用期限を二年延長し、卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、特例率を見直したうえ、その適用期限を二年延長し、成田国際空港株式会社とその事業の用に供する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置について、特例率を見直したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。さらに、石油以外のエネルギー資源の地域における有効利用の促進に資する機械その他の設備に係る

課税標準の特例措置、遺伝子組換え技術等の試験研究を行うために必要な機械その他の設備に係る課税標準の特例措置及びアクセス管理者が電気通信回線を通じて電子計算機の障害の防止のために取得した電気通信設備に係る課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

二百三十五ページ 附則第十五条の六の改正は、新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

二百四十五ページ 附則第十五条の七の改正は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅について、固定資産税の減額措置を講じようとするものであります。

二百四十七ページ 附則第十五条の八の改正は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置及び防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

二百五十二ページ 附則第十五条の九の改正は、平成二十年一月一日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われたものについて、固定資産税の減額措置を講じようとするものであります。

二百五十八ページ 附則第十六条の二の改正は、固定資産税又は都市計画税について、能登半島地震災害又は新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋及び

償却資産に代わるものとして、取得又は改築、改良された家屋及び償却資産について、課税標準の特例措置等を講じようとするものであります。

二百八十二ページ 附則第三十二条の改正は、自動車取得税について、非課税措置等を改めようとするものであります。まず、車両総重量が三・五トン以下の一定のディーゼル自動車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するものを取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から当該取得が平成二十年四月一日から平成二十一年九月三十日までの間に行われた場合にあっては百分の一、当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては百分の〇・五を控除した率とする特例措置を講じようとするものであります。

次に、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合自動車旅客運送事業を営営する者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る課税標準の特例措置について、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、取得価額から三十五万円を控除する特例措置及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、取得価額

から三十万円を控除する特例措置及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものについて、取得価額から十五万円を控除する特例措置として軽減対象を重点化するものと、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。次に、車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル自動車に係る税率の特例措置について、軽減対象を重点化することとし、車両総重量が十二トンを超えるディーゼル車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から当該取得が平成二十年四月一日から平成二十一年九月三十日までの間に行われた場合にあっては百分の二、当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては百分の一を控除した率とし、さらに、車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のディーゼル車のうち、平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものとしてした場合の税率から当該取得が平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場

合にあっては百分の二を控除した率とする特例措置を講じようとするものであります。

二百八十五ページ 附則第三十二条の二の改正は、軽油引取税について、税率の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

二百八十六ページ 附則第三十二条の三の改正は、狩猟税について、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録に係る税率を二分の一とする特例措置を講じようとするものであります。

二百八十七ページ 附則第三十二条の七の改正は、事業所税について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

二百八十九ページ 附則第三十二条の八の改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、その適用期限を一年延長しようとするものであります。次に、専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

二百九十五ページ 附則第三十三条の二の改正は、所得割の納税義務者が、平成二十一年一月

一日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得については、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等について申告分離課税を選択した場合の当該上場株式等に係る配当所得の金額のうち百万円以下の部分の税率については、道府県民税一・二％、市町村民税一・八％とする経過措置を講じたうえ、当該納税義務者は道府県民税二％、市町村民税三％の税率による申告分離課税を選択できることとして、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とすることとするものである。

附則第三十五条の二の三の改正は、平成二十年十二月三十一日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る軽減税率（道府県民税一・二％、市町村民税一・八％）について、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額のうち五百万円以下の部分の税率については道府県民税一・二％、市町村民税一・八％とする経過措置を講じたうえ、廃止しようとするものであります。

附則第三十五条の二の五の改正は、個人が金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該個人が当該金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、当該上場株式等の配当等を当該源泉徴収選

択口座に受け入れることができることとし、これにより源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等の額から当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額に対して税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算する特例を創設しようとする。とともに、源泉徴収選択口座における損益通算を可能とするため、平成二十二年一月一日以後に金融商品取引業者等から交付を受けるべき源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の特別徴収について、源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等について特別徴収した配当割の納期限を、その徴収の日の属する年の翌年一月十日としようとするものである。

附則第三十五条の二の六の改正は、平成二十二年以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは又は前年以前三年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り。）から控除しようとするものである。

附則第三十五条の三の改正は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止しようとするものである。

附則第三十五条の三の二の改正は、

株式等譲渡所得割の税率の特例について、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間の株式等譲渡所得割の税率は三％とする経過措置を講じたうえ、廃止しようとするものである。

附則第四十条の改正は、不動産取得税について、全国健康保険協会が国から承継する一定の不動産に係る非課税措置を講じようとするものであります。

附則第四十一条は、特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第三十四条法人と同様の措置を講じようとするものであります。また、一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人に係る固定資産で、移行の日の前日において非課税とされていたものに係る固定資産税又は都市計画税について、平成二十五年度分まで非課税措置を講じようとするものであります。

次に、地方道路譲与税法の改正であります。

第二条の改正は、高速自動車国道の維持管理費用の地方負担が導入されたことに伴い、地方道路譲与税の譲与の基準の対象に、一定の高速自動車国道を追加しようとするものであります。

次に、石油ガス譲与税法の改正であります。

第三条の改正は、高速自動車国道の維持管理費用の地方負担が導入されたことに伴い、石油ガス譲与税の譲与の基準の対象に、一定の高速自動車国道を追加しようとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしていたしております。

以上でございます。

- 一、地方税法等の一部を改正する法律案
- 一、地方法人特別税等に関する暫定措置法案
- 一、地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 地方税法等の一部を改正する法律案
- 地方税法等の一部を改正する法律
- （地方税法の一部改正）
- 第一条 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。
- 目次中「法人等」を「法人」に改める。
- 第十一条の二中「若しくは合資会社又は無限責任中間法人」を「又は合資会社」に改める。
- 第十四条の九第二項第五号に次のように加える。
- ハ 第三百二十一条の七の二第二項及び第二項並びに第三百二十一条の七の八第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税 第三百二十一条の七の五第一項（第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。）に規定する年金保険者に対する通知の期限
- 第十七条の五第一項中「本案」を「この条」に改め、同条第三項中「法人等」を「法人」に改める。
- 第二十三条第一項第四号中「及び第四十二条の十二」を削り、同項第四号の三中「並びに」を「及び」に改め、「及び第六十八条の十五の二」を削り、同項第四号の四中「第六十八条の十二第二項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同項第十五号中「第九条の三第一項各号」を「第九条の三各号」に改め、同項第十六号中「第三十七条の十一の四第三項」を「第三十七条の十一の四第二項」に改め、同条第四項中「第十六号まで」の下に「、次条第一項第七号を加える。
- 第二十四条第一項第四号中「及び道府県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第六項に規定するものを除く。第二十六条第一項、第二十七条第二項、第五十二条第二項

第四号及び第五十三条第二十四項において同
じ。を削り、同項第七号中「第三十七條の十一
第一項」を「第三十七條の十二の二第二項」に改
め、同条第五項中「法人税法第二條第六号の公
益法人等」を「公益法人等（法人税法第二條第六
号の公益法人等並びに）」に、「第二百六十條の二
第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二
百六十條の二第七項に規定する認可地縁団体、
政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人
格の付与に関する法律（平成六年法律第六十六号）
第七條の二第二項に規定する法人である政党
等」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人を
いう」に改め、同条第六項中「含む」の下に。以
下道府県民税について「人格のない社団等」とい
うを加え、「この節中法人に関する」を「この節
の」に改める。

第二十五條第一項第一号中「都道府県」を「日
本年金機構、都道府県」に改め、同項第二号
中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百
十号）第八條の四（裁判所職員臨時措置法（昭
和二十六年法律第二百九十九号）において準用
する場合を含む。）の規定に基づく国家公務員の
団体、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百
六十一号）第五十四條の規定に基づく地方公務
員の団体」を削り、「第三條第一項の規定に基づ
く団体」を「第二條第五項に規定する法人である
職員団体等」に改め、「国民健康保険団体連合
会」の下に、「全国健康保険協会」を加え、「博物
館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二
第一項の博物館を設置することを主たる目的と
する民法第三十四條の法人、民法第三十四條の
法人で學術の研究を目的とするもの、国会職員
法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八條の二
の規定に基づく国会職員の団体」を「公益社団法
人又は公益財団法人で博物館法（昭和二十六年
法律第二百八十五号）第二條第一項の博物館を
設置することを主たる目的とするもの又は學術
の研究を目的とするもの」に、「（平成六年法律
第六十六号）第八條に規定する法人である政党又

は政治団体」を「第七條の二第一項に規定する法
人である政党等」に改める。

第二十五條の二第二項中「別表第一第一号」を
「別表第二」に改める。

第二十六條第一項中「及び法人でない社団又
は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの
（以下本節において「法人等」と総称する。）を削
る。

第二十七條第二項中「定めのあるものを」を
「定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以
下この項において同じ。）を」に改め、「以下第三
十條第二項、及び」、第六十二條第一項及び第
三項を削り、「並びに」を「及び」に、「第二十四
條第六項において法人とみなされるものを」を「人
格のない社団等」に改める。

第二十九條（見出しを含む。）中「法人等」を「法
人」に改める。

第三十條の見出し中「法人等」を「法人」に改
め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほかに
改め、同条第三項中「法人でない社団又は財団
で代表者又は管理人の定めのあるもの」を「人格の
ない社団等」に改める。

第三十一條（見出しを含む。）中「法人等」を「法
人」に改める。

第三十四條第一項第五号の四を削り、同条第
七項中「同項第五号の四の規定によつて控除
すべき金額を寄附金控除額」とを削り、同条第
十二項中「寄附金控除額」を削る。

第三十七條の三「前二條」を「前三條」に改
め、同条を第三十七條の四とする。

第三十七條の二「前條」を「前二條」に改め、
同条を第三十七條の三とし、第三十七條の次に
一條を加える。

（寄附金税額控除）

第三十七條の二 道府県は、所得割の納税義務
者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、
当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年
の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金
額の合計額の百分の三十に相当する金額を超

える場合には、当該百分の三十に相当する金
額）が五千円を超える場合には、その超える
金額の百分の四に相当する金額（当該納税義
務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出
し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超え
る場合にあっては、当該百分の四に相当する
金額に特例控除額を加算した金額。以下この
項において「控除額」という。）をその者の第三
十五條及び前條の規定を適用した場合の所得
割の額から控除するものとする。この場合に
おいて、当該控除額が当該所得割の額を超え
るときは、当該控除額は、当該所得割の額に
相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄
附金（当該納税義務者がその寄附によつて
設けられた設備を専属的に利用することそ
の他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと
認められるものを除く。）

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五
号）第三十三條第二項に規定する共同募金
会（その主たる事務所を当該納税義務者に
係る賦課期日現在における住所所在の道府
県内に有するものに限る。）に対する寄附金
又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納
税義務者に係る賦課期日現在における住所
所在の道府県内に事務所を有する日本赤十
字社の支部において収納されたものに限
る。）で、政令で定めるもの

三 所得税法第七十八條第二項第二号及び第
三十三條に掲げる寄附金（同条第三項及び租
税特別措置法第四十一條の十八の三の規定
により特定寄附金とみなされるものを含
む。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する
寄附金として当該道府県の条例で定めるも
の

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税
義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げ
る寄附金の額の合計額のうち五千円を超える
金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応
じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額
の五分の二に相当する金額（当該金額が当該
納税義務者の第三十五條及び前條の規定を適
用した場合の所得割の額の百分の十に相当す
る金額を超えるときは、当該百分の十に相当
する金額とする。）

一 当該納税義務者が第三十五條第二項に規
定する課税総所得金額以下この項におい
て「課税総所得金額」という。）を有する場合
において、当該課税総所得金額から当該納
税義務者に係る前條第一号イに掲げる金額
（以下この項において「人的控除差調整額」
という。）を控除した金額が零以上であると
き 当該控除後の金額について、次の表の
上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ
同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百九十五万円以下の金額	百分の六十七
九百九十五万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三十五条第二項に規定する課税山林所得金額(以下この項において「課税山林所得金額」という。)及び同条第二項に規定する課税退職所得金額(以下この項において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合(イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合)

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表

の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
第四十三条中「特別徴収義務者を經由して」を「特別徴収に係る」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第四十五条の二第二項ただし書中、「医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第九項」を「同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「若しくは第三十七条の二の規定によつて控除すべき金額以下この条において「寄附金税額控除額」という。の控除を加え、同項第五号中「寄附金控除額」を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 寄附金税額控除額の控除に関する事項
第四十五条の二第三項中、「医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第九項」を「同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第四十七条第一項第五号中「第三十七条の三を「第三十七条の四」に、「第三百十四条の八第三項」を「第三百十四条の九第三項」に改める。
「第三款 法人等の道府県民税」を「第三款 法人の道府県民税」に改める。

第五十二条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等の均等割」を「法人の均等割」に、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分		税率
一次に掲げる法人		年額 二万円
イ 法人税法第二条第五号の公共法人及び第二十四条第五項に規定する公益法人等のうち、第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないものの以外のも(同法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)		
ロ 人格のない社団等		
ハ 一般社団法人(非営利型法人)(法人税法第二条第九号の二に規定す		

る非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

二 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。)

ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもの

二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの

三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの

四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの

五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの

年額	五万円
年額	十三万円
年額	五十四万円
年額	八十万円

第五十二条第二項中「法人等」を「法人」に改め、同項第三号中「同条第六号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第二項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。)」を「第二十四条第五項に規定する公益法人等」に改め、同項第四号を削り、同条第三項中「若しくは第四号」を削り、同条第四項中「第一項の表の第一号から第四号まで」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第五十三条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項中「第四十二條の七第五項」を「第四十二條の七第七項」に改め、同条第二十四項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」及び「又は同項第四号」を削り、同条第二十六項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を削

り、同条第二十九項中「有する法人」の下に「(以下この節において「内国法人」という。)」を加え、同条第三十三項中「法人税法第二条第六号の公益法人等(特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。)」及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを「第二十四条第五項に規定する公益法人等及び人格のない社団等」に改め、同条に次の一項を加える。

53 第三十三項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第五十五条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条の次に次の四條を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予)
第五十五条の二 道府県知事は、内国法人が法人税法第三十九条に規定する条約(以下この節において「租税条約」という。)の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。)をした場合

(外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国(以下この節において「条約相手国」という)の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議(以下この節において「相互協議」という)の申入れがあつた場合を含む。次条において「租税条約に基づく申立てが行われた場合」という)には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額(これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ)に基づいて第五十三条第二十八項の規定により申告納付すべき法人税額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を限度として、第五十三条第二十八項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする)から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」という)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に当該法人税額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という)をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴収しなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴収することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき。
二 前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する道府県知事の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税額の全額を徴収することができないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税額に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限

までの期間を含む)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

(法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知)

第五十五条の三 国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、当該申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額その他総務省令で定める事項を当該申立てをした法人の事務所又は事業所(一以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ)の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

2 国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨その他総務省令で定める事項を当該申立てをした法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3 国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額その他総務省令で定める事項を当該申立てをした法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の通知を受けた主たる事務所又は事

業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。

5 前各項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、第一項から第三項までに規定する事項を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予)

第五十五条の四 道府県知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る)をした場合(次条において「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合」という)には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(以下この項及び次条において「対象連結法人」という)の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額(当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ)に係る個別帰属法人税額(当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ)に基づいて第五十三条第二十八項の規定により申告納付すべき法人税額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を限度として、第五十三条第二十八項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする)から国税庁長官と

当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時において当該法人税割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。)をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき。
二 前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保

を確保するため必要な行為に関する道府県知事の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき認められるとき。

四 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税割の全額を徴収することができないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間(第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知)

第五十五条の五 国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合には、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する対象連結法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。)の所在地の道府県知事に、当該連結親法人が申立てをした旨、当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

2 国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法

人の申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に、その旨その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

3 国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

4 前三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。

5 前各項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、第一項から第三項までに規定する事項を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

「第五十六条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項、第三項及び第四項中「前条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

「第六十一条見出しを含む」中「法人等」を「法人」に改める。

第六十二条の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改め、同条第五項中「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を「人格のない社団等」に改める。

第六十四条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「法人等」を「法人」に改める。

第六十六条の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改め、同項ただし書中「但し」を

「ただし」に改める。
第六十七条の見出し中「法人等」を「法人」に改める。

第六十八条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等の道府県民税に係る滞納者」を「法人の道府県民税に係る滞納者に」、「二」を「いずれかに」、「当該法人等」を「当該法人」に、「差し押さなければ」を「差し押さなければ」に改め、同項各号中「法人等」を「法人」に改め、同条第三項中「法人等」を「法人」に、「二」を「いずれかに」、「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同条第四項中「法人等」を「法人」に改め、同条第五項中「差押え」を「差押えを」、「すでに」を「既に」、「差押が」を「差押えが」、「参加差押え」を「参加差押え」に改め、同条第六項中「法人等」を「法人」に改める。

第六十九条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等」を「法人」に、「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠ぺいし」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第四項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条第五項中「定めのある」を「定めのある」に改める。

第七十条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条第三項中「定めのある」を「定めのある」に改める。

第七十一条の前の見出し及び第七十一条から第七十一条の四までの規定中「法人等」を「法人」に改める。

第七十一条の七第一項中「この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人」を「内国法人」に改める。

第七十一条の八中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に、「第三百十四条の七」を「第三百十四条の八」に改める。

第七十一条の三十一第一項中「国外特定配当等」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等(次項に

において「上場株式等の配当等」という。を
加え、同条第二項中「国外特定配当等」の下に「又
は上場株式等の配当等」を加え、「本款」を「この
款」に改める。

第七十一条の五十一第三項中「第三十七条の
十一の四第三項」を「第三十七条の十一の四第二
項」に改める。

第七十二条の二第二項第一号ロ中「投資法人
及び」を「投資法人」に改め、「特定目的会社」の
下に「並びに一般社団法人非営利型法人（法人
税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人
をいう。以下この号において同じ。）に該当する
ものを除く。）」及び一般財団法人（非営利型法人
に該当するものを除く。）」を加える。

第七十二条の二の二第八項の表中「第二十五
項」を「第二十九項」に改める。

第七十二条の四第一項第二号中「別表第一第
一号」を「別表第二」に改め、同項第三号中「地方
住宅供給公社」を「日本年金機構、地方住宅供給
公社」に改め、「地方公営企業等金融機構法（平
成十九年法律第六十四号）に規定する」を削り、
同項第五号を削る。

第七十二条の五第一項第一号中「別表第二第
一号」を「別表第二」に改め、同項第二号中「日本
赤十字社」の下に「医療法人（医療法第四十二
条の二第一項に規定する社会医療法人に限
る。）」を加え、「民法第三十四条の規定により設
立した法人」を「公益社団法人及び公益財団法
人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二
条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。
以下この号において同じ。）に該当するものに限
る。）」及び一般財団法人（非営利型法人に該当す
るものに限る。）」に改め、同項第四号を次のよ
うに改める。

四 法人である労働組合及び職員団体等に対
する法人格の付与に関する法律に基づく法
人である職員団体等

第七十二条の五第一項第五号中「国民健康保
険団体連合会」の下に「全国健康保険協会」を

加え、同項第八号を削り、同項第九号を同項第
八号とし、同項第十号中「第二百六十条の二第
一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百
六十条の二第七項に規定する認可地縁団体」に
改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中
「第八条に規定する法人である政党又は政治団
体」を「第七条の二第一項に規定する法人である
政党等」に改め、同号を同項第十号とし、同項
第十二号中「法人」を「特定非営利活動法人」に改
め、同号を同項第十一号とする。

第七十二条の十三第十項中「第二十三項」を
「第二十五項」に改め、同条第十四項中「第二
十二項及び第二十三項」を「及び第二十二項から
第二十五項まで」に改め、同条第二十五項を
第二十九項とし、第二十四項を第二十八項と
し、第二十三項を第二十五項とし、同項の次に
次の二項を加える。

26 第七十二条の十九に規定する内国法人であ
る第七十二条の五第一項各号に掲げる法人又は
人格のない社団等が事業年度中途において新
たに収益事業を開始した場合、人格のない
社団等にあつては、第三項に規定する場合
に該当する場合を除く。において、この節
の適用については、その開始した日から同日
の属する事業年度終了の日までの期間を一事
業年度とみなす。

27 第七十二条の五第一項各号に掲げる法人が
事業年度中途において同項各号に掲げる法
人以外の法人（人格のない社団等を除く。）に
該当することとなつた場合又は同項各号に掲
げる法人以外の法人（人格のない社団等を除
く。）が事業年度中途において同項各号に掲
げる法人に該当することとなつた場合におい
ては、この節の適用については、その事業年
度開始の日からこれらの場合のうちいずれか
に該当することとなつた日の前日までの期間
及びその該当することとなつた日からその事
業年度終了の日までの期間をそれぞれ一事業
年度とみなす。

第七十二条の十三第二十二項を同条第二十四
項とし、同条第二十一項の次に次の二項を加え
る。

22 連結子法人の連結事業年度中途において
連結親法人が第七十二条の五第一項各号に掲
げる法人に該当することとなつた場合におい
ては、この節の適用については、その連結事
業年度開始の日からその該当することとなつ
た日の前日までの期間、その該当することとな
つた日からその連結事業年度終了の日まで
の期間及びその終了の日の翌日から当該翌日
の属する事業年度終了の日までの期間をそれ
ぞれ当該連結子法人の事業年度とみなす。

23 連結親法人と第七十二条の十九に規定する
内国法人（第七十二条の五第一項各号に掲げ
る法人に限る。）との間に当該内国法人による
完全支配関係がある場合において、連結法人
の連結事業年度中途において当該内国法人
が同項各号に掲げる法人以外の法人（人格の
ない社団等を除く。）に該当することとなつた
場合においては、この節の適用については、
その連結事業年度開始の日からその該当する
こととなつた日の前日までの期間、その該当
することとなつた日からその連結事業年度終
了の日までの期間及びその終了の日の翌日か
ら当該翌日の属する事業年度終了の日までの
期間をそれぞれ当該連結法人の事業年度と
みなす。

第七十二条の十三に次の一項を加える。

30 第二十六項の収益事業の範囲は、政令で定
める。
第七十二条の十八中「第七十二条の二十三第
一項及び第七十二条の二十四の十一第一項」を
「以下この節」に改める。
第七十二条の二十三第二項第一号中「（昭和三十
三年法律第九十二号）の下に」、高齢者の
医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第
八十号）を、「健康保険法、国民健康保険法」の
下に「高齢者の医療の確保に関する法律」を、

「第五十四条の三第一項」の下に「又は高齢者の
医療の確保に関する法律第八十二条第一項」を
加え、同項第二号中「又は出産扶助のための助
産」を「若しくは出産扶助のための助産又は中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後
の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三
十号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促
進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の
一部を改正する法律（平成十九年法律第二百
十七号）附則第四条第二項において準用する場合
を含む。）に基づく医療支援給付のための医療そ
の他の支援給付に係る政令で定める給付若しく
は医療、介護、助産若しくはサービス」に改め、
同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号と
し、同項第六号を同項第五号とし、同条第六項
中「二部を分配した」を「一部の分配又は引渡し
をした」に、「残余財産を分配した」を「残余財産
の分配又は引渡しをした」に改める。

第七十二条の二十六第一項中「適格合併」の下
に「（被合併法人のすべてが収益事業を行つてい
ない第七十二条の五第一項各号に掲げる法人で
あるものを除く。）」次項及び第三項において同
じ。を、「最初の事業年度」の下に「同条第一
項各号に掲げる法人（収益事業を行っていない
ものに限る。）」が同項各号に掲げる法人以外の法
人に該当することとなつた場合のその該当する
こととなつた日の属する事業年度を加え、同
条に次の一項を加える。

10 第一項の収益事業の範囲は、政令で定め
る。
第七十二条の二十九第一項中「最後の分配」の
下に「又は引渡し」を加え、同項ただし書中「そ
の分配」の下に「又は引渡し」を加え、「部分を分
配している」を「部分の分配又は引渡しをしてい
る」に改め、「一部の分配」の下に「又は引渡し」
を加える。

第七十二条の三十の見出し中「を分配する」を
「の分配又は引渡しをする」に改め、同条第一項
中「を分配している」を「の分配又は引渡しをし

ている」に改め、「その分配」の下に「又は引渡し」を加え、「を分配しよう」を「の分配又は引渡しをしよう」に、「を分配する」を「の分配又は引渡しをする」に改め、「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第七十二条の三十一第一項中「最後の分配」の下に「又は引渡し」を加え、同項第二号中「を分配した」を「の分配又は引渡しをした」に改め、「その分配」の下に「又は引渡し」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第七十二条の五第一項各号に掲げる法人が清算中に同項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等及び外国法人を除く。）に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に解散したものとみなして、この款の規定を適用する。

第七十二条の三十八の二の見出しを「第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予」に改める。

第七十二条の三十九の次に次の四条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第七十二条の三十九の二 道府県知事は、内国法人が法人税法第百三十九条に規定する条約（以下この節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国（以下この節において「条約相手国」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議（以下この節において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。次条において「租税条約に基づく申立てが行

われた場合」という。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の課税標準とされた所得に基づいて第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づき国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該所得割額又は付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき。

二 前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する道府県知事の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る所得割又は付加価値割に係る地方団体の徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に

対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

（法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第七十二条の三十九の三 国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、当該申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得その他総務省令で定める事項を当該申立てをした法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

2 国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨その他総務省令で定める事項を当該申立てをした法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3 国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、その旨、当該合意に基づき国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得その他総務省令で定める事項を当該申立てをした法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、こ

これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)

第七十二条の三十九の四 道府県知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る)をした場合(次条において「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合」という)には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(以下この項及び次条において「対象連結法人」という)の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額(当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ)の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額(当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ)に基づいて第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限(当該申請が当該納期限後

であるときは、当該申請の日とする)から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」という)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に当該所得割額又は付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という)をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき。

二 前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する道府県知事の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき認められるとき。

四 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る所得割又は付加価値割に係る地方団体の徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間(第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に必要事項は、政令で定める。

(連結法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知)

第七十二条の三十九の五 国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合には、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する対象連結法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ)の所在地の道府県知事に、当該連結親法人が申立てをした旨、当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる

更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

2 国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に、その旨その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

3 国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

4 前三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。

第七十二条の四十第一項第一号及び第二号中「前条第一項を」第七十二条の三十九第一項に改め、同項第三号中「前条を」第七十二条の三十九に改める。

第七十三条の二第二項中「沖縄振興開発金融公庫、及び、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を削り、若しくは」を「又は」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるもの」及び「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律平成十年法律第百三十六号(第十三条第一項第三号の業務に基づ

き締結されるものに限る。」を削り、同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）により行う同法第十一條第一項第七号イの事業及び同法附則第八條第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）以下「旧農用地整備公団法」という。」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第九條第一項又は第十一條第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一條第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

第七十三條の三第一項中「及び国立大学法人等」を、「国立大学法人等及び日本年金機構」に改める。

第七十三條の四第一項第一号中「独立行政法人緑資源機構」を削り、同項第三号中「民法第三十四條の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に、「民法第三十四條の法人で」を「及び公益社団法人若しくは公益財団法人で」に、「並びに民法第三十四條の法人」を「並びに公益社団法人又は公益財団法人」に、「及び民法第三十四條の法人」を「及び公益社団法人若しくは公益財団法人」に改め、同項第七号中「民法第三十四條の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同項に次の一号を加える。

三十八 独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一條第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三條の六第一項中「独立行政法人緑資源機構法」を「独立行政法人森林総合研究所法附則第九條第三項又は第十一條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法」に改め、「同法附則第八條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる」を削り、「又は土地改良法」を「又は同法」に改める。

第七十三條の十四第六項中「若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六條第一項第二号の規定により都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付け」を削り、同条第十三項中「若しくは第九十六條の四又は独立行政法人緑資源機構法第十六條第二項若しくは同法附則第八條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項」を「又は第九十六條の四」に、「土地改良法第五十三條の三第二項」を「同法第五十三條の三の二第二項第一号」を「同法第五十三條の三の二第二項第一号」に改める。

第七十三條の二十四第一項中「本項」を「この項」に改め、同項第一号中「本号」を「この号」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「に」を「いづれかに」に、「本項」を「この項」に改める。

第七十三條の二十七第二項及び第七十三條の二十七の三第五項中「第七十三條の二第九項及び第十項」を「第七十三條の二第八項及び第九項」に改める。

これらの規定を「又は第五十三條の三の二第二項の規定」に改め、同条第二項中「（独立行政法人緑資源機構法第十六條第二項又は同法附則第八條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）を削り、「土地改良法第五十三條の三の二第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三項中「若しくは独立行政法人緑資源機構」を削る。

第七十三條の二十七の八第一項中「民法第三十四條の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「民法第三十四條の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「第七十三條の二十七の三第二項中」を「同条第二項中」に、「当該民法第三十四條の法人」を「当該不動産取得税の納税義務者」に改める。

第二百四十六條第一項中「及び国立大学法人等」を「国立大学法人等及び日本年金機構」に改める。

第二百九十二條第一項第四号中「及び第四十二條の十二」を削り、同項第四号の三中「並びに」を「及び」に改め、「及び第六十八條の十五の二」を削り、同項第四号の四中「第六十八條の十二第五項」を「第六十八條の十二第七項」に改める。

第二百九十四條第一項第四号中「及び市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第八項に規定するものを除く。第二百九十九條第二項、第三百十二條第一項及び第三百二十四條、第三百七十七條の六第一項並びに第三百二十一條の八第二十四項において同じ。）を削り、同条第七項中「法人税法第二條第六号の公益法人等（を公益法人等（法人税法第二條第六号の公益法人等並びに）に、「第二百六十條の二第二項の認可を受けた地縁による団体を」第二百六十條の二第七項に規定する認可地縁団

体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七條の二第二項に規定する法人である政党等」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第八項中「含む」の下に「。以下市町村民税について「人格のない社団等」というを加え、「この節中法人」を「この節の規定中法人の市町村民税」に改める。

第二百九十六條第一項第一号中「国立大学法人等」の下に「日本年金機構」を加え、同項第二号中「国家公務員法第百八條の四（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定に基づく国家公務員の団体、地方公務員法第五十四條の規定に基づく地方公務員の団体」を削り、「第三條第一項の規定に基づく団体」を「第二條第五項に規定する法人である職員団体等」に改め、「国民健康保険団体連合会の下に、全国健康保険協会を加え、「博物館法第二條第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四條の法人、民法第三十四條の法人で学術の研究を目的とするもの、国会職員法第十八條の二の規定に基づく国会職員の団体」を「公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二條第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの」に、「第八條に規定する法人である政党又は政治団体」を「第七條の二第一項に規定する法人である政党等」に改める。

第二百九十九條第二項中「定のあるものを」を「定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、「以下第三百一十一條第二項、第三百十七條の四第二項」を削り、「第二百九十四條第八項において法人とみなされるものを」を「人格のない社団等」に、「定のあるものを」を「定めのあるものの」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条第三項中「定のあるものを」を「定めのあるもの」に改める。

第三百一十一條第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条第三項中「法人でない社団又は

財団で代表者又は管理人の定めのあるものを「人格のない社団等」に改める。
第三百十二条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「及び法人でない社団又は

財団で代表者又は管理人の定めのあるものを（以下この節において「法人等」と総称する。）を削り、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分

法人の区分	税率
一次に掲げる法人	年額 五万円
イ 法人税法第二条第五号の公共法人及び第二百九十四条第七項に規定する公益法人等のうち、第二百九十六条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（同法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	
ロ 人格のない社団等	
ハ 一般社団法人（非営利型法人）法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）	
ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）	
ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員が政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第九号まで及び第五項において「従業員数の合計数」という。）が五十人以下のもの	年額 十二万円
二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業員数の合計数が五十人を超えるもの	年額 十三万円
三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもののうち、従業員数の合計数が五十人以下であるもの	年額 十五万円
四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもののうち、従業員数の合計数が五十人を超えるもの	年額 十六万円
五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもののうち、従業員数の合計数が五十人を超えるもの	年額 四十万円
六 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもののうち、従業員数の合計数が五十人を超えるもの	年額 四十一万円
七 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超えるもののうち、従業員数の合計数が五十人以下であるもの	

八 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもののうち、従業員数の合計数が五十人を超えるもの	年額 百七十五万円
九 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもののうち、従業員数の合計数が五十人を超えるもの	年額 三百万円

第三百十二条第三項中「法人等」を「法人」に改め、同項第三号中「同条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）を「第二百九十四条第七項に規定する公益法人等」に改め、同項第四号を削り、同条第四項中「若しくは第四号」を削り、同条第五項中「第一項の表の第一号から第八号まで」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第三百十四條の二第二項第五号の四を削り、同条第七項中「同項第五号の四の規定によつて控除すべき金額を寄附金控除額」とを削り、同条第十二項中「寄附金控除額」を削る。

第三百十四條の八第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条第三項中「第三十七條の二」を「第三十七條の四」に改め、同条を第三百十四條の九とする。

第三百十四條の七中「第三十七條の二」を「第三十七條の三」に、「前条」を「前二条」に改め、同条を第三百十四條の八とし、第三百十四條の六の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除）

第三百十四條の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千元を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千元を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四條の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法第一百三十二条に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限り。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限り。）で、政令で定めるもの

三 所得税法第七十八條第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

前項の特例控除額は、同項の所得割の納税

義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千元を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額)とする。

一 当該納税義務者が第三百十四条の三第二

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき、当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額(以下この項において「課税山林所得金額」という。)及び同条第二項に規定する課税退職所得金額(以下この項において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき、百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合イ及びロに

掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合)

イ 課税山林所得金額を有する場合、当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合、当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

第三百十七条の二第二項ただし書中「この条及び第三百十七条の六第四項を」の節に、「医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第九項」を「同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「若しくは第三百十四条の七の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄

附金税額控除額」という。)の控除を加え、同項第五号中「寄附金控除額」を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 寄附金税額控除額の控除に関する事項
第三百十七条の二第三項中「医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第九項を」を「同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「又は寄附金税額控除額の控除」を加え、同条第五項中「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改める。

第三百十七条の四第三項中「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を「人格のない社団等」に改める。

第三百十九条第一項中「第三百二十一条の三の下に」を「第三百二十一条の七の二第一項若しくは第二項、第三百二十一条の七の八第一項」を加え、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第三百十九条の二第二項中「第三百二十一条の四第一項の下に」を「給与所得に係る」を加え、「以下第二項において同様とする。」を「次項において同じ。」並びに第三百二十一条の七の四第一項の年金所得に係る特別徴収税額及び第三百二十一条の七の八第一項の年金所得に係る特別徴収税額の合算額に改め、同条第二項中「給与」の下に「又は第三百二十一条の七の四第二項に規定する特別徴収対象年金給付」を加え、「因り」を「より」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額並びに第三百二十一条の七の四第一項の年金所得に係る特別徴収税額及び第三百二十一条の七の八第一項の年金所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第二項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第三百二十一条の三の見出しを「(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)」に改め、同条第一項中「こえる」を「超える」に、「本条を」を「この条」に改め、同項ただし書中「少い」を「少ない」に改める。

ない」に改め、同条第二項及び第三項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改める。

第三百二十一条の四の見出しを「(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)」に改め、同条第一項中「前条第二項本文」を「同条第二項本文」に、「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に、「特別徴収税額」という。以下個人の市町村民税について同様とする。以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」というに改め、同条第三項中「同条同項」を「同項」に改め、同項ただし書中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第四項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第五項中「本項」を「この項」に、「すでに」を「既に」に改める。

第三百二十一条の五の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)」に改め、同条第一項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第二項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「次項まで」を「この項、次項」に改め、同条第三項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第五項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「払込み」を「払込み」に改める。

第三百二十一条の五の二の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)」に改め、同条第一項中「本条」を「この項」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第二項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第三百二十一条の六の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の変更)」に改め、同条第一項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「誤り」を「誤りが」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改める。

第三百二十一条の七の見出しを「(給与所得に

係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ」に改め、同条第一項中「因り個人の市町村民税」を「より給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第二項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の九条を加える。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第三百二十一條の七の二 市町村は、納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年六十五歳以上の者特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認めるものその他の政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第三百二十一條の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。)の二分の一に相当する額(当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収

税額」という。)を当該年度の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないことと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第三百二十一條の三第二項ただし書に規定する場合を除く。)においては、市町村は、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。

3 市町村は、第一項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市町村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第三百二十條の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

(年金保険者による市町村に対する通知)
第三百二十一條の七の三 当該年度の初日において年六十五歳以上の者であつて老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)は、当該年度の初日の属する年の五月二十五日までに、当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者の氏名、住所、性別及び生年月日、当該老齢等年金給付の種類及び年額

並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、当該老齢等年金給付の支払を受けている者が当該年度の初日において住所を有する市町村に通知しなければならない。

(年金保険者の特別徴収義務)

第三百二十一條の七の四 市町村は、第三百二十一條の七の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて年金所得に係る特別徴収税額(同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)を徴収しようとする場合においては、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金保険者を特別徴収義務者として当該年金所得に係る特別徴収税額を徴収せなければならない。

2 前項の場合において、市町村は、同一の特別徴収対象年金所得者について老齢等年金給付が二以上あるときは、政令で定めるところにより、一の老齢等年金給付(以下この節において「特別徴収対象年金給付」という。)について年金所得に係る特別徴収税額を徴収せしめるものとする。

(年金所得に係る特別徴収税額の通知等)

第三百二十一條の七の五 市町村は、第三百二十一條の七の二第一項の規定により年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合においては、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額その他総務省令で定める事項を、当該特別徴収対象年金所得者に対しては第三百二十條の各納期限のうち最初の納期限の十日前までに、当該年金保険者に対しては当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに通知しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第三百二十一條の七の六 年金保険者は、前条第一項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知に係る支払回数割特別徴収税額を、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の十日までに、当該市町村に納入する義務を負う。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を負わない場合等)

第三百二十一條の七の七 年金保険者は、第三百二十一條の七の二第一項の規定により徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に係る特別徴収対象年金所得者が当該年金保険者から特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた場合その他総務省令で定める場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

2 市町村は、第三百二十一條の七の五第一項の規定による特別徴収対象年金所得者への通知をした後に、当該通知に係る特別徴収対象年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合においては、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

3 年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日以

後、年金所得に係る特別徴収税額を徴収して納入する義務を負わない。

4 第一項又は前項の場合においては、年金保険者は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者の氏名、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額の徴収の実績その他必要な事項を、特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村に通知しなければならない。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第三百二十一条の七の八 市町村は、前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第三百二十一条の七の二第一項の規定により、第三百二十一条の七の五第二項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、高齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第三百二十一条の七の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第二項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第三百二十一条の七の二第一項の規定の適用がある場合における第三百十九

条の二第二項及び第二項、第三百二十一条の七の二第二項及び第二項並びに第三百二十一条の七の四から前条までの規定の適用にあつては、第三百二十一条の七の二第二項中の「二分の一に相当する額」とあるのは、「から第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

3 第三百二十一条の七の四から前条までの規定は、第一項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第三百二十一条の七の四第一項中「第三百二十一条の七の二第二項」とあるのは「第三百二十一条の七の八第一項」と、「同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、第三百二十一条の七の五第一項中「第三百二十一条の七の二第二項」とあるのは「第三百二十一条の七の八第二項」と、「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割特別徴収税額」と、「第三百二十条の各納期限のうち最初の納期限の十日前」とあるのは「当該年度の初日の属する年の三月三十一日」と、「七月三十一日」とあるのは「一月三十一日」と、同条第二項及び第三百二十一条の七の六中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日」とあるのは「からその日の属する年の九月三十日」と、前条第一項中「第三百二十一条の七の二第二項」とあるのは「第三百二十一条の七の八第二項」と、同条第二項中「第三百二十一条の七の五第一項」とあるのは「第三百二十一条の七の八

第三項において読み替えて準用する第三百二十一条の七の五第一項」と読み替えるものとする。

4 市町村は、前項において読み替えて準用する第三百二十一条の七の五第一項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知については、当該年度の前年度分の年金所得に係る特別徴収税額に係る第三百二十一条の七の五第一項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知とそれぞれ併せて行うことができる。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第三百二十一条の七の九 第三百二十一条の七の七第一項又は第三項(これらの規定を前条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第三百二十条の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

2 第三百二十一条の七の七第三項(前条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)においては、当該過納又は誤納

に係る税額は、第十七条の規定の例によつて当該特別徴収対象年金所得者に還付しなければならない。ただし、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、第十七条の二の規定の例によつてこれに充当することができる。この場合においては、当該特別徴収義務者について第十七条及び第十七条の二の規定の適用はないものとする。

(政令への委任)

第三百二十一条の七の十 第三百二十一条の七の二から前条までに定めるもののほか、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に關し必要な事項は、政令で定める。

第三百二十一条の八の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項中「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同条第二十四項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」及び「又は同項第四号」を削り、同条第二十六項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を削り、同条第二十九項中「有する法人」の下に「(以下この節において「内国法人」という。)」を加える。

第三百二十一条の十一の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予)

第三百二十一条の十一の二 市町村長は、内国法人が法人税法第百三十九条に規定する条約(以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。)の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。)をした場合(外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の

我が国以外の締約国（以下この項及び次条第一項において「条約相手国」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条第一項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第三百二十一条の八第二十八項の規定により申告納付すべき法人税額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を限度として、第三百二十一条の八第二十八項又は第三百二十一条の十二第二項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に

する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市町村長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき。

二 前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市町村長の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税額の全額を徴収することができないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税額に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基となるべき事実が生じた場合に

は、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市町村長は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収の猶予）

第三百二十一条の十一の三 市町村長は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同条第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第三百二十一条の八第二十八項の規定により申告納付すべき法人税額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を限度として、第三百二十一条の八第二十八項又は次条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の

十一第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に当該法人税額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市町村長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき。

二 前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市町村長の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続する

我が国以外の締約国（以下この項及び次条第一項において「条約相手国」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条第一項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第三百二十一条の八第二十八項の規定により申告納付すべき法人税額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を限度として、第三百二十一条の八第二十八項又は第三百二十一条の十二第二項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に

する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市町村長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

ことが適当でないと認められるとき。

四 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税割の全額を徴収することができないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市町村長は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第三百二十一条の十二の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第三百二十一条の十一第一項」に、「因る」を「よる」に、「以下第二項において同様とする」を「次項において同じ」に改め、同条第三項及び第四項中「前条第一項」を「第三百二十一条の十一第一項」に改める。

第三百二十四条第二項中「又は第二項ただし書」を「若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六（第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に改め、同条第三項中「免かれた」を「免れた」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「罰する外」を「罰するほか」に、「本条を」を「この条」に改める。

第三百二十六条第一項中「第一号において同じ。」の下に、「第三百二十一条の七の六（第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。）を加え、同項第一号中「第三百二十一条の五の二」の下に「

第三百二十一条の七の六」を加え、同条第二項中「法人等」を「法人」に改める。

第三百四十三条第六項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項及び第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法」に改め、「同法附則第八条第一項の規定により行う」を削る。

第三百四十八条第二項第二号中「独立行政法人緑資源機構」を削り、同項第九号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に、「並びに民法第三十四条の法人」を「並びに公益社団法人又は公益財団法人」に、「民法第三十四条の法人又は」を「公益社団法人若しくは公益財団法人又は」に改め、同項第十二号及び第二十六号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同項第二十九号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三十四号中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」の下に「（平成十年法律第百三十六号）を加え、同項に次の一号を加える。

四十四 独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第四項中「第三百四十九条の三十項」を「第三百四十九条の三第二十六項」に改め、「及び中央会」の下に、「全国健康保険協会」を加え、「国家公務員法（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）による法人である国家公務員の団体、地方公務員法による法人である地方公務員の団体」を削り、同条第六項中「及び国立大学法人等」を「国立大学法人等」に、「国立大学法人等以外の者が使用しているものその他の政令で定めるもの」を「国立大学法人等以外の者が使用しているもの」に、「に対しては」を「及び日本年金機構が所有

する固定資産（日本年金機構以外の者が使用しているものを除く。）に対しては」に改め、同条第七項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同条第八項中「その他の政令で定めるものを除く。」に「を」を除く。）に改める。

第三百四十九条の三第三十三項中「第三十二項」を「第二十八項」に改め、同条第十九項中「第三十一項」を「第二十七項」に改め、同条第二十項中「第三十二項」を「第二十八項」に改め、同条第二十五項から第二十八項までを削り、第二十九項を第二十五項とし、第三十項から第三十三項までを四項ずつ繰り上げ、第三十四項を削り、第三十五項を第三十項とし、第三十六項から第三十八項までを五項ずつ繰り上げる。

第三百五十二条第一項中「本条並びに次条第一項及び第二項において」を「固定資産税について」に改める。

第三百九十四条中「並びに法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の計算の基礎となる価額」を削る。

第四百二十二条から第四百十四条までを次のように改める。

第四百二十二条から第四百十四条まで 削除

第四百四十三条第一項中「及び国立大学法人等」を「国立大学法人等及び日本年金機構」に改める。

第五百八十五条第一項及び第三項中「本節」を「この節」に改め、同条第四項中「本項」を「この項」に改め、同条第五項中「第七十三条の二第二項及び第十二項」を「第七十三条の二第十項及び第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

第五百八十六条第二項第二号ハ中「同条第二項を同法第十四条の三第二項」に改め、同項第五号の三中「昭和二十九年法律第百十五号」を削り、同項第八号中「独立行政法人緑資源

機構」及び「並びに民法第三十四条の法人で政令で定めるもの」を削り、同項第十号から第十五号までを次のように改める。

十から十五まで 削除

第五百八十六条第二項第二十号の二を削り、第二十号の三を第二十号の二とし、第二十号の四を第二十号の三とし、第二十二号を次のように改める。

第二十二 削除

第五百八十六条第二項第二十二号の二を削り、同項第二十三号中「昭和四十二年法律第百十号」を削り、同項第二十四号を次のように改める。

第二十四 削除

第五百八十七条の二第一項中「住宅街区整備事業を含む。以下本項を」を「住宅街区整備事業を含む。以下この項」に改め、「（独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法第十一条第一項第七号イの事業を含む。以下本項において「土地改良事業」という。）及び「並びに独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項」を削り、「（以下本項を」を「（以下この項」に改め、同項ただし書中「第七十三条の二第十二項」を「第七十三条の二第十一項」に改める。

第六百一条第一項中「から第二十五号の二まで」を「第二十五号及び第二十五号の二」に、「もの及び」を「もの並びに」に改める。

第六百九十九条の四第一項中「及び国立大学法人等」を「国立大学法人等及び日本年金機構」に改める。

第六百九十九条の三第二十二項中「本項」を「この項」に改め、「一般国道」の下に、「高速自動車国道」を加える。

第七百一条の三十四第二項中「第二百六十条の二第二項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁

団体」に、「第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を「第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改め、同条第四項中「消防法」の下に「(昭和二十三年法律第八十六号)」を加える。

第七百一条の四十一第一項の表第六号中「大規模な野菜の低温貯蔵庫その他の」を削る。

第七百二条第二項中「から第二十八項まで、第三十項、第三十一項、第三十三項又は第三十六項から第三十八項まで」を、「第二十四項、第二十六項、第二十七項、第二十九項又は第三十一項から第三十三項まで」に改める。

第七百二条の二第一項中「及び国立大学法人等」を、「国立大学法人等及び日本年金機構」に改める。

第七百三条の四第一項中「(昭和五十七年法律第八十号)」を削り、同条第十一項を次のように改める。

11 第五項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後五年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下この項及び第二

十項において同じ。)以外の世帯 第四項の世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数を控除した数にあん分して算定した額

二 特定世帯 前号に定める額に二分の一を乗じて得た額

第七百三条の四第二十項を次のように改める。

20 第十五項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 特定世帯以外の世帯 第十四項の世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数を控除した数にあん分して算定した額

二 特定世帯 前号に定める額に二分の一を乗じて得た額

第七百三条の五第一項中「世帯主及び」を「世帯主並びに」に、「被保険者につき」を「被保険者及び特定同一世帯所属者につき」に、「本条を」を「この条に改め、」の数の下に「と特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)の数の合計数」を加え、同条第二項中「世帯主及び」を「世帯主並びに」に、「被保険者につき」を「被保険者及び特定同一世帯所属者につき」に改める。

第七百三十四条第二項第三号中「法人等」を「法人」に改め、同条第三項中「法人等の」を「法人の」に改め、同項の表第三百十二条第一項の項を次のように改める。

五万円(事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所在する場合(以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。)以外の場合には、七万円)

十二万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、十四万円)

十三万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合)

十五万円	十五万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二十万円)
十六万円	十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二十九万円)
四十万円	四十万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、五十三万円)
四十一万円	四十一万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二条第一項の表の第四号に該当するものについては九十五万円、同表の第五号に該当するものについては百二十一万円)
百七十五万円	百七十五万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二百二十九万円)
三百万円	三百万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、三百八十八万円)

第七百三十四条第三項の表第三百十二条第二項の項中「法人等」を「法人」に改める。

第七百三十六条第三項中「法人等」を「法人」に改める。

第七百四十五条第一項中「本節」を「この節」に、「第四百三十三条並びに第四百三十四条」を「並びに第四百三十三条」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「基いて」を「基づいて」に、「第三百六十八条第一項但書」を「第三百六十八条第一項ただし書」に改める。

附則第三条の二の三の次に次の一条を加える。

(公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三条の二の四 道府県は、当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段(同条第六項から第九項までの規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第九項まで

合以外の場合には、十八万円)

十五万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二十万円)

十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二十九万円)

四十万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、五十三万円)

四十一万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二条第一項の表の第四号に該当するものについては九十五万円、同表の第五号に該当するものについては百二十一万円)

百七十五万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二百二十九万円)

三百万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、三百八十八万円)

の規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。以下この条において同じ。)を同法第四十条第三項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。以下この条において同じ。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る道府県民税の所得割を課する。

2 市町村は、当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段の規定の適用を受けた同項に規定する公益法人等を同項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市町村民税の所得割を課する。

3 前二項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する公益法人等に対する法人税法の規

定の適用については、同法第三十八條第二項第二号中「係るもの」とあるのは「係るもの及び同法附則第三條の二の四第一項又は第二項の規定によるもの（当該道府県民税又は市町村民税に係るこれらの規定に規定する財産の価額がこれらの規定に規定する当該公益法人等の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該道府県民税又は市町村民税に限る。）」と、同法第九十四条第三号中「係るものを」とあるのは「係るもの並びに同法附則第三條の二の四第一項又は第二項の規定によるものを」とする。

附則第三條の第三項第二号中、第三十七條の二を、から第三十七條の三まで」に、「及び附則第五條の四第一項を、附則第五條の四第一項及び附則第五條の五第一項に改め、同項第三号中、第三百十四條の七を、から第三百十四條の八まで」に、「及び附則第五條の四第六項を、附則第五條の四第六項及び附則第五條の五第二項に改め、同条第三項中第三十七條の三を、第三十七條の四に、「前二条を前二条」に改め、同条第五項第二号中、第三百十四條の七を、から第三百十四條の八まで」に、「及び附則第五條の四第六項を、附則第五條の四第六項及び附則第五條の五第二項に改め、同項第三号中、第三十七條の二を、から第三十七條の三まで」に、「及び附則第五條の四第一項を、附則第五條の四第一項及び附則第五條の五第一項に改め、同条第六項中、第三百十四條の九第一項に、「前二条を、前三条」に改める。

附則第五條第二項中「第三十七條の三」の下に「及び第三十七條の四」を加え、「同条」を「第三十七條の三」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第三十七條の四中」「前三條」とあるのは「前三條並びに附則第五條第一項とする」に改め、同條第四項中「第三百十四條の八及び第三項」を「第三百十四條の八及び第三百

十四条の九第一項に、「同項を『第三百十四条の八に、』とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中『前三条』とあるのは『前三条並びに附則第五条第三項とする』に改める。

附則第五条の二及び第五条の三を次のように改める。

第五条の二及び第五条の三 削除

附則第五条の四第一項第二号ロ中「第二十五条第二項」を「第八条の四第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第

号。以下この項及び第六項において「平成二十年所得税法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）第二十五条第二項に、「同法第三十七条の十一第一項を「平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項」に改め、同号八中「第十条の七」を「第十条の六」に改め、同条第二項中第三

十七条の三」の下に「及び第三十七条の四」を加え、「同条を第三十七条の三に」、「とあるのは」は、「を」とあるのは」に、「とする」を」と、第三十七条の四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四第一項」とするに改め、同条第三項中「記載した申告書」を「記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「市

町村民税に關する申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「提出した場合」の下に「道府県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつた

ことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。」を加え、同条第六項第二号ロ中「第二十五条第二項」を「第八条の四第二項(平成二十年所得税法等改正法附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む)」、第二十五条第二項に、「同法第三十七条の十二第一項を平成二十年所得税法

等改正法附則第四十三條第二項に改め、同号ハ中「第十條の七」を「第十條の六」に改め、同条第七項中「第三百十四條の八第一項」を「第三百十四條の八及び第三百十四條の九第一項」に、「同項」を「第三百十四條の八」に、「とあるのは」は、「を」とあるのは」に、「とする」を」と、同項中「前三條」とあるのは「前三條並びに附則第五條の四第六項」とするに改め、同条第八項中「申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「提出した場合」の下に「市町村民税の納税通知書が送達された後に市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由がある」と認めるときを含む。〕を加え、同条の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）
 第五条の五 第三十七条の二の規定の適用を受ける
 ける道府県民税の所得割の納税義務者が、同
 条第二項第三号若しくは第三号に掲げる場合
 に該当する場合又は第三十五条第二項に規定
 する課税総所得金額、課税退職所得金額及び
 課税山林所得金額を有しない場合であつて、

当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項、附則第三十五条の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるときは、第三十七条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の

規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の

五分の二に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額)とする。

一 第三十五条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合、当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三十七条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 第三十五条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第三十七条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三 前年中の所得について附則第三十三条の三第一項の規定の適用を受ける場合 百分

四 前年中の所得について附則第三十五条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の六十

五 前年中の所得について附則第三十三条の二第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条の二第一項又は附則第三十五条の

第四百一十一項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五

第三百十四条の七の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び

課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第五項、附則第三十三条の三第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条第五項、附則第三十五条の二第六項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるときは、第三百十四条の七第二項に規

定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額とする）。

一 第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三百十四条の七第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 第三百十四条の三第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第三百十四条の七第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三 前年中の所得について附則第三十三條の三第五項の規定の適用を受ける場合 百分の五十

四 前年中の所得について附則第三十五條第五項の規定の適用を受ける場合 百分の六十

五 前年中の所得について附則第三十三條の二第五項、附則第三十四條第四項、附則第三十五條の二第六項又は附則第三十五條の四第四項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五

牛の頭数の合計が二十頭以内である場合に限り、同項第二項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二十頭を超える場合の当該超過部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第三十七條の二」まで、附則第五條第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、「第三十七條の三」に、「及び」を、「附則第五條の四第一項及び前条第一項の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「第三十七條の二」を「第三十七條の三」に、「及び」を、「附則第五條の四第一項及び」に改め、同条第三項中「第三十七條の三」を「第三十七條の四」に、「前二條」を「前三條」に、「並びに附則第三條の三第二項第二号」を、「附則第三條の三第二項第二号」に改め、同条第四項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合に当該超過部分の免税対象飼育牛が含まれている）」に、「第三百十四條の七、附則第五條第三項及び前条第六項の規定にかかわらず」を「から第三百十四條の八まで、附則第五條第三項、附則第五條の四第六項及び前条第二項の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「第三百十四條の七」を「から第三百十四條の八まで」に、「及び前条第六項」を、「附則第五條の四第六項及び前条第二項」に改め、同条第六項中「第三百十四條の八第一項」を「第三百十四條の九第一項」に、「前二條」を「前三條」に改める。

附則第八條第一項中「第十項及び第十七項」を「第十一項及び第十八項」に改め、同条第二項中「第四十二條の四第十項」を「第四十二條の四第十一項」に、「第十項」を「第十一項」に、「第十

一項、第十二項、第十五項及び第十七項」を「第十二項、第十三項、第十六項及び第十八項」に改め、同条第三項中「及び第六項」を削り、「並びに租税特別措置法第六十八條の九及び第六十八條の十五の二」を「及び租税特別措置法第六十八條の九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額」に、「及び租税特別措置法第六十八條の十五の二」を「の合計額」に改め、同条第四項中「第六十八條の九第十項」を「第六十八條の九第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

附則第九條第四項及び第十三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

14 ガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人（ガス事業法第二十二條第一項又は第二十二條の二第一項（これらの規定を同法第三十七條の八において準用する場合を含む。）の規定による届出をしたものに限り、同法第二十二條第十二項に規定する託送供給を受けて同条第七項に規定する大口供給を行う場合における第七十二條の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、第七十二條の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該大口供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

附則第十條第三項中「又は農業協同組合連合会」を、「農業協同組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会」に、「平成十九年四月一日」を「平成二十年四月一日」に改め、同条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項から第十一項までを二項ずつ繰り上げ、同条に次の三項を加える。

10 道府県は、鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二條第十号に規定する廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者から同法第二十六條第一項に規定する鉄道再生実施計画（同条第四項の規定による届出がされたものに限り、）に基づき同号に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合に、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

11 道府県は、独立行政法人森林総合研究所が、独立行政法人森林総合研究所法附則第九條第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第一條第一項第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

12 道府県は、鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二條第九号の二に規定する鉄道事業再構築事業の対象となる同号に規定する旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者（当該旅客鉄道事業を経営していたものを含む。）から同法第二十五條の三第七項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同号に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、

不動産取得税を課することができない。

附則第十条の二第一項中「沖縄振興開発金融公庫」及び「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で政令で定めるもの」及び「若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第七十三条の二十四第一項第四号」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項中「取得した場合」の下に「当該施設を第七十三条の十四第六項に規定する貸付けを受けて取得した場合にあつては、当該貸付けを受けた額が当該貸付けを受けた額を超える場合に限る。」を加え、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、「（当該施設の取得が第七十三条の十四第六項の規定に該当する場合で当該貸付けを受けた額が同項に規定する貸付けを受けた額を超えないときは、価格に当該施設の取得価額に對する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額の五分の二に相当する額）を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同項の規定は、適用しない。

附則第十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条

第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を第十二項とし、第十五項を第十三項とし、第十六項を削り、同条第十七項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「第二十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項を同条第十七項とし、同条第二十一項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項中「独立行政法人都市再生機構」の下に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において」を加え、「平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」の間に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項を第二十二項とし、第二十六項から第二十九項までを三項ずつ繰り上げ、第三十項を削り、第三十一項を第二十七項とし、第三十二項を第二十八項とし、同条に次の六項を加える。

29 医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に定められた同条第二項第二号に掲げる医療連携体制に関する事項に従つて周産期医療を提供する同法第一条の二第二項に規定する医療提供施設の開設者が当該周産期医療の

ための施設で政令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

30 中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域若しくは同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内において中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。）である住宅以外の用途で政令で定めるものに供する家屋（当該家屋の敷地の用であるものに限り。）が新築された場合における当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、第七項、第十二項、第十三項、第十八項、第二十四項又は第二十五項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の十分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

31 昭和六十二年四月一日において旧日本国有鉄道清算事業団が所有していた土地の上に日本貨物鉄道株式会社（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した家屋（昭和六十一年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第

二号の規定の適用があつたものに限る。以下この項において「承継家屋」という。）を所有していた場合において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号の業務に基づき、日本貨物鉄道株式会社が平成二十二年三月三十一日までに当該承継家屋に對する家屋を取得したときは、当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該承継家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（当該承継家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、総務省令で定める額）を価格から控除するものとする。

32 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第五号）第五条第一項に規定する協議会の構成員（公益社団法人又は公益財団法人に限る。）が、文化財保護法の規定によつて重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物として指定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第五十八条第一項に規定する登録有形文化財、同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財若しくは同法第一百三十三条に規定する登録記念物である家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第一百四十四条第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある家屋で政令で定めるもの若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地又は旧重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地を取得した場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除す

33 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
(平成二十年法律第 号)第十条第二号に

規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成二十二年三月三十一日までにした場合における第七十三条の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については」と、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

34 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一条第二項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の五第三項中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に、「附則第十二条の四第三項第一号」を「前条第三項第一号」に、「附則第十一条の四第三項の」を「前条第三項の」に改める。

附則第十一条の六中「附則第十一条第三項」を「附則第十二条第二項」に改める。

附則第十一条の七中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の三第一項中「電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの」を「電気自動車（電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるもの）をいう。第四項において同じ。」、天然ガス自

自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。同項において同じ。)」に改め、「及び第四項」

を削り、同項第一号中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「総務省令で定める許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める素素酸化物の値で総務省令で定めるもの」に改め、同条第四項中「電気自動車等

及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものを総務省令で定めるもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年度分」を「平成十八年三月三十一日まで」を「平

成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 電気自動車
- 二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条

する車両総重量（以下この号において「車

面総重量」という。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガ

ス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

口 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

附則第十二条の三第六項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので

総務省令で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成十六年四月

一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日

までに「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改める。

附則第十四条第一項中「平成十六年度から平成二十年度までの各年度分」を「平成二十年度分」に、「独立行政法人緑資源機構が直接独立行

行政法人緑資源機構法附則第八条第一項を「独立行政法人森林総合研究所が直接独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 市町村は、平成二十年度から平成二十六年
度までの各年度分の固定資産税又は都市計画
税に限り、独立行政法人森林総合研究所が直
接独立行政法人森林総合研究所法附則第九
条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機
構に供する固定資産で政令で定めるものに対
しては、第三百四十二条又は第七百二条第一
項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計
画税を課することができる。

5 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五条第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条」とあるのは「第三百四十八条又は附則第十四条」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

附則第十五条第一項中「平成十九年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第三項中「大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、「償却資産のうち」、「の下に」「第一号若しくは」を加え、「第六号」を「又は第六号」に改め、「又は第九号に掲げるもの」を削り、「第五号」の下に「又は

第九号」を加え、「第七号又は」を削り、「三分の二」の下に「、第七号に掲げるものにあつては当

該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三」を加え、同条第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同項の表第一号中、廃プラスチック類その他政令で定めるもの」を「又は廃プラスチック類に、平成十八年四月一日」を「平成二十年四月一日」に改め、「(総務省令で定めるものにあつては、四分の三)」を削り、同表第

二号中「平成十六年四月一日」を「平成二十年四月一日」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第五項中「次に掲げる構築物」を「火災類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）第三条、第五条又は第十二条の規定による許可を受けた者が設置した土堤及び防壁」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「当該構築物」を「当該土堤及び防壁」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、「（第三項第十号に掲げる施設にあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）」を削り、同条第七項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成十九年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第十一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「民法第三十四条の財団法人」を「公益財団法人」に、「次項及び第五十五項」を「及び第五十一項」に改め、「。次項において「特定用途港施設」という」を削り、「平成十九年度」を「平成二十一年度」に、「（第五十五項）を（第五十一項）に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を削り、同条第十六項を同条第十四項とし、同条第十七項中「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「五分の四」を「三分の二」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項を削り、同条第十九項中「平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項中「第四十三項」を「第三十九項」に、「平成二十年三月三十

一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「有線放送電話に関する法律」の下に「（昭和三十三年法律第五十二号）を加え、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「五分の四（当該設備又は施設のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備又は施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五）」を「六分の五」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第二十六項中「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十八項を削り、第二十九項を第二十五項とし、第三十項から第三十三項までを四項ずつ繰り上げ、同条第三十四項中「十年」を「二十年」に改め、「第三十二項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十五項中「償却資産で総務省令で定めるもの」の下に「（第五十八項又は第五十九項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同項を同条第三十一項とし、同条第三十六項を同条第三十二項とし、同条第三十七項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項中「平成二十

年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第四十三項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十二項を同条第三十八項とし、同条第四十三項を同条第三十九項とし、同条第四十四項中「第四十一項及び第四十二項」を「第三十七項及び第三十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十五項を同条第四十一項とし、同条第四十六項を同条第四十二項とし、同条第四十七項中「平成十七年度から平成十九年度までの各年度分」を「平成二十年年度及び平成二十一年度分」に、「三分の二」を「三分の二」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十九項を同条第四十五項とし、同条第五十項から第五十三項までを四項ずつ繰り上げ、同条第五十四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十五項中「第十四項又は第十五項」を「第十三項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号。以下この条において「平成二十年改正法」という。）附則第十条第十二項及び第十六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十年改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十五項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第十三条第十八項及び第二十條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十六項を同条第五十二項とし、同条第五十七項を同条第五十三項とし、同条に次

の八項を加える。

54 日本電気計器検定所が所有し、かつ、直接日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）第二十三條第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産（平成二十年改正法附則第十条第四項又は第十六條第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、平成二十年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、平成二十一年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

55 日本消防検定協会が所有し、かつ、直接消防法第二十一條の三十六第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産（平成二十年改正法附則第十条第四項又は第十六條第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、平成二十年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、平成二十一年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

56 小型船舶検査機構が所有し、かつ、直接船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五條の二十七第一項第一号、第二項第一号又は第三項第一号に規定する業務の用に供する固定資産（平成二十年改正法附則第十条第四項又は第十六條第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市

計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、平成二十一年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

57 軽自動車検査協会が所有し、かつ、直接道路運送車両法第七十六条の二十七第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産（平成二十年改正法附則第十条第四項又は第十六条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、平成二十一年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

58 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十六条第一項に規定する鉄道再生実施計画（同条第四項の規定による届出がされたものに限る。）に基づき同法第二条第十号に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する家屋又は償却資産で総務省令で定めるもののうち、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得したものに對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項に規定する固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

59 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十五条の三第七項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同法第二条第九号の二に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する家屋又は償却資産で総務省令で定めるもののうち、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三号）の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得したものに對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項に規定する固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

60 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）第二条第三項に規定するバイオ燃料製造業者が、同法の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に、同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備

に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

61 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する土地及び家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十一年度分及び平成二十二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第四十三項」を「前条第三十九項」に改め、同項第一号中「昭和六十一年法律第八十七号」を削り、「新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律」の下に「（平成三年法律第四十五号）を加え、同条第二項中「第三十二項、前条第四十三項」を「第二十八項、前条第三十九項」に改める。

附則第十五条の四の見出しを「（固定資産税の課税標準に係る課税明細書の記載事項の特例）」に改める。

附則第十六条の見出しを「（新築された住宅に對する固定資産税の減額）」に改め、同条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「この項、次項、第五項及び第八項」を「この条、次条、附則第十五条の八第三項及び附則第十五条の九第一項」に、「第三項又は第五項から第七項まで」を「次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八第一項若しくは第三項から第五項まで」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「地上階数をいう。次項」を「地上階数をいう。附則第十五条の八第一項」に、「有するものをいう。次項」を「有するものをいう。次条第二項及び附則第十五条の八第一

項」に、「次項又は第五項から第七項まで」を「次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八第一項若しくは第三項から第五項まで」に改め、同条第三項から第十六項までを削り、同条を附則第十五条の六とし、同条の次に次の四条を加える。

（新築された認定長期優良住宅に對する固定資産税の減額）

第十五条の七 市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に新築された同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅（以下この条において「認定長期優良住宅」という。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項又は次条第一項若しくは第三項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分）を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に新築された認定長期優良住宅のうち中高層耐火建築物である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に對して新たに固定資産税が課されることとなつた

年度から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分)を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

3 前二項の規定は、認定長期優良住宅の所有者から、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の一月三十一日までの間に、総務省令で定める書類を添付して、当該認定長期優良住宅につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

4 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る認定長期優良住宅につき第一項又は第二項の規定を適用することができる。

(特定市街化区域農地であつた土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額)

第十五条の八 市町村は、特定市街化区域農地(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第百二二号)第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。)の所有者若しくは特定市街化区域農地について耕作の事業に供するため

農地法第二条第七項第二号イに規定する使用収益権を有する者(これらの者の相続人を含む。以下この項及び次項において「特定市街化区域農地の所有者等」という。)又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合が、当該特定市街化区域農地につき同法第四条第一項第五号又は第五条第一項第三号の届出(次項において「転用の届出」という。)がされた後、当該土地の上に、又は当該土地及びこれに隣接する土地にわたつて第一種中高層耐火建築物(中高層耐火建築物のうち地上階数四以上を有するものをいう。以下この項において同じ。)又は第二種中高層耐火建築物(中高層耐火建築物のうち地上階数三を有するものをいう。以下この項において同じ。)である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。)で政令で定めるものを平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新築し、かつ、現に貸家の用に供している場合(政令で定める場合を除く。)における当該貸家住宅に対してその者に課する固定資産税については、当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであることにつき市町村長が政令で定めるところにより認めたときは、第一種中高層耐火建築物である貸家住宅にあつては当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税に限り、その者の当該貸家住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る貸家住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅(専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分)を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。)にあつてはこの項の規

定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の三分の一(新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、三分の一)に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとし、第二種中高層耐火建築物である貸家住宅にあつては当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、その者の当該貸家住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る貸家住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅(専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分)を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の三分の一に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、特定市街化区域農地の所有者等又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合(以下この項において「特定市街化区域農地の関係者」という。)が、当該特定市街化区域農地につき転用の届出がされた後、当該土地(以下この項において「旧農地」という。)又は当該旧農地及びこれに隣接する土地にわたつて貸家住宅で政令で定めるものを平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新築し、かつ、現に貸家の用に供している場合(政令で定める場合を除く。)における当該貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち当該旧農地に対して特定市街化区域農地の関係者に課する固定資産税については、当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設

の整備が行われたものであることにつき市町村長が政令で定めるところにより認めたときは、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、特定市街化区域農地の関係者の当該旧農地に係る固定資産税額(当該旧農地の一部が第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地に該当し、又は当該貸家住宅が専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅である場合には、当該旧農地のうちこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の六分の一に相当する額を当該旧農地に係る固定資産税額から減額するものとする。

3 市町村は、平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新築された都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物に該当する家屋の一部である同条第八号に規定する施設建築物の一部が同法による市街地再開発事業(同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業)の施行区域内又は同法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域内において施行されるものに限る。)の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第百十八条の七第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第百十八条の七第一項第二号に掲げる者(以下この項において「従前の権利者」という。)に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、第一項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定め

るものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

4 附則第十五条の六第二項の規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である賃貸住宅で政令で定めるもの（前条第二項の規定又は第一項、前項若しくは次項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、附則第十五条の六第二項中「二分の一」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定は、平成十六年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百七条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第百七条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限り。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者に与えられた場合における

当該家屋に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、第三項中「従前の権利者」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者」と読み替えるものとする。

（耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額）

第十五条の九 市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅のうち平成十八年一月一日から平成二十七年十二月三十一日まで政令で定める耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われたもので政令で定める基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項から第三項までにおいて「耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が平成十八年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に完了した場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から三年度分、当該耐震改修が平成二十二年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間に完了した場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分、当該耐震改修が平成二十五年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に完了した場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各

区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、耐震基準適合住宅に係る固定資産税の納税義務者から、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該耐震基準適合住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があることを認めるときは、当該申告書に係る耐震基準適合住宅につき第一項の規定を適用することができる。

4 市町村は、平成十九年一月一日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限り。）のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。以下この条において「特定居住用部分」という。）において同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に高齢者、障害者その他の政令で定める者（以下この項、次項及び第八項において「高齢者等」という。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「居住安全改修工事」という。）が行われたもの（第八項において「改修住宅」という。）であつ

て、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項、第六項及び第七項において「高齢者等居住改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、附則第十五条の六第一項若しくは第二項、附則第十五条の七第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第一項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該居住安全改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額（第九項の規定の適用がある場合にあっては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅その他の政令で定める高齢者等居住改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の一に相当する額を当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

5 市町村は、平成十九年一月一日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に居住安全改修工事が行われたもの（第八項において「改修専有部分」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項から第七項までにおいて「高齢者等居住改修専有部分」という。）の区分所有者が当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して附則第十五条の六第一項若しくは第二項、附則第十五条の七第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項から第

五項まで若しくは第一項の規定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二条第一項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額(第十項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修専有部分その他の政令で定める高齢者等居住改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の三分の一に相当する額を同条第一項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとする。

6 前二項の規定は、高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限る、適用するものとする。

7 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分につき第四項又は第五項の規定を適用することができ。

8 第四項又は第五項の場合において、改修住宅又は改修専有部分の特定居住用部分に高齢者等が居住しているかどうかの判定は、第六

項の申告書が提出された時の現況による。

9 市町村は、平成二十年一月一日以前から所在する住宅(区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。)のうち、特定居住用部分において同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事で政令で定めるもの(以下この項から第十一項までにおいて「熱損失防止改修工事」という。)が行われたもの(以下この項、第十一項及び第十二項において「熱損失防止改修住宅」という。)に対して課する固定資産税については、附則第十五条の六第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事の完了した日の属する年の翌年の一月一日(当該熱損失防止改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。)を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額(第四項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修住宅その他の政令で定める熱損失防止改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の三分の一に相当する額を当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

10 市町村は、平成二十年一月一日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われたもの(以下この条において「熱損失防止改修専有部分」という。)の区分所有者が当該熱損失

防止改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して附則第十五条の六第一項若しくは第二項、附則第十五条の七第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第一項の規定の適用がある場合又は当該熱損失防止改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二条第一項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額(第五項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修専有部分その他の政令で定める熱損失防止改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の三分の一に相当する額を同条第一項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとする。

11 前二項の規定は、熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限る、適用するものとする。

12 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る熱損失防

止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分につき第九項又は第十項の規定を適用することができる。

(固定資産税の税額に係る課税明細書の記載事項の特例)

第十六条 市町村は、第三百六十四条第三項若しくは第四項又は附則第十五条の四に定めるもののほか、附則第十五条の六から前条までの規定の適用を受ける土地又は家屋については、これらの規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならぬ。

附則第十六条の二第十項、第十一項及び第十三項中「前条第四項を除く。」を「附則第十五条の六から第十五条の九まで」に、「同条の規定」を「これらの規定」に改め、同条第十五項を同条第十九項とし、同条第十四項の次に次の四項を加える。

15 市町村は、平成十九年能登半島地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年三月二十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日(当該家屋が平成十九年三月二十五日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。)の属する年の翌年の一月一日(当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額(附則第十五条の六から第十五条の九までの

規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

16 平成十九年能登半島地震による災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年三月二十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

17 市町村は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年七月十六日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十九年七月十六日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

る。

18 平成十九年新潟県中越沖地震による災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年七月十六日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

附則第十七条第六号イの表(2)中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が平成十九年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十年改正前の地方税法」という。）に改め、同号ロの表(2)中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「平成十九年度分の固定資産税について平成二十年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五項の表及び第六項の表中「から第二十八項まで、第三十三項、第三十七項及び第三十八項を」、「第二十四項、第二十九項、第三十二項及び第三十三項に」、「第三十一項を」、「第二十七項に」、「附則第十五条第十四項、第十五項、第三十四項、第四十七項、第五十五項及び第五十七項並びに」を「附則第十五条第十三項、第三十項、第四十三項、第五十一項及び第五十三項、」に改める。

附則第十七条の三第九項の表中「附則第十五条第三十四項を」を「附則第十五条第三十項」に改める。

附則第十八条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ並びに第二十五条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十九条の五第一項中「本条を」この条に、「本項を」この項に改め、同条第十八項中「附則第十六条第四項を」を「附則第十五条の八第二項」に改める。

附則第二十九条の六第一項の表第一号及び第三号中「本項を」この項に改め、同条第三項及び第四項中「附則第十六条第四項を」を「附則第十五条の八第二項」に改める。

附則第三十一条の三の二第一項及び第三十一条の三の三第一項中「から第二十五号の二まで」を「第二十五号及び第二十五号の二」に、「も及び」を「も及び」に改める。

附則第三十二条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第六項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月

三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車)をいう。以下この項において同じ。の取得(第三項から第五項まで、第七項、第八項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の一)を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月

一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車(総務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの)

12 特定基準適合車であり、かつ、前項第一号又は第二号に掲げる軽油自動車である自動車の取得に対する第十項の規定の適用については、同項中「百分の一・二」とあるのは、「百分の二」とする。

附則第三十二条の二第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の三から第三十二条の六までを次のように改める。

(狩猟税の税率の特例)

第三十二条の三 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)第九條第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六條に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録(以下この号において「軽減税率適用登録」という。)を受けてい

た者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

第三十二条の四から第三十二条の六まで 削除
附則第三十二条の七第四項中「平成十九年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に、「平成十九年分」を「平成二十一年分」に改める。

附則第三十二条の八第一項中「特定農産加工業経営改善臨時措置法」の下に「平成元年法律第六十五号」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「平成二十年分」を「平成二十一年分」に、「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

附則第三十三条の二を次のように改める。

(上場株式等に係る配当所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十三条の二 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度の道府県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額第三項第三号の規定により読み替えて適用される第三

十四條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第五条第一項の規定は、適用しない。

2 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三條第一項第七号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項、第三十七條、附則第四條第四項並びに附則第四條の二第二項の規定の適用については、第二十三條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十三條の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九條の規定の適用については、租税特別措置法第八條の四第三項第二号の規定により適用されることによる。

三 第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三條の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

四 第三十七條から第三十七條の四まで、附則第五條第一項、附則第五條の四第一項及

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びにに附則第三十三條の二第二項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十三條の二第二項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の二第二項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

る配当所得について第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等

項 附則第五條第三項及び附則第五條の四
第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割
の額並びに附則第三十三條の二第五項の規
定による市町村民税の所得割の額」と、第

8 前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三條の三第三項第四号中「第三十三條の二」を「第三十七條の四」に、「及び附則第七條の二」を「第三十七條の四」に、「及び附則第

五条の四第一項を、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項に、「これらの規定」を「第三十七条中」「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の第三項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項に改め、「の所得割の額」との下に、「第三十七条の二第二項後段中」「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の第三項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の第三項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とを加え、同条第七項第四号中、「第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の九第一項」に、「及び附則第五条の四第六項」を、「附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項に」、「これらの規定」を「第三百十四条の六中」「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の第三項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項に改め、「の所得割の額」との下に、「第三百十四条の七第一項後段中」「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の第三項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の第三項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」とを加える。

額及び附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第二項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項に改め、「の所得割の額」との下に、「第三十七条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第二項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とを加え、同条第六項第四号中、「第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の九第一項」に、「及び附則第五条の四第六項を」、附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項に、「これらの規定」を「第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項に改め、「の所得割の額」との下に、「第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」とを加える。

附則第三十五條第四項第四号中「第三十七條の三」を「第三十七條の四」に、「及び附則第五條の四第一項」を、「附則第五條の四第一項及び附則第五條の五第一項」に、「これらの規定」を「第三十七條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七條の二第一項前段、第三十七條の三、第三十七條の四、附則第五條第一項及び附則第五條の四第一項」に

改め、「所得割の額と」の下に、「第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とを加え、同条第八項第四号中、「第三百十四条の七」を「第三百十四条の八」までに、「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の九第一項」に、「及び附則第五条の四第六項」を、「附則第五条の四第六項及び附則第五條の五第二項」に、「これらの規定を」を「第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項」に改め、「所得割の額と」の下に、「第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額と」を加える。

附則第三十五條の二第二項中「及び附則第三十五條の二の第三項」を削り、同条第二項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十七條の十第四項」の下に並びに第三十七條の十四の第三項及び第二項を加え、「支払われる」を「交付を受ける」に、「同項の規定により同条第一項」を「これらの規定により同法第三十七條の十第一項」に改め、同条第五項第四号中「第三十七條の三」を「第三十七條の四」に、「及び附則第五條の四第一項」を、「附則第五條の四第一項及び附則第五條の五第一項」に、「これらの規定を」を「第三十七條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五條の二第一項の規定による道

府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第二項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に改め、「の所得割の額」との下に、「第三十七条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第二項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第二項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とを加え、同条第六項中「及び附則第三十五条の二の三第四項を削り、同条第七項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十七条の十第四項」の下に「並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項を加え、支払われるを交付を受ける」に、「同項の規定により同条第一項を」これらの規定により同法第三十七条の十第一項に改め、同条第十項第四号中、「第三百十四条の七を」から第三百十四条の八まで」に、「第三百十四条の八第一項を」第三百十四条の九第一項」に、「及び附則第五条の四第六項を」、附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項」に、「これらの規定を」第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第六項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項」に改め、「の所得割の額」との下に、「第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第六項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第六項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」とを加える。

附則第三十五条の二の二第一項中「並びに次
条第一項及び第四項」を削り、同条第二項中「第

六項において「特定管理口座」という。」を「以下この項及び第六項において「特定管理口座」という。」に係る同条第一項に規定する振替口座簿（第六項及び附則第三十五条の二の四第一項において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に改め、「次条第一項及び第四項を削り、同条第六項中「特定管理口座に」の下に「係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」を加える。

附則第三十五条の二の三を次のように改める。

第三十五条の二の三 削除

附則第三十五条の二の四第一項中「同条第一項に規定する」を削り、「委託がされている」の下に「同条第二項に規定する」を加え、同条第二項中「信用取引（金融商品取引法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。）又は発行日取引（所得税法第二十一条第十七号に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて総務省令で定める取引をいう。）を」を「租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等」に、「租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第三号を」を「同条第三項第三号に」、「上場株式等の信用取引等」を「同条第二項に規定する上場株式等の信用取引等」に、「同条第二項を」を「同項に改め、同条第五項中「上場株式等の信用取引等」を「同条第二項に規定する上場株式等の信用取引等」に改める。

附則第三十五条の二の五を次のように改める。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算及び特別徴収の特例）

第三十五条の二の五 道府県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条にお

いて「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等という。第七項において同じ。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）が開設されている第七十一条の三十一第一項に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、同条第二項の規定に基づき道府県民税の配当割を徴収する場合における第二十四条第一項第六号並びに第七十一条の三十一第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」と、同項中「属する月の翌月十日」とあるのは「属する年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）」とする。

3 前項の特別徴収義務者が道府県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額は、政令で定めるところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第七十一条の二十八の規定を適用して計算した金額とする。

一 その年中にした当該源泉徴収選択口座に

係る前条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

二 その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された第二十四条第一項第七号に規定する差金決済に係る前条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

4 前項の場合において、当該道府県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第七十一条の三十一第二項の規定により既に徴収した道府県民税の配当割の額が前項の規定を適用して計算した道府県民税の配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える部分の金額に相当する配当割を還付しなければならない。

5 道府県民税の所得割の納税義務者が第三十二条第三項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合においては、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

6 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 市町村民税の所得割の納税義務者が支払を受ける源泉徴収選択口座内配当等について

は、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

8 市町村民税の所得割の納税義務者が第三十三条第三項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合においては、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

9 前項に定めるもののほか、第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の二の六の見出し中「譲渡損失の下に」を「損益通算及び」を加え、同条第十二項中「第七項を」を「第十一項に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十一項中「第七項の」を「第十五項の」に、「第三十七条の十二の二第五項を」を「第三十七条の十二の二第十一項に」、「附則第三十五条の二の六第十項を」を「附則第三十五条の二の六第十八項に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十項中「第七項の」を「第十五項の」に、「附則第三十五条の二の六第八項を」を「附則第三十五条の二の六第十六項に」、「同条第七項を」を「同条第十五項に改め、同項を同条第十八項とし、同条第九項を削り、同条第八項中「のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。）」を削り、「金額を」を「金額第十一項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。」を」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 第十五項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第五項、第六項及び第八項並びに附則第三十五条の二第六項から第九

項までの規定の適用については、附則第三十三條の二第五項中「配当所得の金額(以下)とあるのは「配当所得の金額(附則第三十五條の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下)と、附則第三十五條の二第六項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第三十五條の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、とする。」

附則第三十五條の二の六第七項中「第十項を「第十八項に、」を限度として」を「及び附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ)を限度として」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第六項を同条第十項とし、同項の次に次の四項を加える。

11 市町村民税の所得割の納税義務者の平成二十二年分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百七十七條の二第一項の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む)に限り、附則第三十五條の二第六項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

12 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七條の十一

の第三項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第三十七條の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第三十二條第二項の規定に該当するものを除く。第十六項において「上場株式等の譲渡」という)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五條の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

13 第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち前条第三項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第三百十三條第十三項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

14 第十一項の規定の適用がある場合における附則第三十三條の二第五項から第八項までの規定の適用については、同条第五項中「配当所得の金額(以下)とあるのは、「配当所得の金額(附則第三十五條の二の六第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下)とする。」

附則第三十五條の二の六第五項中「第一項の規定の適用を」を「第五項の規定の適用に」、「第三十七條の十二の二第五項を」を「第三十七條の十二の二第十一項に」、「附則第三十五條の二の六第四項を」を「附則第三十五條の二の六第八項に」改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第

一項の規定を」を「第五項の規定に」、「附則第三十五條の二の六第二項を」を「附則第三十五條の二の六第六項に」、「同条第一項に」を「同条第五項に」、「同条第十項を」を「同条第十八項に」改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「のうち租税特別措置法第三十七條の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第三十二條第二項の規定に該当するものを除く。を削り、「金額を」を「金額第一項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。を」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第五項の規定の適用がある場合における附則第三十三條の二第一項、第二項及び第四項並びに附則第三十五條の二第一項から第四項までの規定の適用については、附則第三十三條の二第二項中「配当所得の金額(以下)とあるのは「配当所得の金額(附則第三十五條の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下)と、附則第三十五條の二第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第三十五條の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、とする。」

附則第三十五條の二の六第一項中「第四項に」を「第八項に」に、「を限度として」を「及び附則第三十三條の二第二項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ)を限度として」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

道府県民税の所得割の納税義務者の平成二十二年分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を

記載した第四十五條の二第一項の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む)に限り、附則第三十五條の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十三條の二第二項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七條の十一の第三項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第三十七條の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第三十二條第二項の規定に該当するものを除く。第六項において「上場株式等の譲渡」という)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る附則第三十五條の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の道府県民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち前条第三項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第三十二條第十三項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を

4 第一項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額(以下」とあるのは、「配当所得の金額(附則第三十五条の二の六第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第三十五條の三第一項中、「第八項及び第十一項」を「及び第九項」に、「第四項及び第八項」を「及び第四項」に、「第十一項及び第十四項」を「第九項及び第十二項」に、「第十項」を「第八項」に改め、同条第二項中、第九項において「八」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 第三項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし）」とする。

附則第三十五条の三第六項中「同条第十六項」を「同条第十四項」に改め、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第十三項、第十四項及び第十八項」を「第十一項及び第十二項」に、「第二十項」を「第十六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第十九項において同じ」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第十六項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十二項とし、同項の次の一項を加える。

13 第十一項の規定の適用がある場合における
附則第三十五条の二第六項から第九項までの
規定の適用については、同条第六項中「計算
した金額」とあるのは、「計算した金額（附則

附則第三十五条の第三十五項を削り、同条第十六項中「第十三項の」を「第十一項の」に、「附則第三十五条の第三十四項を」附則第三十五条の第三十二項に、「同条第十三項を」同条第十一項に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第十三項を」第十一項に、「附則第三十五条の第三十六項を」附則第三十五条の第三十四項に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項及び第十九項を削り、同条第二十項中「第十一項を」第九項に、「第十四項を」第十二項に改め、「当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例を削り、第十三項を」第十一項に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第三十五条の三の二を削る。
附則第三十五条の四第二項第四号中「第三十七條の三」を「第三十七條の四」に、「及び附則第五條の四第一項」を、「附則第五條の四第一項及び附則第五條の五第一項」に、「これらの規定を」第三十七條中「所得割の額」とあるのは「所得

割の額及び附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項に改め、「の所得割の額」との下に、「第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とを加え、同条第五項第四号中、「第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の九第一項」に、「及び附

附則第三十五條の五第一項中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「以下この条から附則第三十五條の五の三までにおいて『公的年金等所得』という。」を削り、「同法第三十五條第四項」を「同條第四項」に改め、「以下この条から附則第三十五條の五の三までにおいて『特定公的年金等控除額』という」を削り、同條第二項及び第三項を削る。

附則第三十五条の五の二及び第三十五条の五の三を削る。

附則第三十五条の六中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「本条」を「この条」に改め、同条を附則第三十五条の七とし、同条の前に次の一条を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十五条の六 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を有する場合における第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定

附則第三十六條中「被保險者」の下に「若しくは特定期間一世帯所属者」を加える。

附則第三十七條及び第三十七條の二中「被保險者」の下に「若しくは特定期間一世帯所属者」を加え、「本条」を「この条」に改める。

附則第三十八條中「同条第十項及び第十一項中」「を」を「被保險者」とあるのは「を一般被保險者」とあるのは「を一般被保險者」とあるのは「を一般被保險者」と、同条第十一項中「被保險者を一般被保險者」とあるのは「一般被保險者が属する」と改める。

附則第四十条第一項中「民法第三十四条の財団法人」を「公益財団法人」に改め、同条に次の項を加える。

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の規定により全国健康保険協会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

附則に次の一条を加える。
 (旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)
 第四十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」とい

う。第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項(整備法第二百一十一条第一項において読み替へて準用する場合を含む。次項から第五項まで及び第九項において同じ。)の登記をしていないもの(整備法第三百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。)を除く。については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十四条第四項、第二十五条第一項第二号及び第二項、第二百九十四条第六項並びに第二百九十六条第一項第二号及び第二項の規定を適用する。

2 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第二条第九号の二に規定する非常利型法人(以下この条において「非常利型法人」という。)に該当するものに限る。については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第七十二条の二第一項、第七十二条の五第一項第二号、第七十二条の五の二、第七十二条の六、第七十二条の十三第六項、第七十二項、第七十三項、第七十六項、第七十七項及び第二十九項、第七十二条の二十四の八、第七十二条の二十六第一項及び第九項並びに第七十二条の三十一第五項の規定を適用する。

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの(第十一項において「特定一般社団法人」という。については公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの(第十一項において「特定一般財団法人」という。については、

いう。については公益財団法人とみなして、第七十三条の四第一項第三号及び第七号、第七十三条の二十七の八、第三百四十八条第二項第九号、第十二号及び第二十六号並びに第七項、附則第十一条第三十二項、附則第十五条第十三項並びに前条第一項の規定を適用する。

4 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの(認可取消社団法人及び認可取消財団法人を除く。については、所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、第二十五条の二第二項の規定を適用する。

5 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非常利型法人に該当するものに限る。については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十四条第五項、第五十二条第一項及び第二項第三号、第五十三条第二十四項及び第三十三項、第二百九十四条第七項、第三百二十一条の八第二十四項並びに第七百一条の三十四第二項の規定を適用する。

6 平成二十年十一月三十日において現に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)第二条の規定による改正前の法人税法別表第二第二号の指定を受けている外国法人(以下この条において「外国公益法人等」という。については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の法人の道府県民税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十四条第五項、第五十二条第一項及び第二項第三号並びに第五十三条第二十四項及び第三十三項の規定を適用する。

7 外国公益法人等については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の法人の市町村民税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二百九十四条第七項、第三百二十二条第一項及び第三項第三号並びに第三百二十一条の八第二十四項の規定を適用する。

8 外国公益法人等については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の事業に對して課する事業所税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第七百一条の三十四第二項の規定を適用する。

9 整備法第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第五十二条第一項、第七十二条の二第一項及び第三百二十二条第一項の規定を適用する。

10 整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第五十二条第一項、第七十二条の二第一項、第七十二条の五第一項及び第三項並びに第三百二十二条第一項の規定を適用する。

11 市町村は、平成二十一年度から平成二十五年までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、移行一般社団法人等(整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第二百一十一条第一項において読み替へて準用する整備法第六十六条第一項の登記(以下この項において「設立登記」という。)をしたものをいう。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる固定資産(当該移行一般社団法人等に係る設立登記の日の前日において第三項の規定によ

り特定一般社団法人又は特定一般財団法人を公益社団法人又は公益財団法人とみなして適用する第三百四十八条第二項第九号、第十二号又は第二十六号の規定の適用があつたものに限る。に對しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができ。

一 移行一般社団法人等がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産

二 移行一般社団法人等がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産

三 移行一般社団法人等がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産

四 移行一般社団法人等がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産

五 移行一般社団法人等で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの

六 移行一般社団法人等で学生又は生徒の修学を援助することを目的とするものがその目的のため設置する寄宿舎で政令で定めるものにおいて直接その用に供する家屋

12 前項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五條第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条」とあるのは「第三百四十八条又は附則第四十一条第十一項と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

(地方道路譲与税法の一部改正)

第二条 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一般国道」の下に「、高速自

自動車国道を加える。

第九条中「道路法第十三条第二項又は第十七条第一項に規定する」を「一般国道、高速自動車国道又は都道府県道の」に改める。

(石油ガス譲与税法の一部改正)

第三条 石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一般国道」の下に「、高速自動車国道」を加える。

第八条中「道路法第十三条第二項又は第十七条第一項に規定する」を「一般国道、高速自動車国道又は都道府県道の」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第二十五条第一項第二号の改正規定(「国民健康保険団体連合会」の下に「、全国健康保険協会」を加える部分に限る。)、同法第七十二条の五第一項第五号の改正規定、同法第二百九十六条第一項第二号の改正規定(「国民健康保険団体連合会」の下に「、全国健康保険協会」を加える部分に限る。)、及び同法第三百四十八条第四項の改正規定(「及び中央会」の下に「、全国健康保険協会」を加える部分に限る。並びに同法附則第四十条に一項を加える改正規定 平成二十年十月一日

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第十五号及び第十六号、第二十四条第一項第七号並びに第七十一条の五十一第三項の改正規定並びに同法附則第五条の二及び第五条の三の改正規定並びに同法附則第三十五条の三の二を削る改正規定並びに附則第三条第四項から第六項までの規定、附則第二十九条の規定(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二第九項並びに

第三条の二の二第一項、第六項及び第十二項の改正規定に限る。及び附則第三十条第一項から第四項までの規定 平成二十一年一月一日

三 第一条中地方税法第十四条の九第二項第五号、第三十四条及び第三十七条の三の改正規定、同条を同法第三十七条の四とする改正規定、同法第三十七条の三とする改正規定、同条を同法第三十七条の三とする改正規定、同法第三十七條の次に一條を加える改正規定、同法第四十三條、第四十五條の二、第四十七條第一項第五号、第七十一條の八、第三百十四條の二及び第三百十四條の八の改正規定、同条を同法第三百十四條の九とする改正規定、同法第三百十四條の七の改正規定、同条を同法第三百十四條の八とする改正規定、同法第三百十四條の六の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の二第一項及び第三項、第三百十九條、第三百十九條の二並びに第三百二十一條の三から第三百二十一條の七までの改正規定、同条の次に九條を加える改正規定並びに同法第三百二十四條、第三百二十六條第一項及び第五百八十六條第二項第五号の三の改正規定並びに同法附則第三条の二の三の次に一條を加える改正規定、同法附則第三条の三、第五條並びに第五條の四第二項及び第七項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法附則第六條第二項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「も」の又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「も」の又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。)、同条第六項の改正規定、

同法附則第三十三条の三、第三十四条、第三十五条並びに第三十五条の二第五項第四号及び第十項第四号の改正規定、同法附則第三十五条の二の二第二項の改正規定(「、次条第一項及び第四項」を削る部分を除く。)、同条第六項の改正規定、同法附則第三十五条の二の四第一項の改正規定(「同条第一項に規定する」を削る部分に限る。並びに同法附則第三十五条の四の改正規定並びに附則第三条第七項から第十項まで及び第八條第四項から第八項までの規定並びに附則第二十九條の規定(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第五項第五号、第八項第五号、第九項、第十一項第五号、第十四項第五号及び第十五項の改正規定に限る。)) 平成二十一年四月一日

四 第一条中地方税法第七十一条の三十一の改正規定並びに同法附則第六條第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「も」の又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「も」の又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)、同法附則第三十三條の二、第三十五條の二の五及び第三十五條の二の六の改正規定並びに同法附則第三十五條の六を同法附則第三十五條の七とし、同条の前に一條を加える改正規定並びに附則第三條第十一項から第二十項まで、第八條第九項から第十七項まで及び第十七條第二項の規定 平成二十二年一月一日

五 第一条中地方税法附則第五条の四第一項第二号及び第六項第二号、第三十五条の二第一項及び第六項並びに第三十五条の二の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「、次条第一項及び第四項」を削る部分に限る。)、同法附則第三十五条の二の三の改正規定、同法附則第三十五条の二の四第一項の改正規定(「同条第一項に規定する」を削る部分を除く。並びに同条第二項及び第五項の改正規定並びに附則第三条第二十一項から第二十六項まで、第八條第十八項から第二十三項まで及び第二十二條の規定 平成二十二年四月一日

六 第一条中地方税法第十一條の二の改正規定、同法第二十四條第五項の改正規定(「第二百六十條の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十條の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六十六号)第七條の二第一項に規定する法人である政党等」に改める部分に限る。)、同法第二十五條第一項第二号の改正規定(「国民健康保険団体連合会」の下に「、全国健康保険協会」を加える部分を除く。)、同法第二十五條の二第二項、第七十二條の二第二項第一号及び第七十二條の四第一項第二号の改正規定、同項第五号を削る改正規定、同法第七十二條の五第一項の改正規定(「同項第二号の改正規定(日本赤十字社」の下に「、医療法人(医療法第四十二條の二第一項に規定する社会医療法人に限る。))」を加える部分に限る。並びに同項第五号及び第十二号の改正規定を除く。)、同法第七十三條の四第一項第三号及び第七号の改正規定、同法第七十三條の二十七の八の改正規定(同条第二項の改正規定(「当該民法第三十四條の法人」を「当該不動産取得税の納税義務者」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第二百九十四條第七項の改正規定(「第二百六十條の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十條の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付

金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七條の二第一項に規定する法人である政党等」に改める部分に限る。）、同法第二百九十六條第一項第二号の改正規定（「国民健康保険団体連合会」の下に「全国健康保険協会」を加える部分を除く。）、同法第二百四十八條第二項第九号、第十二号及び第二十六号の改正規定、同法第四項の改正規定（「国家公務員法（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）による法人である国家公務員の団体、地方公務員法による法人である地方公務員の団体」を削る部分に限る。）、同法第七項の改正規定並びに同法第七百一十條の三十四條第二項の改正規定並びに同法附則第十一條に六項を加える改正規定、同法第三十四條に係る部分に限る。）、同法附則第十五條第十四項の改正規定（「民法第三十四條の財団法人」を「公益財団法人」に改める部分に限る。）、同條に八項を加える改正規定（同法第六十一項に係る部分に限る。）、同法附則第四十條第一項の改正規定及び同法附則に一條を加える改正規定並びに次條並びに附則第四條第三項、第五條第二項及び第三項、第六條第四項、第九條第三項、第十條第二項並びに第十六條第三項の規定、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

七 第一条中地方税法第二十五条第一項第一号の改正規定、同法第七十二条の四第一項第三号の改正規定（「地方住宅供給公社」を「日本年金機構、地方住宅供給公社」に改める部分に限る。）、同法第七十三条の三第一項、第四百四十六條第一項及び第二百九十六條第一項第一号の改正規定、同法第二百四十八條第六項の改正規定（「国立大学法人等以外の者が使用しているものその他の政令で定めるもの」を「国立大学法人等以外の者が使用しているもの」に改める部分を除く。）並びに同法第四百四十

三条第一項、第六百九十九條の四第一項及び第七百二條の二第一項の改正規定、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の施行の日

八 第一条中地方税法第七十三條の二第十一項及び第七十三條の四第一項第一号の改正規定、同項に一號を加える改正規定、同法第七十三條の六第一項、第三百四十三條第六項及び第三百四十八條第二項第二号の改正規定並びに同項に一號を加える改正規定並びに同法附則第十條に三項を加える改正規定（同法第十一項に係る部分に限る。）、及び同法附則第十四條の改正規定並びに附則第六條第三項の規定、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法第三百四十八條第二項第二十九號の改正規定及び附則第十條第三項の規定、独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日

十 第一条中地方税法附則第十條に三項を加える改正規定（同法第十二項に係る部分に限る。）、及び同法附則第十五條に八項を加える改正規定、同法第五十九項に係る部分に限る。）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日

十一 第一条中地方税法附則第十一條に六項を加える改正規定（同法第三十二項に係る部分に限る。）、及び附則第六條第五項の規定、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日

十二 第一条中地方税法附則第十一條に六項を加える改正規定（同法第三十三項に係る部分に限る。）、及び同法附則第六條を同法附則第十五條の六とし、同條の次に四條を加える改正規定（同法附則第十五條の七に係る部分に限る。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日

十三 第一条中地方税法附則第十五條に八項を加える改正規定（同法第六十項に係る部分に限る。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日

（第二次納税義務に関する経過措置）

第二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）以下「整備法」という。）、第一条の規定による廃止前の中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定による無限責任中間法人（整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人を含む。）に係る第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）、第十一条の二の規定による第二次納税義務については、なお従前の例による。

（個人の道府県民税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）、の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法附則第三十五条の三第八項の道府県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同法第九項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第八項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日（以下「新法附則第三十七條の二」という。）の前日」と、「租税特別措置法第三十七條の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第二條第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八條第一項に規定する第

一種金融商品取引業を行う者に限る。）」とする。

3 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の三第五項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第三十五条の二の第三項及び第二項の規定の適用について」と、「同法第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第二項」と、「とする」とあるのは「と、附則第三十五条の二の三第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同法第一項前段」とあるのは「附則第三十五条の二第一項前段」とする」とする。

4 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべき旧法附則第五條の三に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

5 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法第二十三條第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四條の二第九項又は第四條の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新法第七十一條の二十八の規定の適用については、同法中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

6 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる新法第七十一條の五十一第二項に規定する対象譲渡等に係る新法第七十一條の四十九及び第七十一條の五十一第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

7 新法第三十七條の二及び附則第五條の五第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支出する新法第三十七條の二第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

8 平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の道府県民税についての新法第三

十七条の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「第四十一条の十八の三」とあるのは、「第四十一条の十八の三並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

9 新法附則第三条の二の四第一項及び第三項の規定は、租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しが平成二十年十二月一日以後にされる場合について適用する。

10 平成二十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新法附則第五条の五第一項の規定の適用については、同項中「附則第三十三條の二第一項、附則第三十三條の三第一項」とあるのは、「附則第三十三條の二第一項、同項第五号中「附則第三十三條の二第一項、附則第三十四條第一項」とあるのは「附則第三十四條第一項」とする。

11 新法附則第六條第一項及び第二項の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、旧法附則第六條第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

12 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法附則第三十三條の二第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に對して課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に

相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額イ 一万二千円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

13 前項の規定の適用がある場合における新法附則第三十三條の二第三項の規定の適用については、同項第一号中「附則第三十三條の二第一項」とあるのは、「附則第三十三條の二第一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第号）附則第三條第十二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。」とする。

14 新法附則第三十五條の二の六第一項又は第五項の規定の適用がある場合における第十二項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新法附則第三十五條の二の六第四項又は第七項の規定により読み替えられた新法附則第三十三條の二第一項前段の規定により」とする。

15 新法附則第三十五條の二の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に道府県民税の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項、第十七項及び第十九項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

16 新法附則第三十五條の二の五第二項の特別徴収義務者が道府県民税の配当割の納税義務者に對して平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び第十九項において「特例期間」という。）内に交付をする源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉

徴収選択口座（同条第二項に規定する源泉徴収選択口座をいう。次項及び第十九項において「源泉徴収選択口座」という。）につき次に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その年中に交付をした次項各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額として政令で定める金額を源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして新法第七十一条の二十八の規定を適用して計算した金額とする。

一 その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る新法附則第三十五條の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

二 その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された新法第二十四條第一項第七号に規定する差金決済に係る新法附則第三十五條の二の四第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

17 道府県民税の所得割の納税義務者が新法第三十二條第十三項の規定により特例期間内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、新法附則第三十五條の二の五第五項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた次

の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

一 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新法附則第三十三條の二第一項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第十九項において「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

二 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第十九項において「少額配当等以外の配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

18 新法附則第三十五條の二の六第一項から第十項までの規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税に係る旧法附則第三十五條の二の六第一項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

19 道府県民税の所得割の納税義務者が新法附則第三十五條の二の六第一項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに第十六項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、同条第三項の規定にかかわらず、新法第三十二條第十三項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を

行うものとする。

一 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
二 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

20 平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の二の六第七項の規定の適用については、同項中の「規定の適用について」とあるのは「並びに附則第三十五条の二の三第一項及び第二項の規定の適用について」と、とするとあるのは」と、附則第三十五条の二の三第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。と、同条第一項前段」とあるのは「附則第三十五条の二第一項前段」とする」とする。

21 道府県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った旧法附則第三十五条の二の三第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

22 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定

定に該当する譲渡所得を除く。)については、新法附則第三十五条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第五項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。以下この項において同じ。)が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額
二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
イ 六万円
ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

23 前項の規定の適用がある場合における新法附則第三十五条の二第五項の規定の適用については、同項第一号中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第一項(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号。以下「平成二十年改正法」という。)附則第三十二条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。と、同項第三号中「これらの規定」とあるのは「第三十二条第九項雑損失の金額に係る部分に限る。並びに第三十四条第一項及び第二項」と、あるのは」とあるのは「あるのは」と、とするとあるのは」と、同条第十二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち平成二十年改正法附則第三十二条第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

24 新法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合における第二十二項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(新法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。と、同条第一項前段」とあるのは「新法附則第三十五条の二第一項前段」とする。

25 新法附則第三十五条の二第三項の規定の適用がある場合における第二十二項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(新法附則第三十五条の二第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。と、同条第一項前段」とあるのは「新法附則第三十五条の二第一項前段」とする。

26 前三項に定めるもののほか、第二十二項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

27 新法附則第三十二条第二項に規定する非営利型

ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二十九条の九号に規定する相互会社以外の法人で資本金のないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。))
ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金のないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。))
ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下「資本金等の額が千万円以下であるもの」

は「あるのは」と、とするとあるのは」と、同条第十二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち平成二十年改正法附則第三十二条第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(法人の道府県民税に関する経過措置)
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 旧法第二十四条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

3 旧法第二十五条第一項第二号に規定する整備法第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号。以下「旧民法」という。第三十四条の法人(収益事業を行わないものに限る。))に対して課する平成二十年度分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

4 新法第五十二条の規定(同条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。は、平成二十年度以後の年度分の法人の道府県民税の均等割について適用し、旧法第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

5 施行日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間における新法第五十二条第一項の規定の適用については、同項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。は、平成二十年度以後の年度分の法人の道府県民税の均等割について適用し、旧法第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二十九条の九号に規定する相互会社以外の法人で資本金のないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。))
ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金のないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。))
ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下「資本金等の額が千万円以下であるもの」

のを除く。)及び一般財団

額又は出資金の額を有し

とあるのは、

定する独立行政法人で取
下この表において同じ。)

の額又は出資金の額を有しないもの

規定する独立行政法人で収益事業を
表において同じ。)で資本金等の額が
とする。

ハ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金

(イ及びロに掲げる法人を除く。)

ニ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に
行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下この
千円以下であるもの

6 新法第五十五条の二又は第五十五条の四の規
定は、施行日以後に新法第五十五条の二第一項
又は第五十五条の四第一項の申請が行われる場
合について適用する。

7 新法第五十五条の三又は第五十五条の五の規
定は、施行日以後に新法第五十五条の二第一項
又は第五十五条の四第一項の申立てが行われる
場合について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規
定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後
に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施
行日以後の解散(合併による解散を除く。以下
この項において同じ。)による清算所得に対する
事業税(清算所得に対する事業税を課される法
人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び
残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付す
べき法人の事業税を含む。)について適用し、施
行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税
及び施行日前の解散による清算所得に対する事
業税(清算所得に対する事業税を課される法人
の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残
余財産の一部の分配により納付すべき法人の事
業税を含む。)については、なお従前の例による。

2 附則第一条第六号に定める日前に開始した事

業年度に係る旧法第七十二条の五第一項第二号
に掲げる旧民法第三十四条の規定により設立し
た法人の事業税については、なお従前の例によ
る。

3 附則第一条第六号に定める日の前日において
現に所得税法等の一部を改正する法律(平成二
十年法律第 号)第二条の規定による改正
前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表
第二第二号に規定する法人に該当している外国
法人の平成二十五年十一月三十日まで開始す
る事業年度に係る法人の事業税については、旧
法第七十二条の五第一項第八号の規定は、なお
その効力を有する。

4 新法第七十二条の十三第二項、第二十三
項、第二十六項及び第二十七項の規定は、施行
日以後にこれらの規定に規定する事実が生ずる
場合について適用する。

5 新法第七十二条の二十三第二項の規定は、施
行日以後に行われる同項に規定する社会保険診
療について適用し、施行日前に行われた旧法第
七十二條の二十三第二項に規定する社会保険診
療については、なお従前の例による。

6 新法第七十二条の三十九の二又は第七十二条
の三十九の四の規定は、施行日以後に新法第七
十二条の三十九の二第一項又は第七十二条の三

十九の四第一項の申請が行われる場合について
適用する。

7 新法第七十二条の三十九の三又は第七十二条
の三十九の五の規定は、施行日以後に新法第七
十二条の三十九の二第一項又は第七十二条の三
十九の四第一項の申立てが行われる場合につい
て適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規
定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後
の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税
について適用し、施行日前の不動産の取得に対
して課する不動産取得税については、なお従前
の例による。

2 施行日前にされた旧法第七十三条の二第二項
の規定による家屋の新築後最初に行われた沖縄
振興開発金融公庫、独立行政法人鉄道建設・運
輸施設整備支援機構又は同項に規定する政令で
定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負
人からの譲渡については、なお従前の例によ
る。

3 附則第一条第八号に定める日前の旧法第七
十三条の二第二項、第七十三条の四第一項第一
号及び第七十三条の六第一項に規定する不動産
の取得に対して課する不動産取得税について
は、なお従前の例による。

4 附則第一条第六号に定める日前の旧民法第三
十四条の法人による不動産の取得に対して課す
る不動産取得税については、なお従前の例によ
る。

5 附則第一条第十一号に定める日から平成二十
年十一月三十日までの間における新法附則第十
一条第三十二項の規定の適用については、同項
中「公益社団法人又は公益財団法人」とあるの
は、「民法第三十四条の法人」とする。

第七條 新法の規定中自動車税に関する部分は、
平成二十年度以後の年度分の自動車税について
適用し、平成十九年度分までの自動車税につい

ては、なお従前の例による。

第八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規
定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二
十年度以後の年度分の個人の市町村民税につ
いて適用し、平成十九年度分までの個人の市町
村民税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法附則第三十五条の三第十八項
の市町村民税の所得割の納税義務者が同項に規
定する払込みにより同項に規定する取得をした
同項に規定する特定株式については、同項及び
同条第十九項の規定は、なおその効力を有す
る。この場合において、同条第十八項中「平成
二十一年三月三十一日」とあるのは、「地方税法
等の一部を改正する法律(平成二十年法律第
号)の施行日の前日」とする。

3 施行日から平成二十二年三月三十一日までの
間における新法附則第三十五条の三第十三項の
規定の適用については、同項中「の規定の適用
について」とあるのは、「並びに附則第三十五条の
二の三第四項及び第五項の規定の適用につい
て」と、「同条第六項」とあるのは、「附則第三
十五条の二第六項」と、「とする」とあるのは「と」、
附則第三十五条の二の三第四項中「計算した金
額」とあるのは「計算した金額(附則第三十五条
の三第十一項の規定の適用がある場合には、そ
の適用後の金額。）」と、「同条第六項前段」とある
のは「附則第三十五条の二第六項前段」とする」
とする。

4 新法第三百二十一条の七の二から第三百二十
一条の七の十までの規定は、平成二十一年度以
後の年度分の個人の市町村民税について適用す
る。

5 新法第三百二十四条の七及び附則第五条の五第
二項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務
者が平成二十一年一月一日以後に支出する新法第
三百二十四条の七第一項各号に掲げる寄附金につ
いて適用する。

6 平成二十一年度から平成二十六年度までの各

年度分の個人の市町村民税についての新法第三百十四条の七の規定の適用については、同条第一項第三号中「第四十一条の十八の三」とあるのは、「第四十一条の十八の三並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

7 新法附則第三条の二の四第二項及び第三項の規定は、租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しが平成二十年十二月一日以後にされる場合について適用する。

8 平成二十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新法附則第五条の五第二項の規定の適用については、同項中「附則第三十三條の二第五項、附則第三十三條の三第五項」とあるのは「附則第三十三條の三第五項」と、同項第五号中「附則第三十三條の二第五項、附則第三十四條第四項」とあるのは「附則第三十四條第四項」とする。

9 新法附則第六條第四項及び第五項の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、旧法附則第六條第四項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

10 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に對して課する市町村民税の所得割の額は、同条第五項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲

げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・八に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額イ 一万八千円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

11 前項の規定の適用がある場合における新法附則第三十三條の二第七項の規定の適用については、同項第一号中「附則第三十三條の二第五項」とあるのは、「附則第三十三條の二第五項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第号）附則第八條第十項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）とする。

12 新法附則第三十五條の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合における第十項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新法附則第三十五條の二の六第十四項又は第十七項の規定により読み替えられた新法附則第三十三條の二第五項前段の規定により」とする。

13 新法附則第三十五條の二の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に市町村民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第十六項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

14 市町村民税の所得割の納税義務者が新法第三百十三條第十三項の規定により平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（第十六項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第十三項に規定する申告書を提出する場合には、新法附則第三十五條

の二の五第八項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第十六項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

一 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第十六項において「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

二 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第十六項において「少額配当等以外の配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

15 新法附則第三十五條の二の六第十一項から第二十項までの規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の市町村民税に係る旧法附則第三十五條の二の六第七項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

16 市町村民税の所得割の納税義務者が新法附則第三十五條の二の六第十一項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに附則第三條第十六項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付した源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選

択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新法附則第三十五條の二の六第十三項の規定にかかわらず、新法第三百十三條第十三項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

一 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

二 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

17 平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における新法附則第三十五條の二の六第十七項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第三十五條の二の三第四項及び第五項の規定の適用について」と、同項中「と」とあるのは「と、附則第三十五條の二の三第四項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五條の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、同条第六項前段」とあるのは「附則第三十五條の二第六項前段」とする。

18 市町村民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行つた旧法附則第三十五條の二の三第四項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に對して課する平成二十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

19 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五條の二の六第十二項に規定する上場株式等（以下この項におい

て「上場株式等」という。)の譲渡(新法附則第三

十五条の二の第二項に規定する譲渡をいう。)

のうち租税特別措置法第三十七条の十二の第二

項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合

には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、

譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の

規定に該当する譲渡所得を除く。)については、

新法附則第三十五条の二第六項前段の規定によ

り同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等

の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業

所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額

として政令で定めるところにより計算した金額

(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所

得等の金額」という。)に対して課する市町村民

税の所得割の額は、同条第六項前段の規定にか

かわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ

当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額

(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の

規定により読み替えて適用される新法附則第

三十五条の二第十項の規定により読み替えて

適用される新法第三百四十四条の二の規定の適

用がある場合には、その適用後の金額をいう。以下この項において同じ。)が五百万円以

下である場合 当該上場株式等に係る課税譲

渡所得等の金額の百分の一・八に相当する金

額

二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が

五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合

計額

イ 九万円

ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の

金額から五百万円を控除した金額の百分の

三に相当する金額

前項の規定の適用がある場合における新法附

則第三十五条の二第十項の規定の適用について

は、同項第一号中「附則第三十五条の二第六項」

とあるのは「附則第三十五条の二第六項(地方税

法等の一部を改正する法律(平成二十年法律

第 号。以下「平成二十年改正法」という。)

附則第八條第十九項の規定により適用される場

合を含む。以下同じ。と、同項第三号中「これ

らの規定」とあるのは「第三百三十三條第九項雑

損失の金額に係る部分に限る。並びに第三百十

四條の二第一項及び第二項」とあるのは、「と

あるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは

「と、同条第十二項中「総所得金額」とあるのは

「総所得金額、附則第三十五条の二第六項に規

定する株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株

式等に係る譲渡所得等の金額のうち平成二十

年改正法附則第八條第十九項に規定する上場株

式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、

当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上

場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残

額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金

額」とする」とする。

21 新法附則第三十五条の二の第十五項の規定

の適用がある場合における第十九項の規定の適

用については、同項中「計算した金額」とある

のは「計算した金額(新法附則第三十五条の二の

第六十五項の規定の適用がある場合には、その

適用後の金額」と、「同条第六項前段」とあるの

は「新法附則第三十五条の二第六項前段」とす

る。

22 新法附則第三十五条の三第十一項の規定の適

用がある場合における第十九項の規定の適用に

ついては、同項中「計算した金額」とあるのは

「計算した金額(新法附則第三十五条の三第十一

項の規定の適用がある場合には、その適用後の

金額」と、「同条第六項前段」とあるのは「新法

附則第三十五条の二第六項前段」とする。

23 前三項に定めるもののほか、第十九項の規定

の適用がある場合における市町村民税に関する

規定の適用に關し必要な事項は、政令で定め

る。

(法人の市町村民税に関する経過措置)

第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規

定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日

以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税

及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法

人の市町村民税について適用し、施行日前に開

始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行

日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村

民税については、なお従前の例による。

2 旧法第二百九十四條第一項第四号に規定する

法人でない社団又は財団に対して課する平成十

九年度分までの法人の市町村民税の均等割につ

いては、なお従前の例による。

3 旧法第二百九十六條第一項第一号に規定する

旧民法第三十四條の法人(収益事業を行わない

もののに限る。)に対して課する平成二十年度分ま

での法人の市町村民税の均等割については、な

お従前の例による。

4 新法第三百二十二條の規定(同条第一項の表の

第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。)は、

平成二十年以後の年度分の法人の市町村民税

の均等割について適用し、旧法第三百二十二條

第三号に掲げる公共法人等に対して課する

平成十九年度分までの法人の市町村民税の均等

割については、なお従前の例による。

5 施行日から附則第一条第六号に定める日の前

日までの間における新法第三百二十二條第一項の規

ものに限る。)に対して課する平成二十年度分ま

での法人の市町村民税の均等割については、な

お従前の例による。

4 新法第三百二十二條の規定(同条第一項の表の

第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。)は、

平成二十年以後の年度分の法人の市町村民税

の均等割について適用し、旧法第三百二十二條

第三号に掲げる公共法人等に対して課する

平成十九年度分までの法人の市町村民税の均等

割については、なお従前の例による。

5 施行日から附則第一条第六号に定める日の前

日までの間における新法第三百二十二條第一項の規

定の適用については、同項の表の第一号中

の「イ及びロに掲げる法人を除く。」

ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二條第

二項に規定する相互会社以外の法人)で資本

の(イ及びロに掲げる法人を除く。)

ニ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二

項を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下

額が千円以下であるものうち、市町村内に有

者(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号

「従業者数の合計数」という。)が五十人以下のもの

の額又は出資金の額を有しないも

に規定する独立行政法人で収益事業

この表において同じ。で資本金等のする事務所、事業所又は寮等の従業員から第九号まで及び第五項において

6 新法第三百二十一条の十一の二又は第三百二十一条の十一の三の規定は、施行日以後に新法第三百二十一条の十一の二第一項又は第三百二十一条の十一の三第一項の申請が行われる場合について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定(新法第三百九十四条の規定を除く。)中固定資産税に関する部分は、平成二十年度以後の年度の固定資産税について適用し、平成十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八条第二項第九号、第十二号及び第二十六号並びに第七項並びに附則第十五条第十三項の規定は、平成二十一年度以後の年度の固定資産税について適用し、旧民法第三十四条の法人に係る固定資産に対して課する平成二十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十八条第二項第二十九号の規定は、附則第一条第九号に定める日の属する年の翌年の一月一日(当該定める日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第二十五項から第二十八項までに規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成十七年六月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第

三項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項の表第一号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成十六年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項の表第二号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第五項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第五項第二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十三項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 旧法附則第十五条第二十六項各号に掲げる家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 新法附則第十五条第五十一項に規定する指定会社等が施行日において同項に規定する外資埠頭公社からの出資により取得した固定資産に係る同項の規定の適用については、同項中「前日において第十三項又は」とあるのは「前日において」と、「附則第十條第十二項及び第十六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十年改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十五項若しくは」とあるのは「第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十四項若しくは第十五項又は」とする。

第十一條 市町村長は、償却資産に対して課する平成二十年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が旧法第四百十四条の規定に基づき決定したものである場合においては、直ちに当該償却資産の価格等(新法第三百八十九条第一項

に規定する価格等をいう。以下この条において同じ。)を新法の規定による価格等に修正して、これを償却資産課税台帳に登録しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による価格等の修正が地方税法第四百十一條第二項の規定による公示の日以後に行われる場合には、遅滞なく、当該修正に係る価格等及びこれを償却資産課税台帳に登録した旨を当該償却資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

3 道府県知事又は総務大臣は、地方税法第三百八十九条第一項の規定に基づき市町村の長に通知した償却資産に対して課する平成二十年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に係る当該償却資産の価格が旧法第四百十四条の規定に基づき決定したものである場合においては、直ちに、当該償却資産の価格等を新法の規定による価格等に修正し、当該修正に係る価格等を当該償却資産が所在するものとされる市町村に配分し、その配分した価格等を当該市町村の長に通知しなければならない。この場合においては、道府県知事又は総務大臣は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者に通知しなければならない。

4 新法第三百八十九条第二項、第四項、第五項及び第六項(第一号に係る部分を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「道府県知事」とあるのは、「道府県知事又は総務大臣」と読み替えるものとする。

5 新法第三百九十条の規定は総務大臣が第三項の規定による価格等の修正又は配分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について、新法第三百九十九条の規定は道府県知事又は総務大臣が同項の規定による価格等の修正又は配分についての異議申立てに対する決定をした場合について準用する。

6 道府県知事は、地方税法第七百四十三条第一

項の規定に基づき納税義務者及び市町村長に通知した道府県が償却資産に対して課する平成二十年分固定資産税の課税標準となるべき金額に係る当該償却資産の価格が旧法第四百十四条の規定に基づき決定したものである場合においては、直ちに、当該償却資産の価格等を新法の規定による価格等に修正し、当該修正に係る価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。この場合においては、新法第四百条の二の規定を準用する。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十二条 次項に定めるものを除き、新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新法第六百九十九条の三十二第二項の規定は、平成二十一年度以後に同項の規定により交付すべき交付金について適用し、平成二十年度分までの旧法第六百九十九条の三十二第二項の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十三条 新法第七百条の四十九第一項の規定は、平成二十一年度以後に同項の規定により交付すべき交付金について適用し、平成二十年度分までの旧法第七百条の四十九第一項の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

第十四条 新法附則第三十二条の三の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十五条 新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に對して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十年前の年分の個人の事業及び平成二十年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十九年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第二十五項から第二十八項までに規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 新法附則第十五条第十三項の規定は、平成二十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第三十四条の法人に係る固定資産に対して課する平成二十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

4 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十七条 次項に定めるものを除き、新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五条の六の規定は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法の規定は、平成二十一年度分までの地方道路譲与税から適用し、平成二十年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

（石油ガス譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 第三条の規定による改正後の石油ガス譲与税法の規定は、平成二十一年度分の石油ガス譲与税から適用し、平成二十年度分までの石油ガス譲与税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（道路運送車両法の一部改正）

第二十二条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の二（第一項中「継続検査の申請をする場合には、申請者は」を「自動車の使用者が第六十二条第二項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合（検査対象自動車又は二輪の小型自動車の使用者にあつては、第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合に限る。）には、当該自動車の使用者は」に改め、同条第三項中「継続検査」を「自動車検査証の返付」に改める。（輸出入取引法の一部改正）

第二十三条 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第七項を削る。

第十七条第三項中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）を加える。

（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 施行日前に前条の規定による改正前の輸出入取引法第十六条第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第二十五条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の八第六項を削る。

第四十九条の九第三項中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）を加える。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 施行日前に前条の規定による改正前の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第四十九条の八第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第二十七条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四十六条第二項中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）を加える。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 施行日前に前条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律第四十五条第一項の規定により移行が行われた場合の事業

附則第五十五条中地方税法附則第九条に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則第九条に次の一項を加える。

15 株式会社商工組合中央金庫に対する第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条第一項中「連結個別資本金等の額」とあるのは「連結個別資本金等の額から、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三条第一項に規定する転換前の法人の事業年度のうち最終のものの確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている資本金の額のうち政府が出資した金額に相当する額から同法附則第五条第一項に規定する主務大臣が定める金額を控除した額に、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては十分の九を、同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の四を、同年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の三を、同年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の二を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の一をそれぞれ乗じて得た金額をそれぞれ控除して得た額」と、同条第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは「控除して得た額」とする。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）
第三十二条 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条中地方税法附則第九条に二項を加える改正規定を次のように改める。

附則第九条に次の二項を加える。

16 株式会社日本政策投資銀行（次項において「公社」という。）に対する第七十二条の二十一及び第七十二条の二十二の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十一第一項及び第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額（これらの額が一兆円を超える場合には、一兆円とする。）とする。

17 前項の場合における公社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、各事業年度の資本金等の額（同項の規定により適用される第七十二条の二十一第三項又は第七十二条の二十二第二項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらの金額を控除した後の金額とする。）から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該資本金等の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第十七項」とする。

- 一 平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 十分の九
- 二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の四
- 三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の三
- 四 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の二
- 五 平成二十四年四月一日から平成二十五

年三月三十一日までの間に開始する事業年度 五分の一
地方法人特別税等に関する暫定措置法案
地方法人特別税等に関する暫定措置法
目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 法人の事業税の税率の特例（第二条）
- 第三章 地方法人特別税
- 第一節 総則（第三条―第七条）
- 第二節 課税標準（第八条）
- 第三節 税額の計算（第九条）
- 第四節 申告及び納付等（第十条―第二十條）
- 第五節 雑則（第二十一条―第二十三条）
- 第六節 罰則（第二十四条―第三十一条）
- 第四章 地方法人特別譲与税（第三十二条―第四十条）
- 第五章 雑則（第四十一条）
- 附則
- 第一章 総則（趣旨）

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

第二章 法人の事業税の税率の特例

第二条 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度（地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余

財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての同法第七十二条の二十四の七及び附則第九条の二の規定の適用については、同法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の五・三」とあるのは「百分の二・六」と、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第 号。以下「暫定措置法」という。）第二条の規定により読み替えて適用される第一項から第三項まで」と、「第一項各号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第一項各号」と、「第二項」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第二項」と、「第三項各号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第三項各号」と、同条第八項中「第一項から第三項まで及び前項」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第一項から第三項まで及び前項」と、同法附則第九条の二中「第七十二条の二十四の七第一項第二号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えられた第七十二条の二十四の七第一項第二号」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」と、「附則第九条の二」とあるのは「暫定措置法第二条の規定

により読み替えられた附則第九条の二」とする。

第三章 地方法人特別税

第一節 総則

(定義)

第三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 人格のない社団等 地方税法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等をいう。

二 みなし課税法人 地方税法第七十二条の二第五項に規定するみなし課税法人をいう。

三 所得割 地方税法第七十二条第三号に規定する所得割をいう。

四 収入割 地方税法第七十二条第四号に規定する収入割をいう。

五 基準法人所得割額 地方税法の規定同法第六条、第七条、第七十二条の二十四の十、第七十二条の二十四の十一及び第七十二条の四十九の四の規定を除き、税率については、同法第一条第五号に規定する標準税率によるものとする。次号において同じ。）に

よって計算した所得割額をいう。

六 基準法人収入割額 地方税法の規定によつて計算した収入割額をいう。

七 付加価値割 地方税法第七十二条第一号に規定する付加価値割をいう。

八 資本割 地方税法第七十二条第二号に規定する資本割をいう。

(人格のない社団等に対する適用)

第四条 人格のない社団等及びみなし課税法人は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

(納税義務者)

第五条 法人は、この法律により、地方法人特別税を納める義務がある。

(課税の対象)

第六条 法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額には、この法律により、国が地方法人特

別税を課する。

(国税通則法等の適用除外等)

第七条 地方法人特別税については、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)及び国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定は、適用しない。

2 地方法人特別税は、国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の規定の適用については、同法第二条第二号に規定する地方税とみなす。

第二節 課税標準

第八条 地方法人特別税の課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額とする。

第三節 税額の計算

第九条 地方法人特別税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によつて法人の事業税を課される法人
基準法人所得割額に百分の百四十八の税率を乗じて得た金額

二 所得割額によつて法人の事業税を課される法人(前号に掲げる法人を除く。)
基準法人所得割額に百分の八十一の税率を乗じて得た金額

三 収入割額によつて法人の事業税を課される法人
基準法人収入割額に百分の八十一の税率を乗じて得た金額

第四節 申告及び納付等

(賦課徴収)

第十条 地方法人特別税の賦課徴収は、第八条及び第十六条に定めるものを除くほか、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行ふものとする。この場合において、地方税法第十七条の六第一項第一号の規定に基づき更正又は決定をすることができる期間については、地方法人特別税及び法人の事業税は、同一の税目に属する地方税とみなして、同号の規定を適用するものとする。

(申告)

第十一条 地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八から第七十二条の三十一まで又は第七十二条の三十三の規定により法人の事業税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書に記載すべき所得割額又は収入割額に係る基準法人所得割額又は基準法人収入割額、これらを課税標準として算定した地方法人特別税の額その他必要な事項を記載した申告書を、当該都道府県の法人の事業税の申告の例により、当該都道府県の法人の事業税の申告と併せて、当該都道府県知事に提出しなければならない。

第十二条 地方法人特別税の納税義務者は、地方法人特別税を当該都道府県の法人の事業税の納付の例により、当該都道府県の法人の事業税の納付と併せて当該都道府県に納付しなければならない。

2 地方法人特別税及び法人の事業税の納付があつた場合においては、政令で定めるところにより、その納付額を第十条又は前条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税の額にあん分した額に相当する地方法人特別税及び法人の事業税の納付があつたものとする。

3 都道府県は、地方法人特別税の納付があつた場合においては、政令で定めるところにより、地方法人特別税と併せて納付された額を国に払い込むものとする。

(還付等)

第十三条 都道府県は、地方税法の規定により法人の事業税の所得割又は収入割の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、当該都道府県の法人の事業税の還付の例により、前条第一項の規定により当該法人の事業税の所得割又は収入割と併せて納付された地方法人特別税の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならない。

第十四条 都道府県は、前条の規定により地方法人特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、当該還付金等に相当する額を、第十二条第三項の規定により翌々月の末日までに国に払い込むものとする。地方法人特別税として納付された額(以下この条において「払込予定額」という。)であつて当該還付金等を還付することとした日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。ただし、当該還付金等に相当する額が当該総額を超える場合にあっては、当該超える額に相当する額に達するまでの額を払込予定額であつて当該月の翌月以後の各月に納付されたものの総額から順次控除するものとする。

2 前項の規定の適用を受けた還付金等について返納があつた場合その他政令で定める事由が生

ければならない。この場合においては、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を還付するものとする。

一 第九条第一号に掲げる法人
当該還付すべき法人の事業税の所得割に係る還付金に相当する額に百分の百四十八を乗じて得た額

二 第九条第二号に掲げる法人
当該還付すべき法人の事業税の所得割に係る還付金に相当する額に百分の八十一を乗じて得た額

三 第九条第三号に掲げる法人
当該還付すべき法人の事業税の収入割に係る還付金に相当する額に百分の八十一を乗じて得た額

都道府県は、地方法人特別税に係る過誤納金があるときは、当該都道府県の法人の事業税に係る過誤納金の還付の例により、遅滞なく、還付しなければならない。

3 前二項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金(これらに計算すべき還付加算金を含む。以下この項、次条及び第十六条において「還付金等」という。)の還付は、法人の事業税に係る還付金等の還付と併せて行わなければならない。

(還付金等の国への払込額からの控除等)

第十四条 都道府県は、前条の規定により地方法人特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、当該還付金等に相当する額を、第十二条第三項の規定により翌々月の末日までに国に払い込むものとする。地方法人特別税として納付された額(以下この条において「払込予定額」という。)であつて当該還付金等を還付することとした日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。ただし、当該還付金等に相当する額が当該総額を超える場合にあっては、当該超える額に相当する額に達するまでの額を払込予定額であつて当該月の翌月以後の各月に納付されたものの総額から順次控除するものとする。

2 前項の規定の適用を受けた還付金等について返納があつた場合その他政令で定める事由が生

じた場合には、当該返納があった額その他政令で定める額に相当する額を、当該返納があった日又は政令で定める事由が生じた日の属する月における払込予定額の総額に加算するものとする。

(延滞金等の計算)

第十五条 地方法人特別税に係る延滞金及び加算金並びに法人の事業税に係る延滞金及び加算金並びにこれらの延滞金の免除に係る金額(以下この条において「延滞金等」という。)の計算については、地方法人特別税及び法人の事業税の合算額によって行い、政令で定めるところにより、算出された延滞金等をその計算の基礎となつた地方法人特別税及び法人の事業税の額にあん分した額に相当する金額を地方法人特別税又は法人の事業税に係る延滞金等の額とする。

2 地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付加算金の計算については、地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付金又は過誤納金の合算額によって行い、政令で定めるところにより、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付金又は過誤納金の額にあん分した額に相当する金額を地方法人特別税又は法人の事業税に係る還付加算金の額とする。

3 前二項の規定により地方法人特別税及び法人の事業税に係る延滞金等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、地方法人特別税及び法人の事業税を一の税とみなしてこれを行う。(充当等の特例)

第十六条 地方税法第十七条の規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等については、適用しない。ただし、第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付金をその額の計算の基礎とされた事業年度の地方法人特別税及び法人の事業税で納付すべきこととなつてゐるものに充当する場合は、この限りでない。

一 第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付金等(以下この条において「地方法人特別税等還付金等」という。)の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる地方税がある場合における当該地方法人特別税等還付金等

二 地方税に係る還付金等(地方法人特別税等還付金等を除く。)の還付を受けるべき者につき第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税で納付すべきこととなつてゐるもの(次項及び第三項において「未納地方法人特別税等」という。)がある場合における当該還付金等

2 前項第一号に規定する場合にあつては、地方法人特別税等還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付を受けるべき都道府県知事に対し、当該地方法人特別税等還付金等(未納地方法人特別税等又は納付すべきこととなつてゐるその他の地方税に係る金額に相当する額を限度とする。)により未納地方法人特別税等又は納付すべきこととなつてゐるその他の地方税を納付することを委託したものとし、これを委託したものとみなす。

3 第一項第二号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付を受けるべき都道府県知事に対し、当該還付金等(未納地方法人特別税等に係る金額に相当する額を限度とする。)により未納地方法人特別税等を納付することを委託したものとし、これを委託したものとみなす。

4 前二項の規定が適用される場合には、これらの規定による委託納付をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があつたものとみなす。

5 第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした都道府県知事は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならない。

ならない。

(納税管理人)

第十七条 地方税法の規定により定められた法人の事業税の納税管理人は、当該都道府県における当該納税義務者に係る地方法人特別税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

(処分に關する不服審査等)

第十八条 第十条の規定により都道府県知事が当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により当該都道府県の法人の事業税と併せて賦課徴収を行う地方法人特別税に關する処分は、不服申立て及び訴訟については、地方税法に基づく処分とみなして、同法第一章第十三節の規定を適用する。この場合において、同法第十九条並びに第十九条の七第一項及び第二項中「地方団体の徴収金」とあるのは、「地方団体の徴収金及び地方法人特別税」とする。

(犯則取締り)

第十九条 地方法人特別税に關する犯則事件については、法人の事業税に關する犯則事件とみなして、地方税法第二章第六款の規定を適用する。

(賦課徴収又は申告納付に關する報告等)

第二十条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、総務大臣に対し、地方法人特別税の申告の件数、地方法人特別税額、地方法人特別税に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

告の件数、地方法人特別税額、地方法人特別税に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 総務大臣は、必要があると認める場合には、前項に規定するもののほか、都道府県知事に対し、当該都道府県に係る地方法人特別税の賦課徴収又は申告納付に關する事項の報告を求めることができる。

3 総務大臣が都道府県知事に対し、地方法人特別税及び法人の事業税の賦課徴収に關する書類を閲覧し、又は記録することを求めた場合には、都道府県知事は、関係書類を総務大臣又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

第五節 雜則

(代表者等の自署及び押印)

第二十一条 地方税法第七十二条の三十五の規定は、第十一条の規定による申告書について準用する。

(法人税法の適用の特例等)

第二十二条 地方法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法(昭和四十年法律第三十四号)	第九十四条第四号	事業税	事業税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第号。次号において「暫定措置法」という。)の規定による地方法人特別税
国稅收納金整理資金	第二條第一項	収入金を含む。	地方税又は地方法人特別税に係る地方税法又は暫定措置法
		収入金を含む。	地方税又は地方法人特別税に係る地方税法又は暫定措置法

に關する法律（昭和二十九年法律第三十六号）

第八条第一項

収入を含む。）

特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十号）に規定する
地方法人特別税を除く。）
収入を含み、地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税を除く。）

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

第二条第一項第三号

地方税

地方税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）

第四条第四号

国税

国税（地方法人特別税を除く。以下この条、第二十四條、第三十六條、第四十一條の三及び第四十六條において同じ。）

第五条第一項第一号イ

及び特別とん税

特別とん税及び地方法人特別税

第八条第一項第六号

事業税

事業税（地方法人特別税を含む。）

第三十三條第五項

第七十二條の三十五

第七十二條の三十五地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十号）第二十一条において準用する場合を含む。）

（事務の区分）

第二十三條 この章の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六節 罰則

（検査拒否等に関する罪）

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二條の七の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二條の七第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者
- 三 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二條の七の規定による徴

税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次条第一項及び第二項、第二十七條第一項及び第三項、第二十八條第四項並びに第二十九條第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。（故意不申告の罪）

第二十五條 正当な事由がなくして第十一條の規定により地方税法第七十二條の二十五第一項、第七十二條の二十八第一項又は第七十二條の三十一第一項の規定による申告書と併せて提出しな

ければならない第十一條の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者（法人課税信託（地方税法第七十二條の二第四項に規定する法人課税信託をいう。次条第一項及び第二十七條第一項において同じ。）の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者）でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができ

る。2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を

代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（虚偽の中間申告納付等に関する罪）

第二十六條 第十一條の規定により地方税法第七十二條の二十六第一項ただし書、第七十二條の二十九第一項又は第七十二條の三十第一項の規定による申告書と併せて提出しなければならぬ第十一條の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合においては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に對し、同項の罰金刑を科する。

（脱税に関する罪）

第二十七條 偽りその他不正の行為によつて地方法人特別税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、又は代理人若しくは使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

る。3 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に對し、この条の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間

は、同項の罪についての時効の期間による。

5 人格のない社団等については、第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
(滞納処分に関する罪)

第二十八條 地方法人特別税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、都道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
(滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行う都道府県の徴税吏員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をした者

二 第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行う都道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
(代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

第三十條 第二十一条において準用する地方税法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書若しくは修正申告書の提出があつた場合において、その行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(秘密漏えいに関する罪)

第三十一條 地方法人特別税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合においては、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章 地方法人特別譲与税
(地方法人特別譲与税)
第三十二條 地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額に相当する額とし、都道府県に対して譲与するものとする。
(各都道府県に対する譲与額)

第三十三條 毎年度、各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、地方法人特別譲与税基本額(次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額に相当する額から財源超過団体調整額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)の二分の一に相当する額を各都道府県の人口(官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。次条第二項において同じ。)であん分した額及び地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数(統計法昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計である事業所統計の最近に公表された結果による従業者数をいう。次条第二項において同じ。)であん分した額の合算額(財源超過団体調整額にあっては、当該合算額に当該財源超過団体調整額に係る個別財源超過団体調整額を加えた額)とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 財源超過団体調整額 当該年度の前年度の普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額が基準財政需要額を上回る都道府県であつて、当該上回る額を基礎として総務省令で定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額(次号において「調整財源超過額」という。)が、第二条の規定を適用しないこと

とした場合における当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額から当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額及び次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額の見込額について財源超過団体調整額がないものとして前項の規定の例により算定した当該都道府県の譲与額として総務省令で定めるところにより算定した額の合算額を控除した額(次号において「事業税等減収見込額」という。)を下回ることとなる都道府県をいう。

二 個別財源超過団体調整額 財源超過団体調整額にあっては、当該合算額に当該財源超過団体調整額に係る個別財源超過団体調整額を加えた額(次号において「調整財源超過額」という。)が、第二条の規定を適用しないこと

とした場合における当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額から当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額及び次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額の見込額について財源超過団体調整額がないものとして前項の規定の例により算定した当該都道府県の譲与額として総務省令で定めるところにより算定した額の合算額を控除した額(次号において「事業税等減収見込額」という。)を下回ることとなる都道府県をいう。

三 財源超過団体調整額 財源超過団体調整額にあっては、当該合算額に当該財源超過団体調整額に係る個別財源超過団体調整額を加えた額(次号において「調整財源超過額」という。)が、第二条の規定を適用しないこと

譲与時期		譲与時期ごとに譲与すべき額	
五月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額	五月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額	八月	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額	十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
二月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額	二月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額

2 各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、前項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額から前条第二項第三号に規定する財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及び各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過団体調整額にあっては、当該合算額に当該財源超過団体調整額に係る同項第二号に規定する個別財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を加えた額とする。）

3 前二項の規定により計算した各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合においては、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方法人特別譲与税の額は、第一項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額からそれらの端数金額を控除した金額とする。

4 各譲与時期ごとに譲与することができなかった金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）
第三十五条 総務大臣は、地方法人特別譲与税を

都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該譲与時期において都道府県に譲与すべき額とするものとする。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十六条 総務大臣は、第三十三条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方法人特別譲与税の使途）

第三十七条 国は、地方法人特別譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

（地方財政法の適用関係）

第三十八条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第四条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「特別とん譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税、特別とん譲与税」とする。

（地方交付税法の適用関係）

第三十九条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「当該道府県の地方道路譲与税」とあるのは「当該道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税」と、同条第

三項の表道府県の項中 十三 地方道路譲与税
「十三 地方法人特別譲与税」前年度の地方法人特別譲与税の譲与額」とする。

「十三の二 地方道路譲与税」前年度の地方道路譲与税の譲与額」とする。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用関係）
第四十条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「収入見込額」とあるのは、「収入見込額（都道府県にあつては、当該収入見込額に同法で定める方法により算定した当該都道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額を加算した額）」とする。

（命令への委任）
第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、命令で定める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（適用区分）

第二条 第三章の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課せられる法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引

渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）と併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用する。

2 第四章の規定は、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。

（法人の事業税における中間申告等の経過措置）
第三条 施行日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての地方税法第七十二条の二十六第一項の規定の適用については、同項中「六倍」とあるのは、「三・三倍」とする。

2 平成二十一年度における地方法人特別譲与税についての第三十四条の規定の適用については、同条第一項の表五月の項中「二月から四月まで」とあるのは、「前年の十二月から翌年の四月まで」とする。

3 平成二十一年度分の地方交付税についての第三十九条の規定の適用については、同条中「前年度の地方法人特別譲与税の譲与額」とあるのは、「平成二十一年度分の地方法人特別譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」とする。

（地方自治法の一部改正）
第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

地方法人特別税等に関する
暫定措置法（平成二十年法律第 号）
第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務

（地方財政法の一部改正）

第五条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の次に次の一条を加える。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の六 都道府県は、当分の間、各年度において地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第 号）の施行による減収額がある場合においては、当該減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債

を起こすことができる。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条に次の一項を加える。

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第 号)による地方法人特別税の収入は交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は同勘定の歳出とする。

(統計法の一部改正)

第七条 統計法(平成十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第二十五条 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二十一条に規定する指定統計を「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第八条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税に関すること。

附則第五条中「及び道路交通法(昭和三十五年法律第五十五号)を、」道路交通法(昭和三十五年法律第五十五号)及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第 号)に改める。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同項第九号中「昭和六十二年」を「昭和六十一年度」に改め、同項第十号中「昭和六十二年」を「昭和六十一年度」に改め、同項第十一号及び第十五号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同項第十号中「昭和六十二年」を「昭和六十一年度」に改め、同項第十一号中「昭和六十二年」を「昭和六十一年度」に改め、同項第十二号及び第十六号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表第三項の表第二十一号中「校長」の下に、「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」を加え、同表第二十五号中「道府県立の高等専門学校」の下に、「当該道府県が地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第六十八条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。」を加え、「地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)を「同法」に改め、同表第四十二号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に改め、同表第四十三号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表第四十四号中「昭和六十二年」を「昭和六十一年度」に改め、同表第四十五号中「昭和六十二年」を「昭和六十一年度」に改め、同表第四十七号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表第五十号中「平成十三年度から平成十八年度まで」を「平成十三年度から平成十九年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(4) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度において起こすことができることとされた地方債の額

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同項第九号中「昭和六十二年」を「昭和六十一年度」に改め、同項第十号中「昭和六十二年」を「昭和六十一年度」に改め、同項第十一号及び第十五号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同項第九号中「昭和六十二年」を「昭和六十一年度」に改め、同項第十一号中「昭和六十二年」を「昭和六十一年度」に改め、同項第十二号及び第十六号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表第三項の表第二十一号中「平成二十年度分」を「平成二十一年度分」に改め、同条第一項中「平成十九年度に限り」を「平成二十年度に限り」に、「第三号まで」を「第五号まで」に、「二千五百億円」を「二千五百億円」に、「第四号から第六号まで」を「第六号及び第七号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この条において「旧法」という。附則第四条の二第二項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額

二 千億円」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十年度から平成三十四年度まで」を「平成二十一年度から平成三十四年度まで」に改め、「平成二十年度にあつては第一項の額に同年度において前二項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし」を削り、「平成二十五年から平成三十四年度

五千八百六十九億円

附則第四条第一項第六号を削り、同項第五号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に、「五千六百六十一億円」を「五千七百一十一億円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、「のうち旧法附則第四条の二第五項から第七項までの規定に基づき平成十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額に加算することとされていた額の合算額に相当する額以外の額」を削り、同号を同項第六号とし、同項第三号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千億円

四 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 四千七百四十四億四千八百八十八万九千円

附則第四条第二項中「平成十九年度分」を「平成二十年度分」に、「附則第四条の二第十項」を「附則第四条の二第五項」に改める。

までを「平成二十五年から平成三十五年まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成二十一年度	五千八百三十一億円
平成二十二年	六千六百九十五億円
平成二十三年	六千六百九十五億円
平成二十四年	六千六百九十五億円
平成二十五年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十六年度	五千五百八十一億円
平成二十七年	五千五百八十二億円
平成二十八年	四千五百三十九億円
平成二十九年	三千九百二十四億円
平成三十年	三千四百三十一億円
平成三十一年	二千九百十二億円
平成三十二年	二千四百五十億円
平成三十三年	千九百六十七億円
平成三十四年	千四百六十五億円
平成三十五年	九百六十六億円
	四百五十九億円

附則第四条の二第四項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十年度から平成二十二年度まで」を「平成二十一年度及び平成二十二年度」に、「二千二百億七千五百六十二万二千円及び」を「三千三百四十八億七千五百六十二万二千円、」に、「五百九十五億八千九百七十七円」について、平成二十年度及び平成二十一年度に当該各年度分の交付税の総額から八百七十億円を「三百九十七億八千九百七十七円及び平成十八年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち三千十六億七千七百円について、平成二十一年度に当該年度分の交付税の総額から三千八百八十六億七千七百円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

附則第四条の三の見出し中「平成二十年度及び」を削り、同条第一項中「平成二十年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に、「前

条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第二項中「当該各年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第一号中「第十二条第三項の表第五十号の上欄に掲げる」を「第十二条第三項の表第五十号(1)から(3)までに規定する」に、「当該各年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第二号及び第三号中「当該各年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(地方再生対策費の基準財政需要額への算入) 第五条の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類 経費の種類 測定単位 単位費用

道府県	地方再生対策費	人口	一人につき	一、三〇〇円
市町村	地方再生対策費	人口	一人につき	一、六七〇円
	耕地及び林野の面積		一ヘクタールにつき	一、二二〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位のうち人口については、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二 耕地及び林野の面積	最近の世界農業センサスの結果による当該市町村の耕地及び林野(国有林野を除く)の面積	ヘクタール

附則第六条の二の見出し中「平成十九年度から平成二十一年度まで」を「平成二十年度及び平成二十一年度」に改め、同条第一項中「平成十九年度から平成二十一年度まで」を「平成二十年度及び平成二十一年度」に、「平成十九年度にあつては」を「平成二十年度にあつては」に、「平成二十年度及び平成二十一年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第九条の二中「第十二条第三項」の下に「及び附則第五条の二第二項を加える。」別表第一を次のように改める。

別表第一(第十二条第四項関係)

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	八、九五二、〇〇〇円
二 土木費	道路の面積	千平方メートルにつき	一五三、〇〇〇
1 道路橋りょう費	道路の延長	一キロメートルにつき	二、三八八、〇〇〇
2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	一四三、〇〇〇
3 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三二、六〇〇
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、四一〇

3	水産行政費	水産業者数	一人につき	二八七、〇〇〇
4	商工行政費	人口	一人につき	二、〇七〇
六	総務費	世帯数	一世帯につき	七、九八〇
1	徴税費	恩給受給権者数	一人につき	一、二三七、〇〇〇
2	恩給費	人口	一人につき	六二九
3	地域振興費	災害復旧事業費の 財源に充てるため 発行について同意 又は許可を得た地 方債に係る元利償 還金	千円につき	九五〇
七	災害復旧費	昭和五十二年度か ら平成十年度まで の各年度において 国の補正予算等に 係る事業費の財源 に充てるため発行 を許可された地方 債に係る元利償還 金	千円につき	八〇〇
八	補正予算債償還 費	平成十一年度から 平成十四年度まで 及び平成十六年度 から平成十九年度 までの各年度にお いて国の補正予算 等に係る事業費の 財源に充てるため 発行について同意 又は許可を得た地 方債の額	千円につき	五六
九	地方税減収補て ん債償還費	地方税の減収補て んのため昭和六十 二年年度から平成 九年度までの各年 度において特別に 発行について同意 又は許可を得た地 方債の額	千円につき	七四
十	地域財政特例対 策債償還費	地域財政特例対策 のため昭和六十二 年度までの各年度 において特別に発 行を許可された地 方債の額	千円につき	三六

市町村			
2 港湾費	一 消防費	十一 臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十二年
	二 土木費	十二 財源対策償還費	年度から平成十二年
	1 道路橋りよう費	十三 減税補てん償還費	度において特別に地方債の額
		十四 臨時税収補てん償還費	平成十六年度から平成十九年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
		十五 臨時財政対策償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成十六年度及び平成十八年度までの各年度の減税を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
2 港湾費	人口	千円につき	八七
道路の延長	道路の面積	千円につき	六三
港湾における係留施設の延長	一人につき	千円につき	七二
	一〇、六〇〇円		
	千平方メートルにつき		
	八二、二〇〇		
	一キロメートルにつき		
	二六二、〇〇〇		
	一メートルにつき		
	三〇、九〇〇		

五 産業経済費			九 補正予算償還		
1 農業行政費	農家数	一戸につき	八二、五〇〇	八〇〇	千円につき
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	二四五、〇〇〇	八〇〇	千円につき
3 商工行政費	人口	一人につき	一、二二〇	五七	千円につき
六 総務費					
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	六、三三〇		
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、六一〇		
3 地域振興費	世帯数	一世帯につき	二、四二〇		
	人口	一人につき	一、九一〇		
	面積	一平方キロメートルにつき	一、一〇五、〇〇〇		
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てて同意的に発行した元利償還金	千円につき	九五〇		
八 辺地対策事業償還費	辺地対策事業費の財源に充てて同意的に発行した元利償還金	千円につき	八〇〇		
九 補正予算償還	昭和五十二年年度から平成十一年度までの各年度において国の補正予算等に充てた事業費の財源に充てたため地方債に充てた元利償還金	千円につき	八〇〇		
十 地方税減収補てん償還費	地方税の減収補てんのため昭和六十一年度から平成十一年度までの各年度において特別に発行した元利償還金	千円につき	七四		
十一 地域財政特例対策償還費	地域財政特例対策のため昭和六十一年度から平成五十二年度までの各年度において特別に発行した元利償還金	千円につき	三六		
十二 臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成六十二年度までの各年度において特別に発行した元利償還金	千円につき	八七		
十三 財源対策償還費	平成六年度から平成九年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行した元利償還金	千円につき	六三		
十四 減税補てん償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に発行した元利償還金	千円につき	九四		
十五 臨時税収補てん償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に発行した元利償還金	千円につき	六七		
十六 臨時財政対策償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成十九年度までの各年度において発行した元利償還金	千円につき	七〇		

て特別に起こすことができないこととされた地方債の額

別表第二中「二、三九〇」を「二、八六〇」に、「一、一四、〇〇〇」を「一、一三〇、〇〇〇」に、「三、二一〇」を「三、六〇〇」に、「一、三五七、〇〇〇」を「一、三三四、〇〇〇」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成十九年度から」を「平成二十年度から」に、「平成十九年度にあつては」を「平成二十年度及び平成二十一年度にあつては」に、「平成十九年度分」を「平成二十年度分等」に、「平成二十年度から」を「平成二十一年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成二十二年 度	七千八百十二億円
平成二十三年 度	八千五百九十三億円
平成二十四年 度	九千四百五十三億円
平成二十五年 度	一兆七百六十六億円
平成二十六年 度	一兆二千二百四十八億円
平成二十七年 度	一兆三千九百二十億円
平成二十八年 度	一兆五千三百十億円
平成二十九年 度	一兆六千八百四十一億円
平成三十年 度	一兆八千五百二十五億円
平成三十一年 度	二兆三百七十七億円
平成三十二年 度	二兆二千四百十七億円
平成三十三年 度	二兆四千六百五十六億円
平成三十四年 度	二兆七千二百二十三億円
平成三十五年 度	二兆八千八百八十一億円
平成三十六年 度	三兆七百十九億円
平成三十七年 度	三兆二千六百三十四億円
平成三十八年 度	三兆五千八百九十七億九千五百四十八億円

附則第九条中「平成十九年度」を「平成二十年度」に、「附則第四条第一項第二号に掲げる額」を「附則第四条第一項第三号及び第四号に掲げる額の合算額」に、「平成二十年度から」を「平成二十一年度から」に、「平成三十四年度まで」を「平成三十五年度まで」に改め、同条第一号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第二項」に改め、同号の表中

二千億円を削り、同条第二号の表を次のように改め

年 度	金 額
平成二十一年 度	五千八百三十一億円
平成二十二年 度	六千六百九十五億円
平成二十三年 度	六千六百九十五億円
平成二十四年 度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年 度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千五百十二億円
平成二十七年 度	四千五百三十九億円
平成二十八年 度	三千九百二十四億円
平成二十九年 度	三千四百三十一億円
平成三十年 度	二千九百十二億円
平成三十一年 度	二千四百五十億円
平成三十二年 度	千九百六十七億円
平成三十三年 度	千四百六十五億円
平成三十四年 度	九百六十六億円
平成三十五年 度	四百五十九億円

附則第十条中「第三条」を「第二條第三項」に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「増大すること」の下に「並びに個人の道府県民税(都民税を含む。以下同じ。)及び市町村民税(区民税を含む。以下同じ。)の収入が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第五条の四の規定による控除(以下「住宅借入金等特別税額控除」という。)を行うことにより減少すること」を加える。

第二条に次の三項を加える。

2 地方特例交付金の種類は、児童手当特例交付金(平成十八年児童手当法等改正法及び平成十九年児童手当法改正法の施行による児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担の増大に対処するために当分の間の措置と

して交付する交付金をいう。以下同じ。)及び減収補てん特例交付金(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。)とする。

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する児童手当特例交付金総額及び当該年度における第四条第一項に規定する減収補てん特例交付金総額の合算額とする。

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に對して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第三項又は第五項の規定により交付すべき児童手当特例交付金の額及び当該年度において第四条第三項又は第五項の規定により交付すべき減収補てん特例交付金の額の合算額とする。

第三条の見出しを「(児童手当特例交付金の額)」に改め、同条第一項中「地方特例交付金」を「児童手当特例交付金」に改め、「平成十九

年度」の下に「及び平成二十年度」を加え、「地方特例交付金加算総額」を「児童手当特例交付金加算総額」に、「地方特例交付金総額」を「児童手当特例交付金総額」に改め、同条第二項中「地方特例交付金」を「児童手当特例交付金」に、「地方特例交付金総額」を「児童手当特例交付金総額」に、「都道府県交付金総額」を「都道府県児童手当特例交付金総額」に改め、同条第三項中「地方特例交付金」を「児童手当特例交付金」に、「都道府県交付金総額」を「都道府県児童手当特例交付金総額」に改め、同条を第十條とし、第十一條を第十條とする。

第十二條中「第六條及び第七條第二項後段」を「第七條及び第八條第二項後段」に改め、「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七號」を加え、同條を第十三條とし、第十一條を第十二條とする。

第十條中「第四條」を「第五條」に改め、同條を第十一條とする。

第九條中「地方財政法」の下に「昭和二十三年法律第九號」を加え、同條を第十條とする。

第八條第一項中「地方交付税法」の下に「昭和二十五年法律第二十一號」を加え、「控除した額とする。」を「の額」に、「第二條」を「第二項」に、「地方特例交付金の額」を「児童手当特例交付金の額」に改め、同條第四項中「地方特例交付金の額」を「児童手当特例交付金の額」に改め、「平成十九年度」の下に「及び平成二十年度」を加え、「地方特例交付金加算総額」を「都道府県児童手当特例交付金加算総額」に、「都道府県交付金加算総額」を「都道府県児童手当特例交付金加算総額」に改め、同條を第十條とし、第十一條を第十條とする。

「児童手当特例交付金の額」を「児童手当特例交付金の額の百分の七十五の額」に、「地方特例交付金の額」とを「児童手当特例交付金の額の百分の七十五の額」と改め、同條第五項中「地方特例交付金の額」を「児童手当特例交付金の額の百分の七十五の額」と改め、「平成十九年度」の下に「及び平成二十年度」を加え、「地方特例交付金加算総額」を「児童手当特例交付金加算総額」に改め、同條を第十條とし、第十一條を第十條とする。

第七十五の額とする」に改め、同條第二項中「七十五の額」を「七十五の額」に改め、同條を第十條とし、第十一條を第十條とする。

標準たる数量

町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量

に、

方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第

より算定した額

を

十二の二 地方特例交付金	
1 児童手当特例交付金	当該年度について
2 減収補てん特例交付金	当該年度について

て地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第

定により算定した児童手当特例交付金の額

て地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第

定により算定した減収補てん特例交付金の額

第五條第一項の表中「地方特例交付金の額」に

当該年度の地方特例交付金の総額の前年度の

地方特例交付金」を「児童手当特例交付金の額

に当該年度の児童手当特例交付金の総額の前年

度の児童手当特例交付金」に改め、「得た額」の

下に「及び前年度の当該地方公共団体に対する

減収補てん特例交付金の額に当該年度の減収

補てん特例交付金の総額の前年度の減収補てん

十四の二 地方特例交付金	
1 児童手当特例交付金	当該年度について
2 減収補てん特例交付金	当該年度について

第四條 毎年度分として交付すべき減収補てん

特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町

村における当該年度の個人の道府県民税及び

に、

交付金

に改め、同條を第九條と

市町村民税の住宅借入金等特別税額控除によ

る減収見込額の合算額に相当する額として予

算で定める額(次項及び第四項において「減収

補てん特例交付金総額」という。)とする。

2 毎年度分として各都道府県に対して交付す

べき減収補てん特例交付金の総額は、減収補

てん特例交付金総額の五分の二に相当する額

(次項において「都道府県減収補てん特例交付

金総額」という。)とする。

3 毎年度分として各都道府県に対して交付す

べき減収補てん特例交付金の額は、都道府県

減収補てん特例交付金総額を、総務省令で

定めるところにより、各都道府県の住宅借

入金等特別税額控除見込額(当該年度分の

個人の道府県民税の所得割の額から控除する

住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の

見込額として総務省令で定めるところにより

算定した額をいう。)によりあな分した額とす

る。

4 毎年度分として各市町村に対して交付すべ

き減収補てん特例交付金の総額は、減収補て

ん特例交付金総額の五分の三に相当する額（次項において「市町村減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

5 毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補てん特例交付金の額は、市町村減収補てん特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）によりあな分した額とする。

附則第四条第十項中「第四条から第七条まで及び第十条」を「第五条から第八条まで及び第十一条」に改め、同条第十一項中「第六条及び第七条第二項後段」を「第七条及び第八条第二項後

段」に改める。

附則第五条の見出し中「第八条」を「第九条」に改め、同条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「の額」と、当該道府県を「百分の七十五の額、当該道府県」に、「の額、当該道府県」を「百分の七十五の額、当該道府県」に改め、同条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条に規定する地方特例交付金の額」を「同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」に、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する地方特例交付金の額」を「同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」に改め、同条第三項中「第八条第二項」を「第九条

手当特例 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三項第五項の規定により算定した児童手当特例交付金の額
補てん特 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四項第五項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

に改める。

附則第六条（見出しを含む。）中「第九条」を「第十条」に改める。

附則第七条中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十年度分の地方交付税から適用し、平成十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十年度分の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四条 第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、平成二十年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成十九年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2 平成二十年度に限り、地方公共団体に對し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、新特例交付金法第六條第一項の規定にかかわらず、前年度の当該地方公共団體に對する地方特例交付金の額に当該年度の児童手当特例交付金の総額の前年度の地方特例交付金の総額に對する割合

を乗じて得た額の二分の一に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

（地方自治法の一部改正）
第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の項中「第六条及び第七条第二項後段（附則第四条第九項）」を「第七条及び第八条第二項後段（附則第四条第十項）」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）
第六条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「となつた地方特例交付金」となつた児童手当特例交付金に、「第二条に規定する地方特例交付金」を「第二条第二項に規定する児童手当特例交付金」に、「地方特例交付金」を「児童手当特例交付金」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第七条 前条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項第一号の規定は、平成二十年度以後の年度における同号に規定する当該市町村の標準負担額の算定について適用し、平成十九年度以前の年度における同号に規定する当該市町村の標準負担額の算定については、なお従前の例

第二項に、「十一の二 地方特例 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に交付金 三條第三項の規定により算定した額」

「十二の二 地方特例 交付金

1 児童手当特例 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に交付金 三條第三項の規定により算定した児童手当特例交付金の額

2 減収補てん特 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に交付金 四條第三項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

に、「十一の三 特別交付金」を「十二の三 特別交付金」に、十四の二 地方 交付金

に、「十一の三 特別交付金」を「十二の三 特別交付金」に、十四の二 地方 交付金

特例 当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三條第五項の規定により算定した額

地方特例

十四の二 交付金 1 児童 交付金 2 減収 例交付

による。

四月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、子供が使用する携帯電話への法規制に関する請願（第八二二号）（第九〇九号）

第八二二号 平成二十年三月二十一日受理

子供が使用する携帯電話への法規制に関する請願

請願者 京都市北区上賀茂烏帽子ケ垣内町

五三 久保田真由美 外七千二百

三十六名

紹介議員 松井 孝治君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

第九〇九号 平成二十年三月二十七日受理

子供が使用する携帯電話への法規制に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山町立売五八 四

方有紀 外七千四百七十九名

紹介議員 浮島とも子君

この請願の趣旨は、第七九三号と同じである。

平成二十年四月十七日印刷

平成二十年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局